

---

# **第3期 羽生市地域福祉計画及び 地域福祉活動計画**

---

**令和4年3月**

**羽生市・羽生市社会福祉協議会**



## ごあいさつ



国内の少子高齢化、人口減少、核家族化の進行、高齢者世帯の増加など、社会構造は大きく変化しており、地域内での交流は減少し、「支え合いの基盤」が弱くなっています。

また、高齢者、障がい者、子ども・子育てといった福祉に関する問題が多様化・複雑化・複合化し、必要な人に必要な福祉制度が行き届かないというケースも増えてきています。

そのような現状を踏まえ、従来のように「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、誰もが役割を持ち、一人ひとりの暮らしと生きがいと地域を、ともににつくっていく「地域共生社会」を実現することによって、少子高齢・人口減少社会を乗り越えていこうとする考え方が、今後の福祉改革の基本的な考え方と位置づけられ、国を挙げて取組が進められています。

本市では、平成 29 年に「笑顔でつながる地域プラン（第 2 期羽生市地域福祉計画及び地域福祉活動計画）」を策定し、地域福祉の推進を図ってまいりました。このたび、5 年間の計画期間が満了することから、これまでの取組の評価を行うとともに、国・県の動向を踏まえ、今後ますます多様化していく福祉課題に対応するため、支部社協懇談会やアンケート調査を行い、多くの方々の御意見等をいただきながら、「第 3 期羽生市地域福祉計画及び地域福祉活動計画」を策定しました。

本計画は、市民の誰もが安心して暮らしやすく、健康で希望に満ちた地域をつくるために策定し、市民全員で将来を見据えながら、「生きいきと 笑顔でつながる 地域の輪」を広げるため、地域福祉を推進したいと思います。

終わりに、本計画の策定にあたり、貴重な御意見や御提言をいただきました市民の皆様をはじめ、熱心に審議いただきました羽生市地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会、そして、各関係機関及び関係団体の皆様に、心から感謝と御礼を申し上げます。

令和 4 年 3 月

羽生市長・羽生市社会福祉協議会長

河田 晃明



# 目 次

|                              |    |
|------------------------------|----|
| 第1章 計画策定にあたって .....          | 1  |
| 1 地域福祉とは .....               | 1  |
| 2 計画策定の背景 .....              | 2  |
| 3 地域共生社会の実現に向けて .....        | 3  |
| 4 計画の位置づけと期間 .....           | 4  |
| 5 計画の根拠法令 .....              | 5  |
| 6 計画の策定体制 .....              | 6  |
| 7 福祉圏域の考え方 .....             | 7  |
| 8 SDGsを踏まえた地域福祉の推進 .....     | 8  |
| 第2章 羽生市の地域福祉を取り巻く現状 .....    | 9  |
| 1 統計から見る現状 .....             | 9  |
| (1) 人口等の状況 .....             | 9  |
| (2) 支援が必要な方の状況 .....         | 12 |
| 2 各種調査からみる現状 .....           | 14 |
| (1) アンケート調査 .....            | 14 |
| (2) 社協支部懇談会 .....            | 22 |
| 3 現状からみえる課題の整理 .....         | 24 |
| 第3章 計画の目指す方向 .....           | 26 |
| 1 計画の基本理念 .....              | 26 |
| 2 計画の基本目標 .....              | 27 |
| 3 地域福祉推進の視点 .....            | 28 |
| (1) 自助、共助、公助の視点 .....        | 28 |
| (2) 市民、地域、行政の役割 .....        | 29 |
| 4 施策の体系 .....                | 30 |
| 第4章 施策の展開 .....              | 32 |
| 基本目標1 意識啓発と担い手づくり .....      | 32 |
| (1) 地域福祉の意識向上 .....          | 32 |
| (2) 情報提供の充実 .....            | 34 |
| (3) 人材育成の促進 .....            | 39 |
| 基本目標2 助け合い・支え合いの仕組みづくり ..... | 44 |
| (1) 近所付き合いの促進 .....          | 44 |
| (2) 交流の場・機会の提供 .....         | 46 |
| (3) 地域活動・ボランティアの促進 .....     | 53 |
| (4) 地域包括支援体制の推進 .....        | 60 |
| 基本目標3 安全・安心に暮らせる環境づくり .....  | 65 |
| (1) 生きがいづくり・健康づくりの推進 .....   | 65 |
| (2) 防犯・防災体制の充実 .....         | 69 |

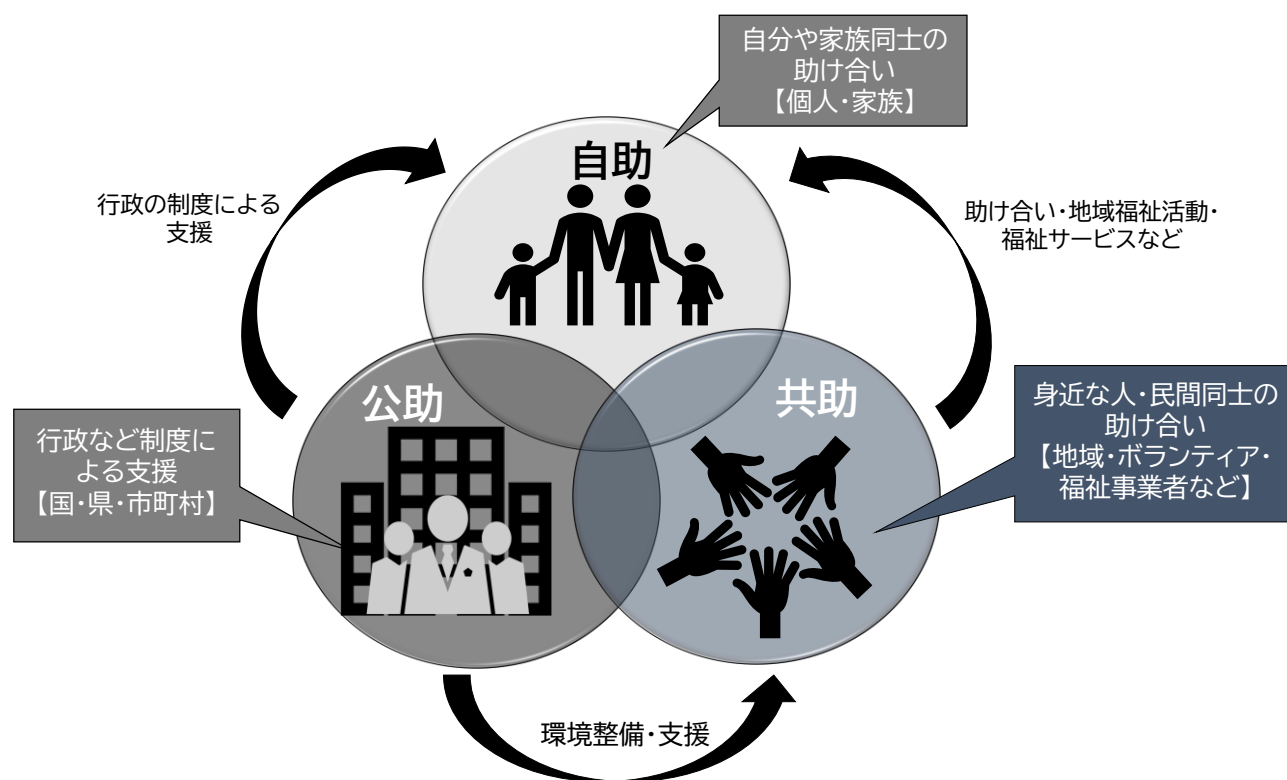
|                                        |     |
|----------------------------------------|-----|
| (3) 生活環境の整備.....                       | 74  |
| 基本目標4 サービスを適切に受けられる体制づくり .....         | 76  |
| (1) 相談体制の充実.....                       | 76  |
| (2) 福祉サービスの充実.....                     | 82  |
| (3) 誰もが適切なサービスを受けられる体制の推進.....         | 84  |
| (4) 生活困窮者対策の推進.....                    | 92  |
| (5) 成年後見制度の普及と利用促進.....                | 97  |
| 第5章 計画の推進 .....                        | 103 |
| 1 計画の推進体制と進捗評価 .....                   | 103 |
| (1) 計画の推進体制.....                       | 103 |
| (2) 進捗評価 .....                         | 103 |
| 資料 編 .....                             | 104 |
| 1 策定体制.....                            | 104 |
| 2 策定委員会要綱及び名簿 .....                    | 105 |
| (1) 羽生市地域福祉計画策定委員会設置要綱.....            | 105 |
| (2) 羽生市地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会委員名簿 ..... | 107 |
| 3 策定経過.....                            | 108 |

# 第1章 計画策定にあたって

## 1 地域福祉とは

ふだんの生活の中で、病気や子育て、介護など、不安を感じたり悩んだりすることは誰にでもあります。地域福祉とは、そのような問題や課題を、市や専門機関、地域住民や地域福祉活動団体、ボランティアなど地域のすべての人や団体が主役となり、地域住民の協働によって解決し支える取組であり、誰もがいつまでも住みなれた地域で安心して暮らせるような社会を実現するための取組のことです。

社会福祉法第1条では、「地域福祉」を「地域における社会福祉」と定義しており、これらの推進にあたっては「自助」、「共助」、「公助」が重要です。計画推進にあたっては、市民、地域、行政が、それぞれの役割によって協働で取り組むことが求められます。



### 自助・共助・公助とは？

地域福祉における問題の解決のためには、一人ひとりの個人の努力（自助）、地域住民同士の支え合い（共助）、公的な福祉サービスや支援（公助）の、それぞれの良いところを活かし、相互で連携し取り組んでいく必要があります。

## 2 計画策定の背景

少子高齢化、核家族やひとり暮らし世帯の増加、ライフスタイルの多様化にともない、一人ひとりが抱える生活課題も多種多様となってきています。特に近年、全国各地で多発する地震等の災害やさまざまな感染症等が発生する状況の中、これらに対応するには、個人の努力や行政による福祉サービスだけでは十分ではなく、地域住民が身近にある様々な福祉ニーズに気づき、地域全体で課題の解決に取り組んでいくことが求められています。

国は、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成 28 年 6 月閣議決定）において「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」を踏まえ、子ども・高齢者・障がいのある人など、すべての人々が地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を提唱しました。

多様化・複雑化・複合化した課題を抱える個人や世帯に対する支援や「制度の狭間」の問題など、既存の制度による解決が困難な課題の解決を図るため、平成 30 年 4 月 1 日に社会福祉法が一部改正され、その後、厚生労働省告示「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」において、市町村地域福祉計画策定についてのガイドラインが示されています。ガイドラインでは、今後の市町村地域福祉計画を、ほかの健康・福祉部門の福祉計画の「上位計画」として位置付けるとともに、地域福祉計画に盛り込むべき事項が定められています。

また、この流れの中で、令和 3 年 4 月 1 日にも社会福祉法が一部改正され、改めて「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりと包括的な支援体制整備について盛り込まれた内容となっています。

包括的な支援体制整備とは、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の多様化・複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制整備のことです。具体的には、①相談支援（包括的相談支援事業、多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業）、②参加支援事業、③地域づくり事業、を一体的に実施するものとしています。

本市では、平成 29 年 3 月に第 2 期羽生市地域福祉計画及び地域福祉活動計画を策定し、「生きいきと 笑顔でつながる 地域の輪」を基本理念として、誰もが安心して暮らし続けられる地域づくりを推進してきました。

本計画は、令和 3 年度に 2 期計画の計画期間が終了することから、国や県の動向を踏まえ、地域共生社会づくりを推進すべく、第 3 期羽生市地域福祉計画及び地域福祉活動計画を策定するものです。



### 3 地域共生社会の実現に向けて

令和3年4月に施行された改正社会福祉法第6条では、地方公共団体に対する責務として、地域生活課題の解決に向けての支援が包括的に提供される体制の整備や、その推進にあたって、保健医療、労働、教育、住まいや地域再生に関する施策など、各種の関連政策分野との連携について言及しており、包括的な支援体制を目指しています。

近年の多様化・複雑化・複合化した地域社会の課題に対応するため、「地域共生社会」という考え方が重要になっています。「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が、世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会です。

従来の制度では、医療、介護、教育、就労といった分野ごとに分かれ、福祉分野でも、高齢者、障がい者、子どもといったように年齢別で支援が行われてきましたが、制度や分野ごとの「縦割り」の対応では限界があります。例えば、高齢の親と無職独身の50代の子が同居している、いわゆる「8050」や、介護と育児に同時に直面する、いわゆる「ダブルケア」といった問題があります。また、2025年に「団塊の世代」が75歳を迎え日本がさらなる超高齢社会に突入する「2025問題」、未成年者が介護等を行う「ヤングケアラー」、それらに付随して引き起こる「社会的孤立」は、複数分野の問題が絡み合っています。そのため、これまでのような分野・年齢別といった「縦割り」ではなく、分野を越えた連携を進め、包括的に支援する体制の構築により、これまで高齢者への支援から始まった「地域包括ケアシステム」をさらに推進、発展させ、障がい者、子ども等への支援にも対象を広げることにより、複合化した課題にも対応できる仕組みづくりを進めていくことが「地域共生社会」の実現につながっていくと考えられています。

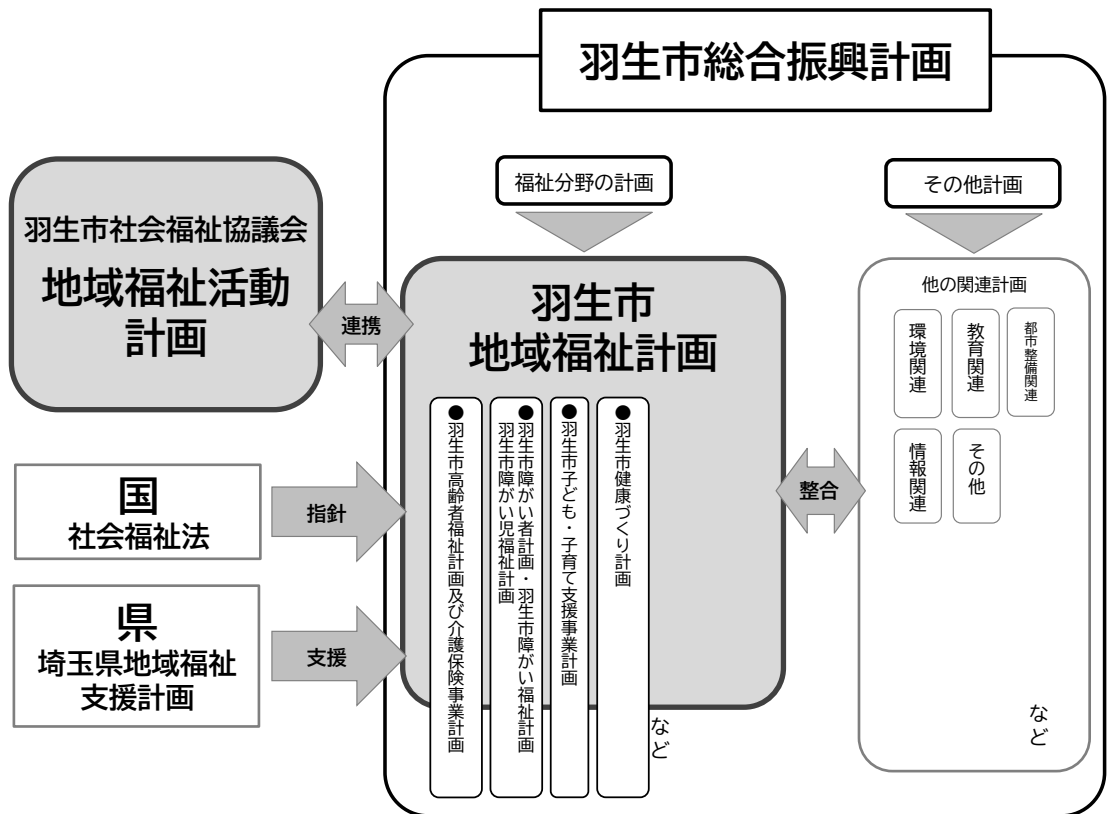


出典：厚生労働省資料

# 4 計画の位置づけと期間

「地域福祉計画」は、地域福祉を推進していくための「理念」や「仕組み」を定め、行政の地域福祉推進に関する総合的な方向性や施策を示すものであり、福祉分野の対象ごとに定められる関連計画の上位に位置付けられる計画です。

「地域福祉活動計画」は、社会福祉協議会が活動計画として策定するものであり、「すべての住民」、「地域で福祉活動を行う者」、「福祉事業を経営する者」が相互に協力して、地域福祉の推進を目的とする実践的な活動・行動計画です。本市では、この2つの計画を一体的に策定することにより、行政の定める地域福祉の理念と具体的な取組を整理し、より実効性のある計画とします。



本計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5か年とします。なお、計画の進捗状況や社会情勢の変化等に応じて、必要な見直しを行います。

| 令和<br>元年度 | 令和<br>2年度 | 令和<br>3年度 | 令和<br>4年度              | 令和<br>5年度 | 令和<br>6年度 | 令和<br>7年度 | 令和<br>8年度 | 令和<br>9年度 | 令和<br>10年度 |
|-----------|-----------|-----------|------------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|
| 第2期計画     |           |           | 第3期地域福祉計画・<br>地域福祉活動計画 |           |           |           |           | 第4期計画     |            |
|           |           |           |                        |           |           |           |           |           |            |

## 5 計画の根拠法令

### ★「地域福祉計画」は、市町村が策定する行政計画

地域福祉計画は、社会福祉法第107条に規定された「市町村地域福祉計画」として位置付けられます。

107条には、福祉サービスの適切な利用の推進や地域福祉に関する活動への参加促進など、地域福祉の推進に関する5つの事項について、計画の中で一体的に定めることが明記されており、地域福祉を推進していくための理念や福祉ビジョンを定めつつ、その実現のための基盤や体制づくりなど総合的な方向性を示します。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

### ★「地域福祉活動計画」は、民間組織である社会福祉協議会が策定する活動計画

地域福祉活動計画は、社会福祉法第109条に定められた、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体である社会福祉協議会が策定する、活動・行動計画です。

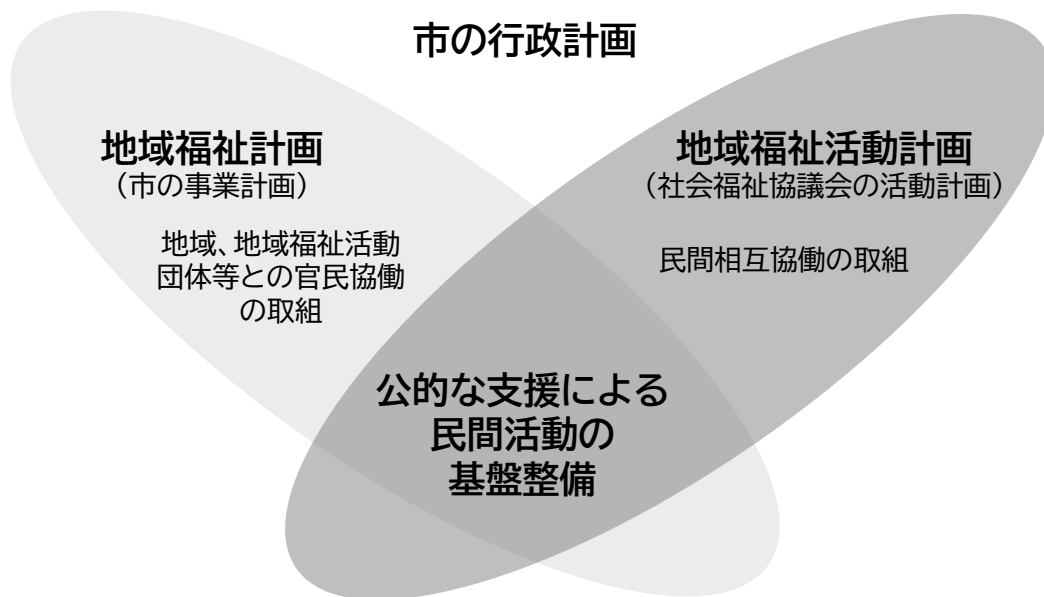
（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

## ★「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」の関係

地域福祉計画は、羽生市の地域福祉推進の全体像を定める行政計画ですが、一方、地域福祉活動計画は羽生市社会福祉協議会が策定する活動・行動計画であり、各計画策定の主体は異なります。しかし、「地域福祉を推進する」という共通した目的のため、地域福祉計画と地域福祉活動計画を一体的に策定し、行政と民間団体が相互に協力しながら地域福祉を推進し、地域共生社会の実現に向けて取り組んでいきます。



## 6 計画の策定体制

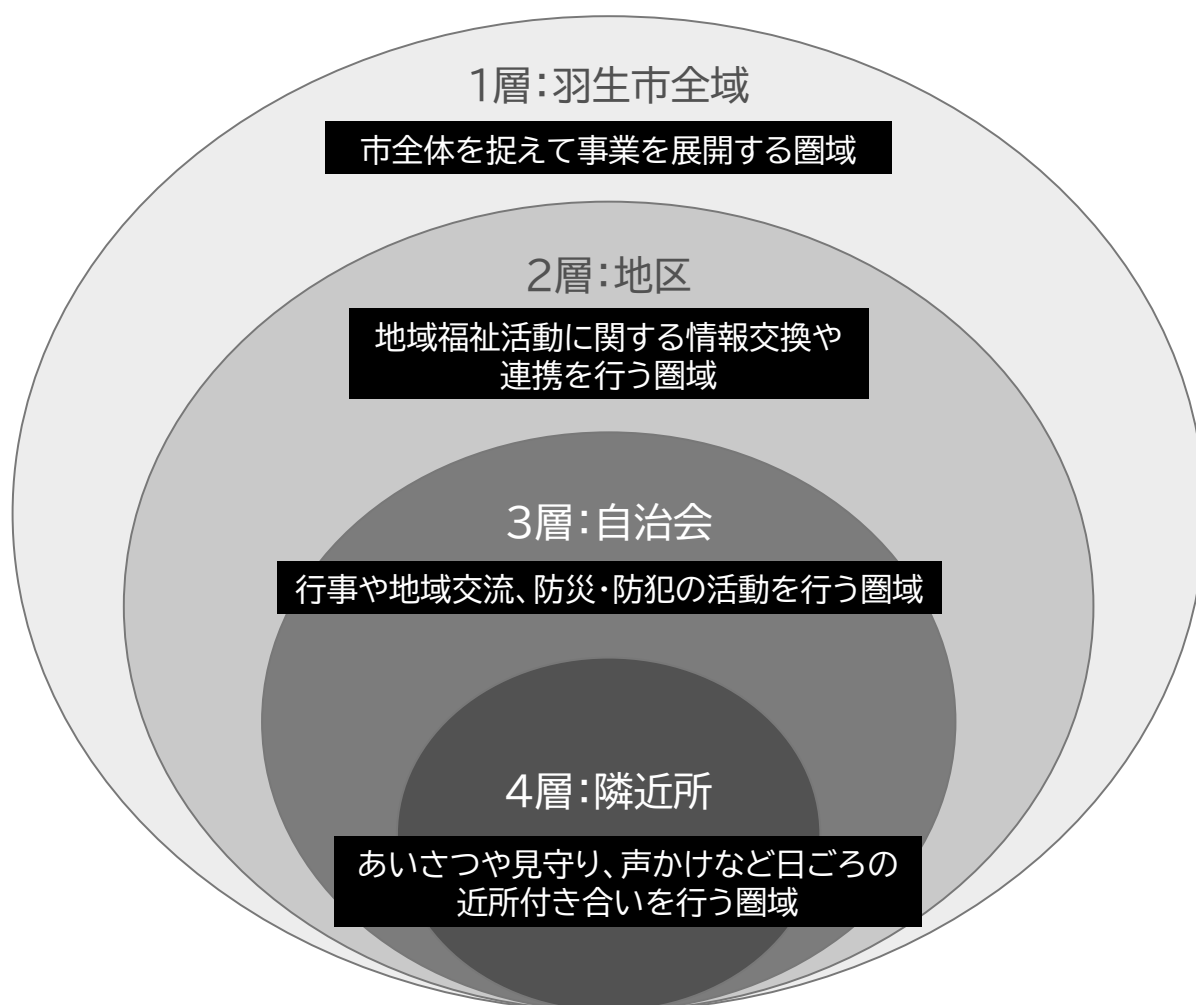
本計画の策定にあたっては、市民アンケート調査をはじめ、社協支部懇談会、パブリックコメントを通じて広く市民から意見を募り、計画に反映しました。

また福祉関係者、自治会関係者、ボランティア代表、高齢者組織代表、学識経験者等で構成する「羽生市地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会」及び庁内の関係各課から選任された「羽生市地域福祉計画及び地域福祉活動計画庁内検討委員会」において、本計画策定にあたっての意見交換及び検討を行いました。

## 7 福祉圏域の考え方

地域福祉を推進するにあたり、活動単位となる「地域」の捉え方について設定します。

本市では福祉圏域を、隣近所を一つの圏域とする「4層」、自治会を圏域とする「3層」、地区（市内9地区）を圏域とする「2層」、市全域を対象とする「1層」と設定し、それぞれの圏域単位で取り組む分野や体制を明確にし、事業展開を図ることとします。



## 8 S D G s を踏まえた地域福祉の推進

S D G s（持続可能な開発目標）とは、2015 年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ（行動計画）」に記載された国際社会共通の目標です。

S D G s では、「地球上の誰一人として取り残さない」を基本理念としており、すべての人が参加したパートナーシップを通じて推進することを掲げています。S D G s の 17 の目標には、地域福祉に関連の深い目標が含まれています。

|                                                                                     |                  |                                    |
|-------------------------------------------------------------------------------------|------------------|------------------------------------|
|    | 1 貧困をなくそう        | あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ           |
|    | 3 すべての人に健康と福祉を   | あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する   |
|   | 5 ジェンダー平等を実現しよう  | ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを図る |
|  | 10 人や国の不平等をなくそう  | 国内及び国家間の不平等を是正する                   |
|  | 11 住み続けられるまちづくりを | 都市を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする          |

本市では、市民や福祉関係団体、行政等が S D G s を共通言語とし、それぞれが協働して地域課題の解決を目指します。本計画においても S D G s を踏まえて、各主体が連携・協力し、地域共生社会の実現に取り組んでいきます。

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



## 第2章 羽生市の地域福祉を取り巻く現状

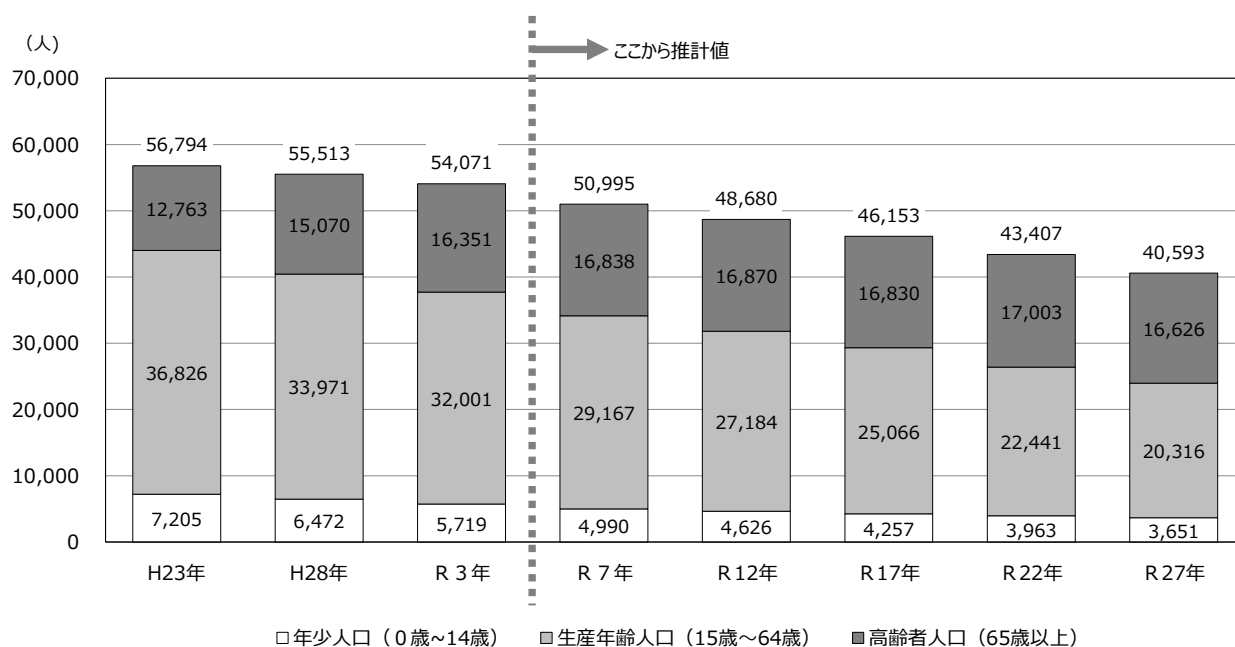
### 1 統計から見る現状

#### (1) 人口等の状況

##### ①人口の推移及び推計

本市の人口は、平成13年の58,155人をピークに減少を続けています。また、最近では、平成23年の56,794人から令和3年の54,071人と2,723人減少しています。このうち年少人口は、平成23年の7,205人から令和3年の5,719人、生産年齢人口は平成23年の36,826人から令和3年の32,001人とそれぞれ減少しています。一方、高齢者人口は平成23年の12,763人から令和3年の16,351人と3,588人増加しています。

また、令和7年から令和27年までの人口推計をみると、令和7年の50,995人から令和27年の40,593人と約1万人減少すると推計されています。このうち生産年齢人口の減少が約9千人を占めており、長期的な視点でみると本市の生産力低下が懸念されます。

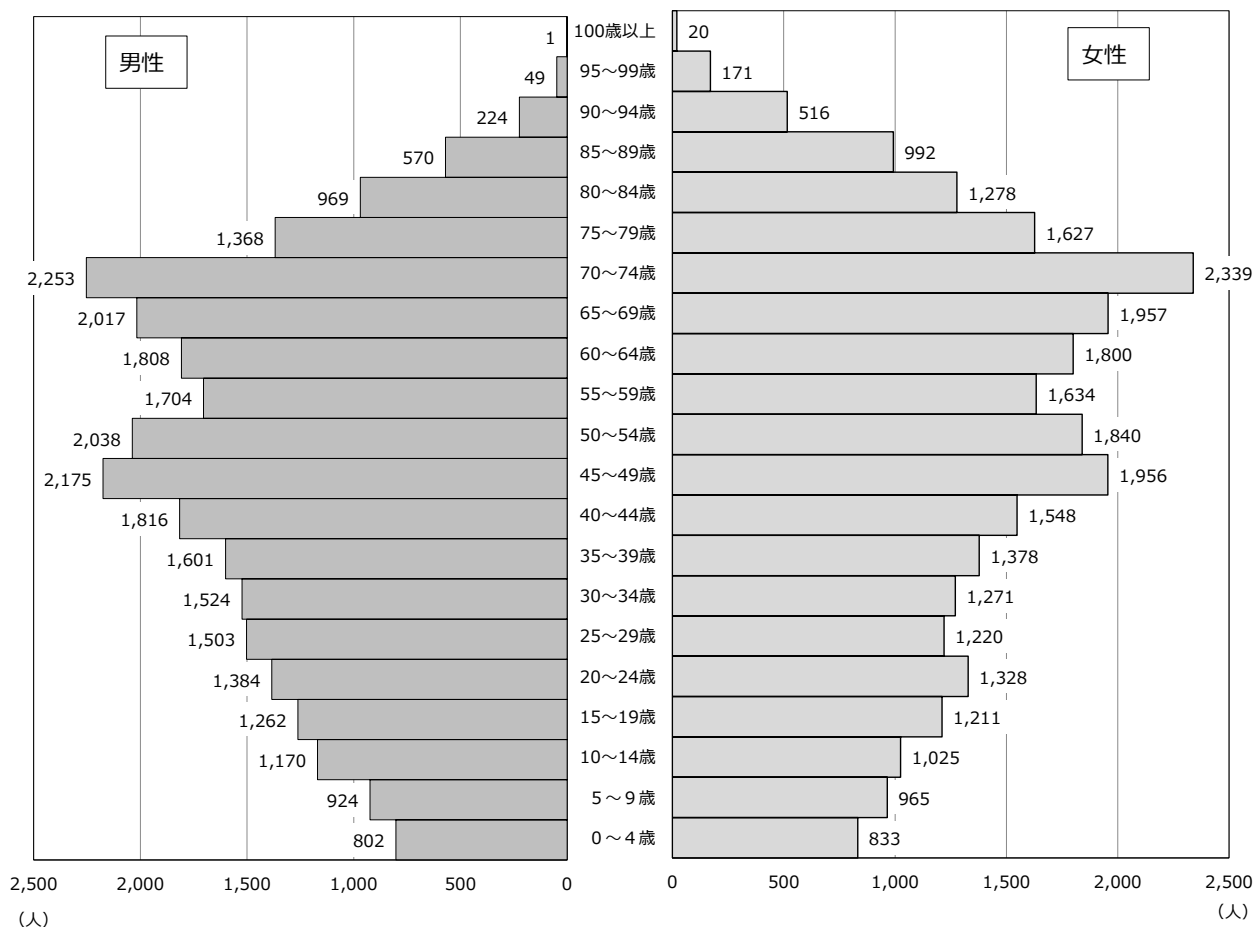


出典：住民基本台帳（各年10月1日時点）  
出典（推計値）：国立社会保障・人口問題研究所

## ②人口ピラミッド

令和3年時点の本市の人口ピラミッドをみると、男性は「70～74 歳」が 2,253 人と最も多く、次いで「45～49 歳」の 2,175 人となっています。

女性は「70～74 歳」が 2,339 人と最も多く、次いで「65～69 歳」の 1,957 人となっています。



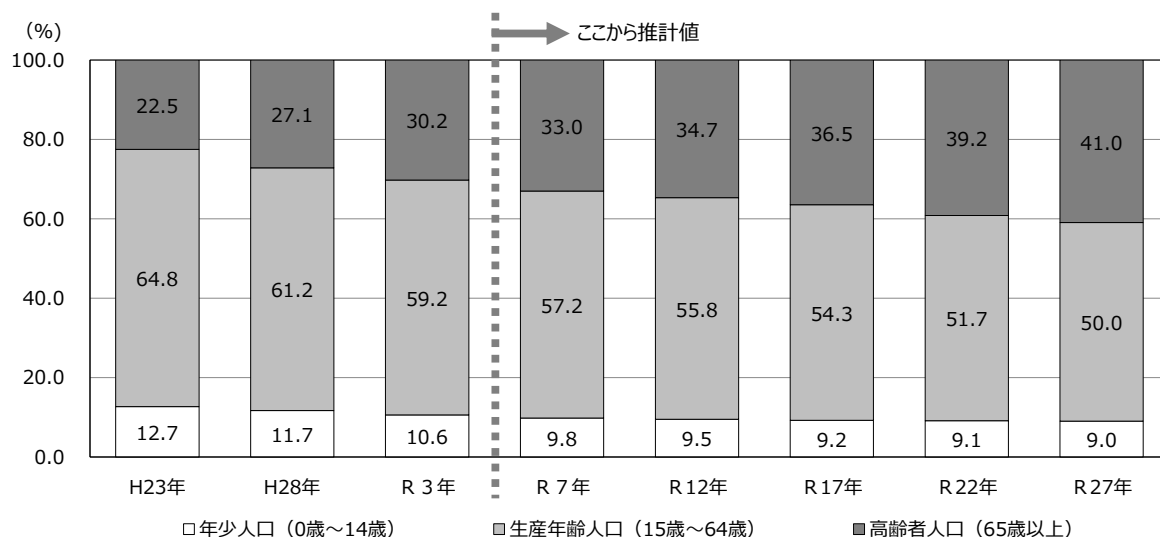
出典：住民基本台帳（令和3年10月1日時点）



## ③人口割合の推移及び推計

年齢別に人口割合をみると、平成23年の年少人口割合は12.7%、生産年齢人口割合は64.8%、高齢者人口割合は22.5%に対して、令和3年の年少人口割合は10.6%、生産年齢人口割合は59.2%、高齢者人口割合は30.2%となっています。

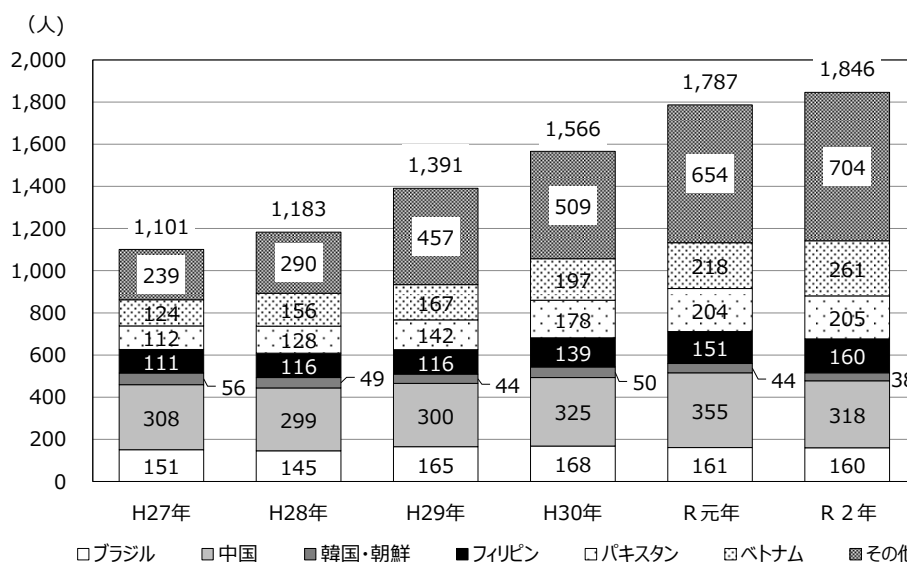
さらに令和7年から令和27年までの人口割合推計をみると、令和7年の年少人口割合は9.8%、生産年齢人口割合は57.2%、高齢者人口割合は33.0%から、令和27年の年少人口割合は9.0%、生産年齢人口割合は50.0%、高齢者人口割合は41.0%となっており、高齢者人口割合の増加が今後も続くと予測されています。



出典：住民基本台帳（令和3年10月1日時点）  
出典（推計値）：国立社会保障・人口問題研究所

## ④外国人数の推移

本市在住の外国人数をみると、平成27年の1,101人から令和2年の1,846人と745人増加しており、年々増加していることがみてとれます。

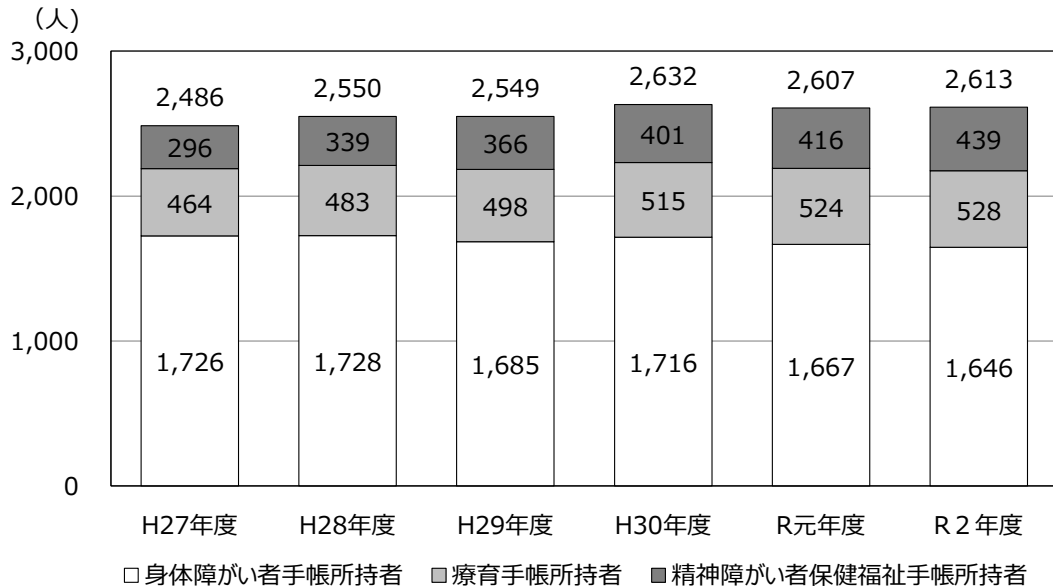


出典：統計はにゅう

## (2) 支援が必要な方の状況

### ①障がい者手帳所持者数

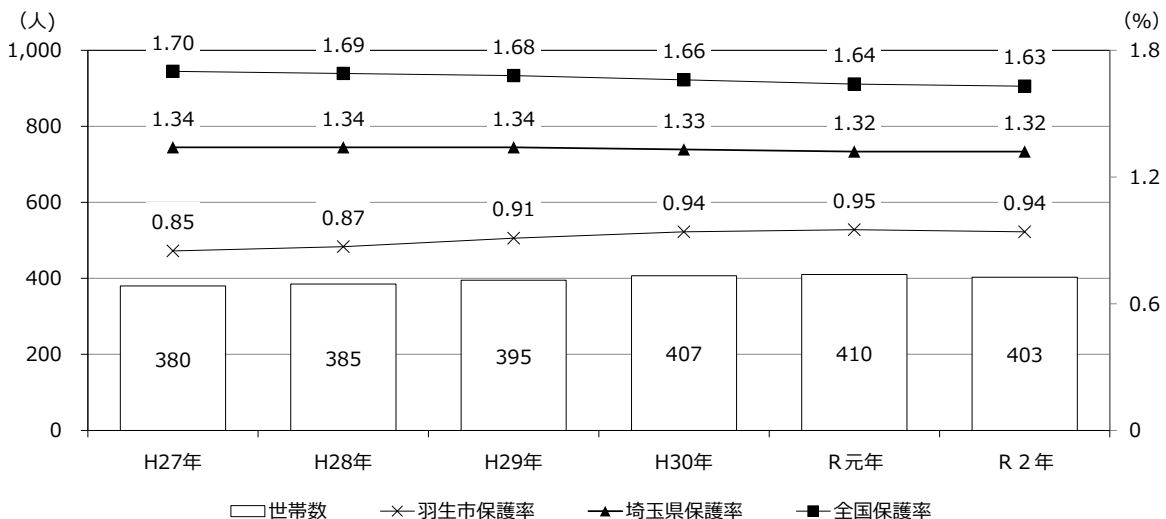
障がい者手帳所持者数については、知的・精神障がいの手帳所持者数は増加傾向にあります。身体障がいの手帳所持者は減少しており、全体でみると平成 27 年の 2,486 人から令和 2 年の 2,613 人と 127 人の増加となっています。



出典（身体障がい者手帳所持者、療育手帳所持者）：統計はにゅう  
出典（精神障がい者保健福祉手帳所持者）：埼玉県立精神保健福祉センター

### ②生活保護の状況

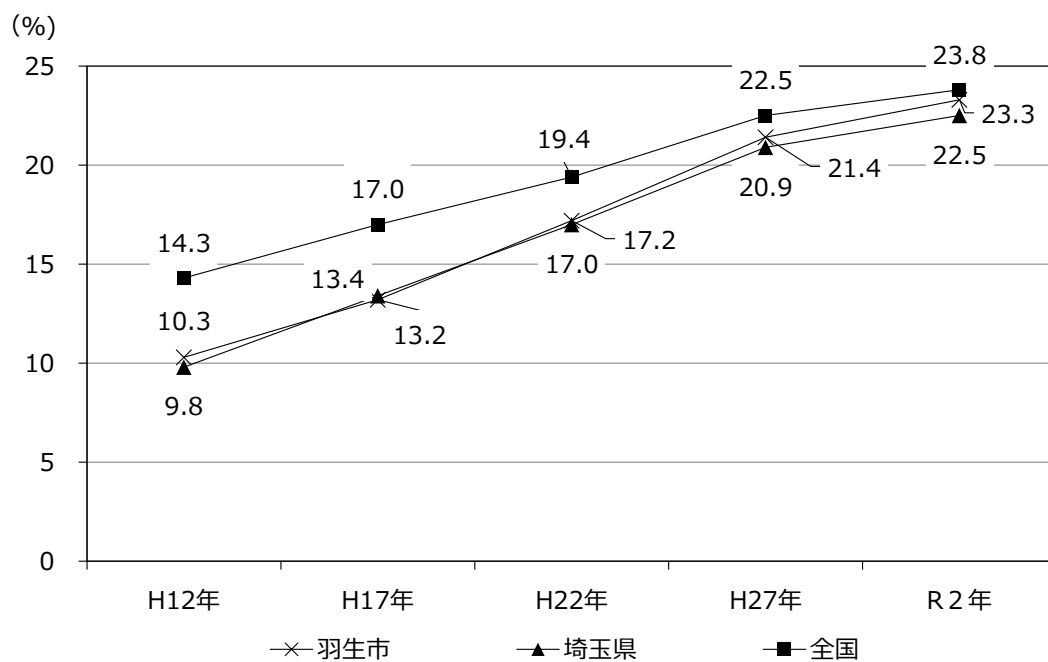
生活保護を受けている世帯数は、平成 27 年の 380 世帯から令和 2 年の 403 世帯と 23 世帯増加しています。保護率を見ると、本市は平成 27 年の 0.85%から令和 2 年の 0.94%と 0.09 ポイント増加していますが、埼玉県・全国の保護率と比較すると低い数値で推移しています。



出典（羽生市）：統計はにゅう  
出典（埼玉県）：埼玉県生活保護速報  
出典（全国）：厚生労働省社会・援護局保護課

## ③高齢者世帯割合※

高齢者世帯割合をみると、平成12年の10.3%から令和2年の23.3%と13ポイント増加しています。本市と埼玉県の高齢者世帯割合については、ほぼ同じ数値で推移していますが、全国と比較すると低い数値となっています。



出典：国勢調査

※高齢者世帯割合：一般世帯総数のうち、高齢者単身世帯数と高齢者夫婦のみ世帯数を合計した数の割合です。

## 2 各種調査からみる現状

### (1) アンケート調査

本計画の策定にあたり、地域福祉に関する現状を把握するためにアンケートを実施しました。  
調査概要については以下のとおりです。

#### ①市民アンケート調査

##### ■調査対象者

| 調査区分        | 調査対象数  | 対象者選別方法 | 調査方法       |
|-------------|--------|---------|------------|
| 市在住の18歳以上の方 | 2,000人 | 無作為抽出   | 郵送により配布・回収 |

##### ■実施概要

| 調査期間                         | 配布数    | 回収数    | 回収率   | 有効回収数 | 有効回収率 |
|------------------------------|--------|--------|-------|-------|-------|
| 令和3年6月4日(金)～<br>令和3年6月25日(金) | 2,000件 | 1,014件 | 50.5% | 999件  | 49.9% |

#### ②支部役員アンケート調査

##### ■調査対象

| 調査区分         | 調査対象数 | 対象者選別方法 | 調査方法        |
|--------------|-------|---------|-------------|
| 社会福祉協議会の支部役員 | 232人  | 全役員を対象  | 支部会議にて配布・回収 |

##### ■実施概要

| 調査期間                         | 配布数  | 回収数  | 回収率   | 有効回収数 | 有効回収率 |
|------------------------------|------|------|-------|-------|-------|
| 令和3年5月9日(日)～<br>令和3年6月27日(日) | 232件 | 184件 | 79.3% | 184件  | 79.3% |

### ③主な回答結果

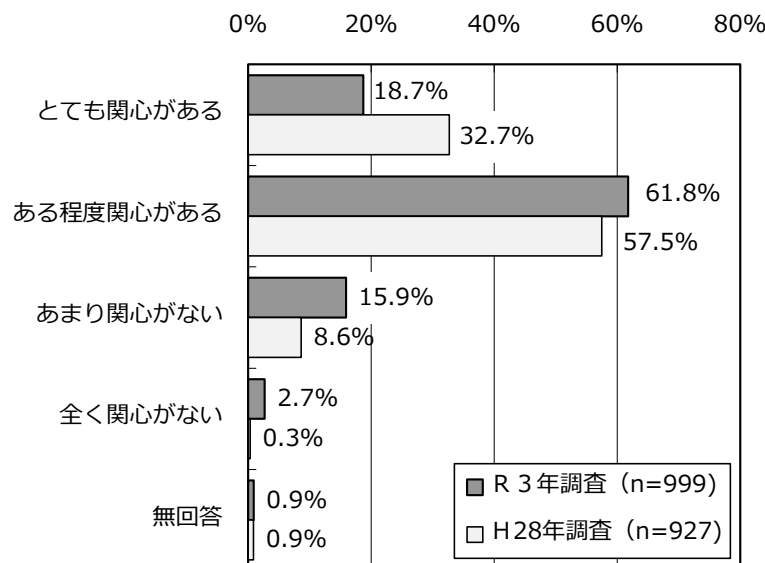
## 市民アンケート

### ★福祉への関心（単数回答）

福祉への関心については、今回調査では「関心がある」が 80.5%（「とても関心がある」18.7%、「ある程度関心がある」61.8%）となっており、前回調査の 90.2%（「とても関心がある」32.7%、「ある程度関心がある」57.5%）と比較すると 9.7%減少しています。

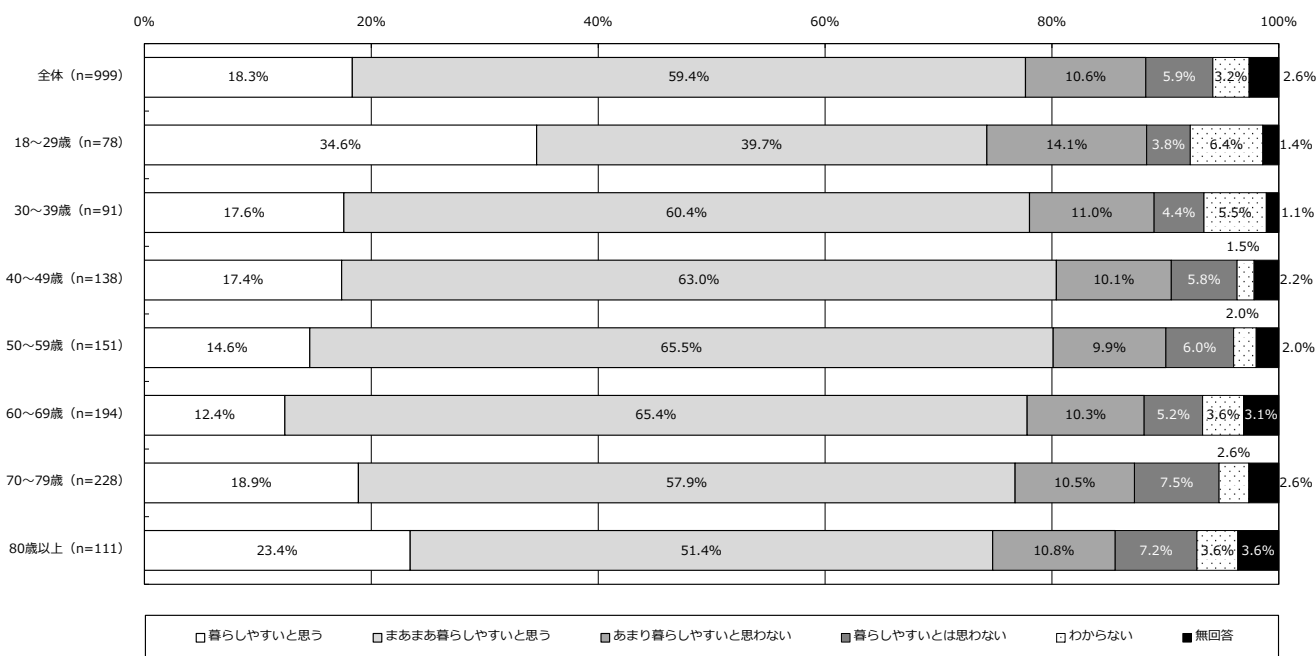
また、今回調査では「関心がない」が 18.6%（「あまり関心がない」15.9%、「全く関心がない」2.7%）となっており、前回調査の 8.9%（「あまり関心がない」8.6%、「全く関心がない」0.3%）と比較すると 9.7%増加しています。

今回調査と前回調査を比較すると、「福祉に対する関心」が低下しています。



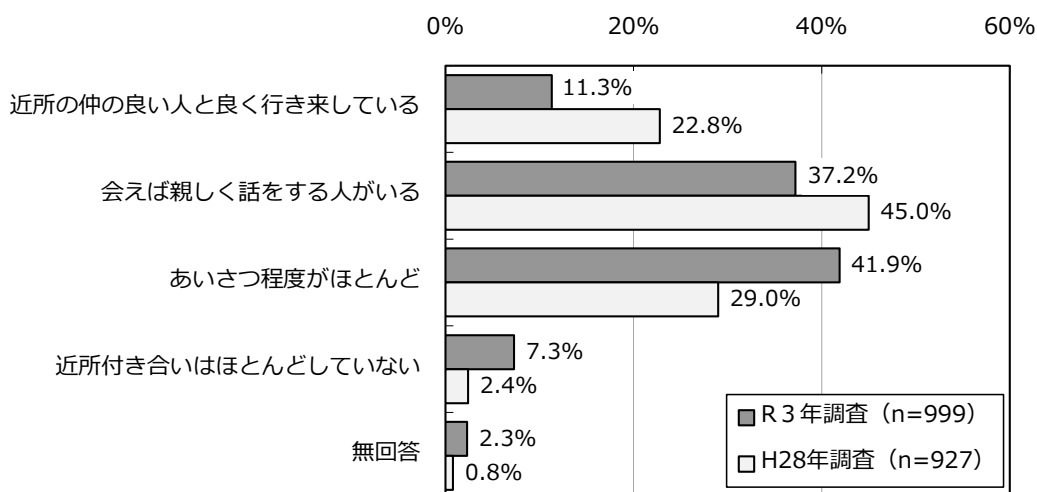
## ★羽生市の暮らしやすさ（単数回答）

「羽生市は暮らしやすいまちと思うか」についての回答をみると、「暮らしやすいと思う」が18.3%、「まあまあ暮らしやすいと思う」が59.4%となっています。回答した年代別にみると、最も多く「暮らしやすいと思う」と回答した年代は「18～29歳」で34.6%に対して、最も多く「暮らしやすいとは思わない」と回答した年代は「70～79歳」で7.5%となっています。



## ★近所づきあいの程度（単数回答）

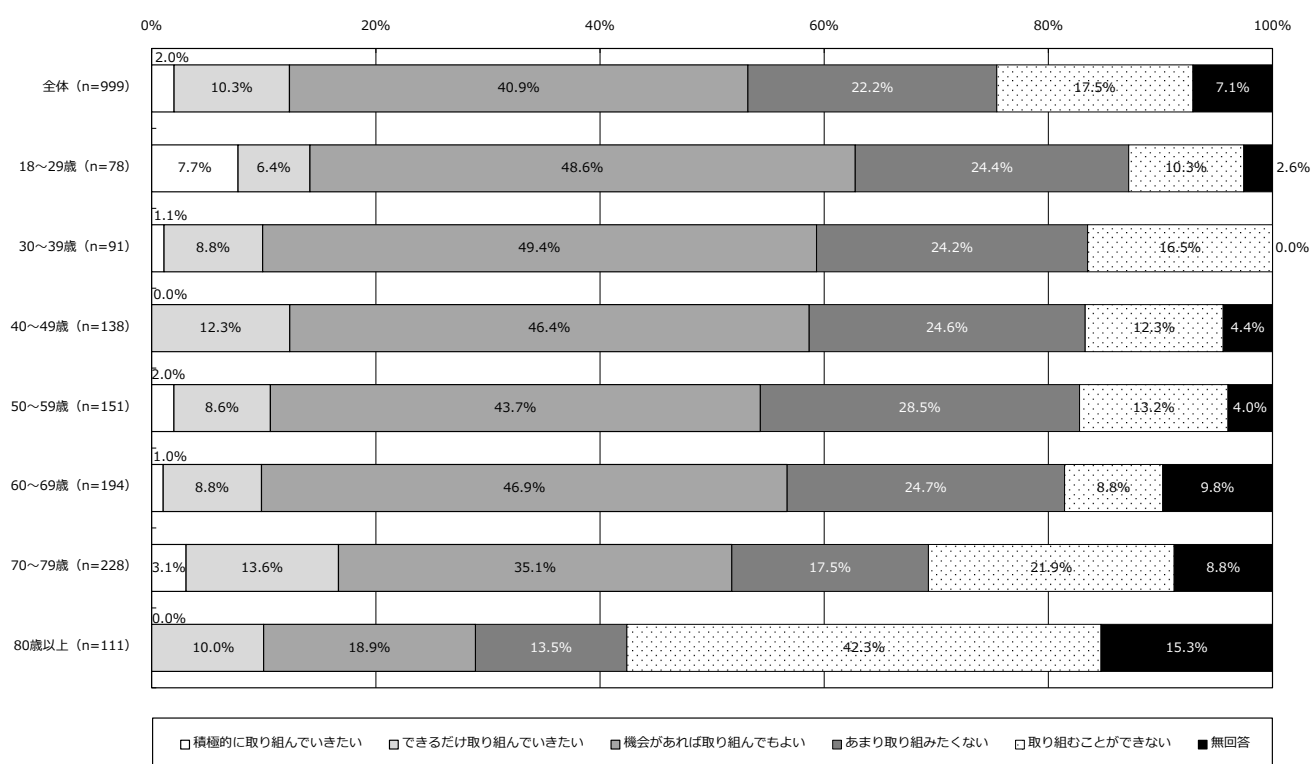
近所づきあいについては、「近所の仲の良い人とよく行き来している」と回答した割合が、前回調査22.8%から今回調査11.3%と11.5ポイント減少しています。また、「あいさつ程度がほとんど」と回答した割合が、前回調査29.0%から今回調査41.9%と12.9ポイントの増加となっています。



## ★ボランティアへの参加意向（単数回答）

「ボランティアへの参加意向」についての回答をみると、「取り組んでいきたい」が53.2%（「積極的に取り組んでいきたい（2.0%）」、「できるだけ取り組んでいきたい（10.3%）」、「機会があれば取り組んでもよい（40.9%）」）となっています。

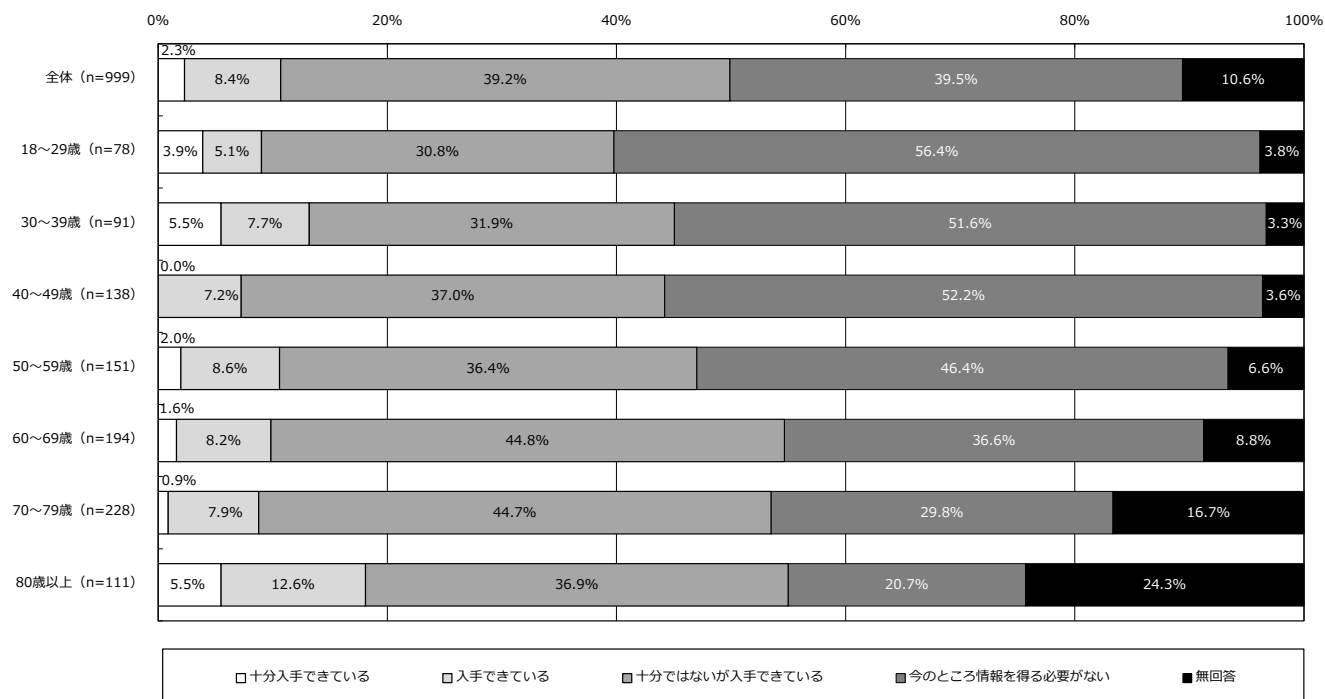
年代別に回答をみると、最も多く「取り組んでいきたい」と回答した年代は「18～29 歳」で62.7%（「積極的に取り組んでいきたい（7.7%）」、「できるだけ取り組んでいきたい（6.4%）」、「機会があれば取り組んでもよい（48.6%）」）となっています。



## ★福祉サービスに関する情報の入手について（単数回答）

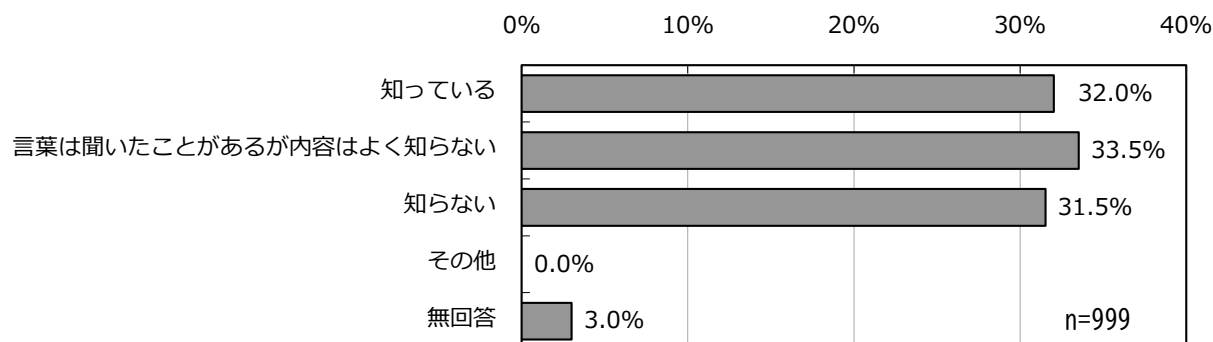
「福祉サービス」に関する情報をどの程度入手できているかについては、「入手できている」が49.9%（「十分入手できている（2.3%）」、「入手できている（8.4%）」、「十分ではないが入手できている（39.2%）」）に対して、「今のところ情報を得る必要がない」が39.5%となっています。

年代別に回答をみると、最も多く「今のところ情報を得る必要がない」と回答した年代は「18～29歳」で56.4%となっており、最も少なく「今のところ情報を得る必要がない」と回答した年代は「80歳以上」で20.7%となっています。



## ★成年後見制度の認知（単数回答）

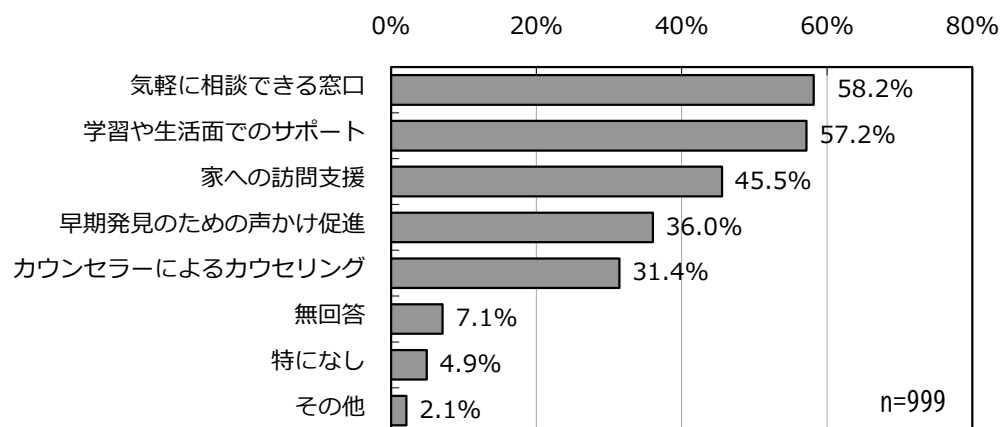
成年後見制度については「知っている」、「言葉は聞いたことがあるが内容はよく知らない」、「知らない」と回答した割合がそれぞれ約3割となっています。





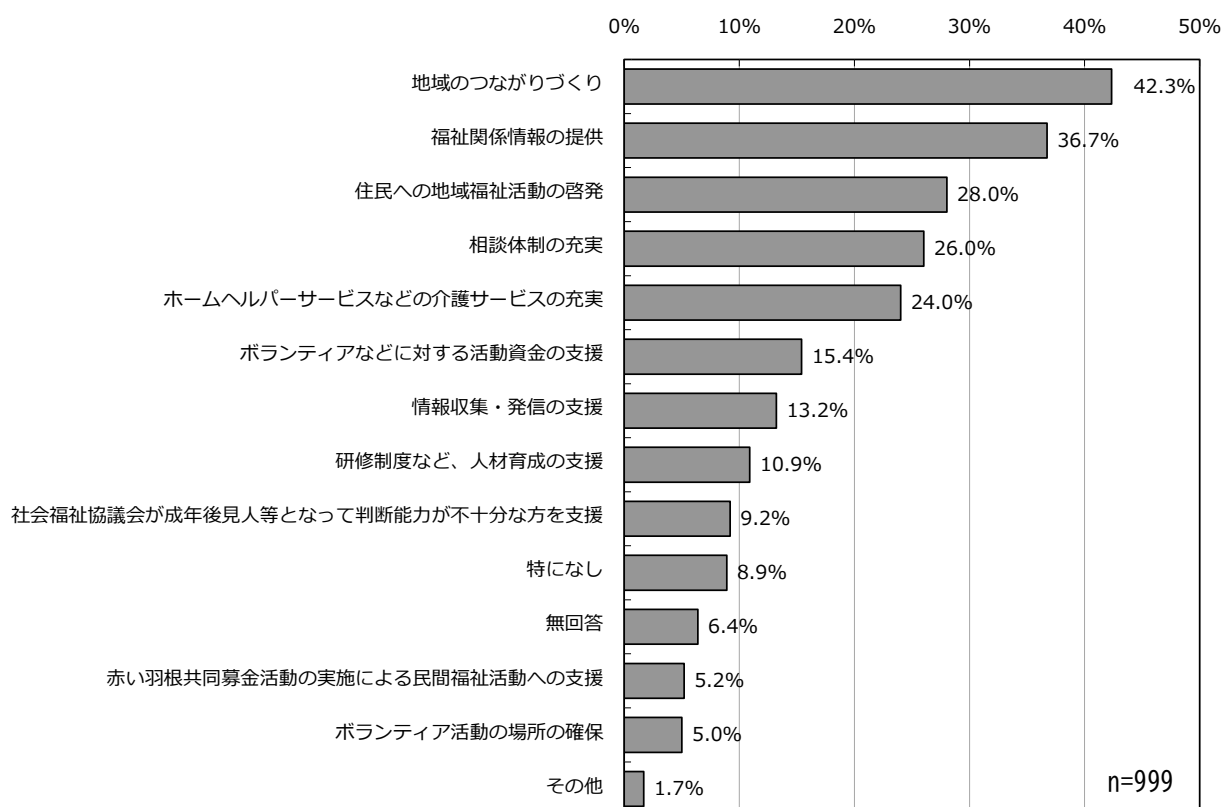
### ★ヤングケアラーへの支援において必要なこと（複数回答）

ヤングケアラーへの支援において必要なことについては、「気軽に相談できる窓口」が58.2%と最も多く、次いで「学習や生活面でのサポート」57.2%となっています。



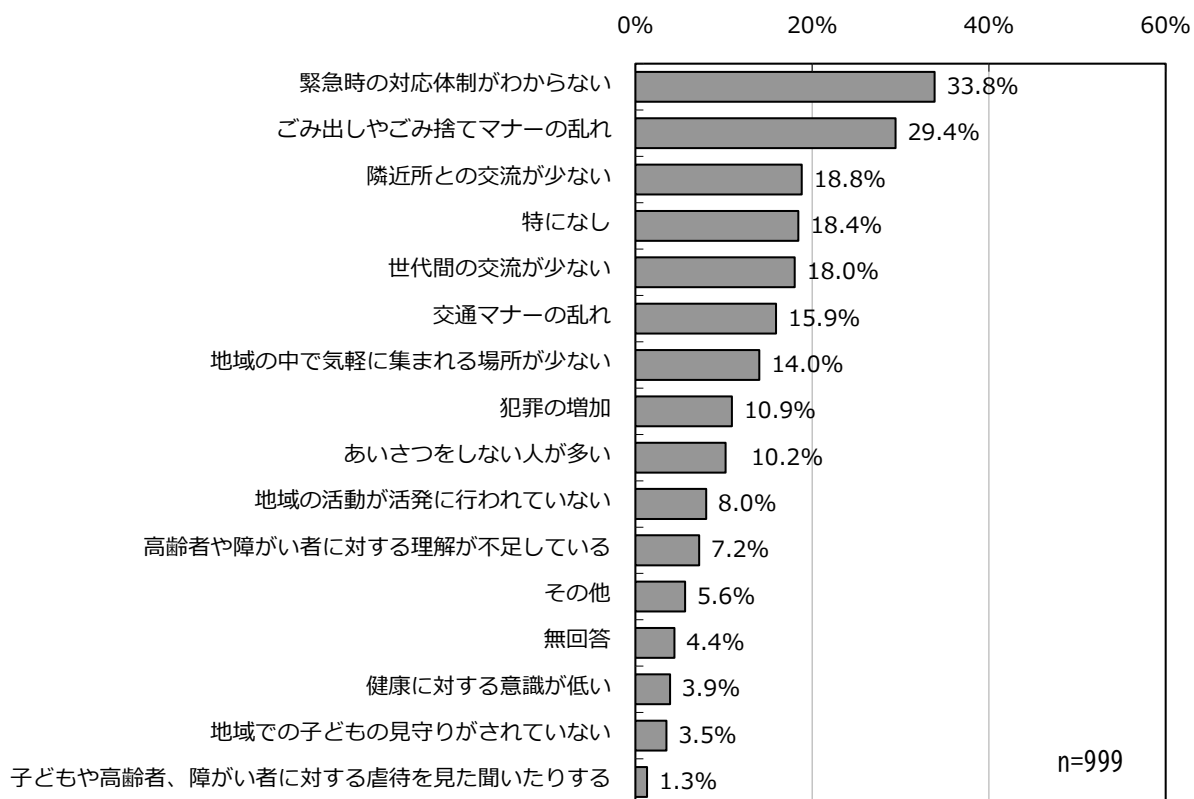
### ★社会福祉協議会に期待すること（複数回答）

社会福祉協議会に期待することについては、「地域のつながりづくり」が42.3%と最も多くなっており、次いで「福祉関係情報の提供」が36.7%となっています。



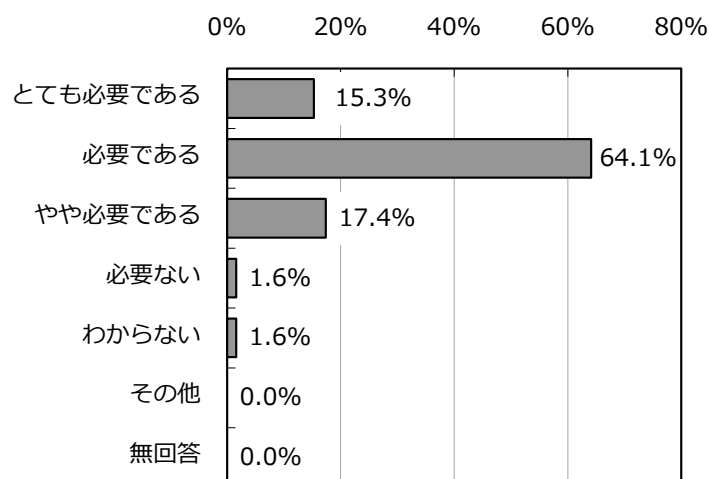
### ★地域の中で問題と思うこと（複数回答）

居住地区で問題と思うことについては、「緊急時の対応体制がわからない」が 33.8%と最も多く、次いで「ごみ出しやごみ捨てマナーの乱れ」が 29.4%、「隣近所との交流が少ない」が 18.8%となっています。



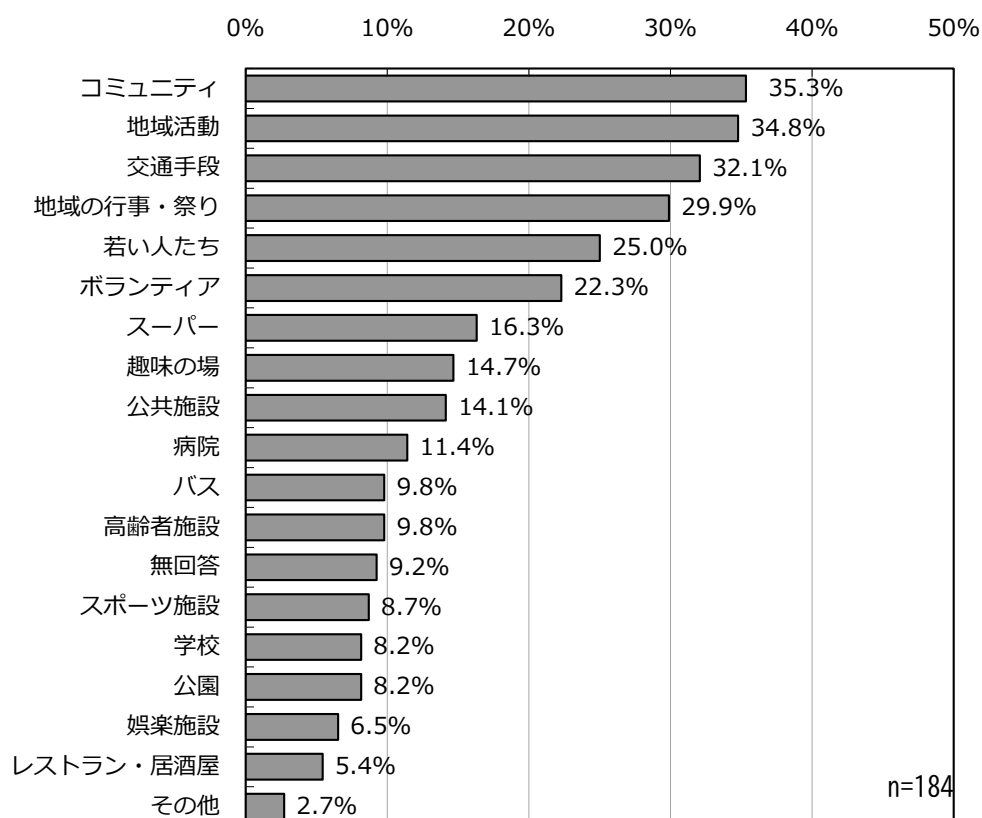
### ★地域の見守り活動について（単数回答）

地域の見守り活動については、「必要である」が64.1%と最も多く、次いで「とても必要である」が15.3%となっています。「やや必要である」17.4%を含めると、地域の見守り活動は必要と考える意見が9割以上を占めています。



### ★地域で必要なこと（複数回答）

いつまでも住み続けたいまちにするため、地域で必要なことについては、「コミュニティ」が35.3%と最も多く、次いで「地域活動」が34.8%となっています。



## （２）社協支部懇談会

本計画の策定にあたって、市内の全9地区にて社協支部懇談会を実施し各地区における課題について意見交換を行いました。

### ①懇談会の概要

|      |                                                                              |
|------|------------------------------------------------------------------------------|
| 対象   | 市内9地区<br>(羽生地区、新郷地区、須影地区、岩瀬地区、川俣地区、井泉地区、手子林地区、三田ヶ谷地区、村君地区)                   |
| 実施期間 | 令和3年5月～6月                                                                    |
| テーマ  | ①皆さんの地域で困っていること、地域の課題は何か？<br>②10年後に想定される課題は何か？<br>③現在取り組んでいること、今後取り組んでいきたいこと |

### ②意見まとめ

#### Q1 皆さんの地域で困っていること、地域の課題は何か？

| 意見                                                |
|---------------------------------------------------|
| 高齢者単身世帯の増加や家族間のつながりの希薄化                           |
| 高齢者が集まれる居場所が少ない                                   |
| 少子化・核家族化が進んでいる                                    |
| 空き家の増加                                            |
| コロナによって草刈りなどの地域住民同士で顔を合わせる場がなくなり、コミュニケーションが取れていない |
| ごみの問題（収集日やごみの分別が出来ていない、高齢でゴミ出しに行けない）              |
| 高齢者でも働いている人が多い。自治会の役員になりたがらない                     |
| 自治会、隣組を辞めたい（抜きたい）という人にどう対処して良いか分からない              |
| 災害対策。要支援者名簿はあるが、いざ災害があったときにどう対処すればいいか分からない        |
| いきいき百歳体操のメンバー、地域介護予防サポーターの会員が高齢化している              |
| バス停が遠く、足が悪い高齢者の移動手段がない                            |
| 自動車の運転が難しく免許を返納した高齢者が増えている。日々の生活用品や食品の買い物が大変である   |

## Q2 10年後に想定される課題は何か？

| 意見                                           |
|----------------------------------------------|
| 自治会に入らない人の増加や、近所のコミュニケーションの希薄化               |
| 高齢化が進み、見守り隊が足らなくなることへの懸念                     |
| 学校の統廃合の件                                     |
| 車の運転への不安                                     |
| 若手の市民に、介護に関する啓発を実施していく                       |
| 老老介護になること                                    |
| 高齢者が増える状況にあって、ごみ置き場までごみ出しに行けなくなる人が増えるのではないかと |
| 地区の学校が無くなり、世代間交流がなくなるのではないかと                 |
| 下水の修理問題                                      |
| 免許返納後の移動手段がなくなり、生活に必要な買い物などが心配               |
| 農業の担い手不足、後継者不足問題。将来的に田が荒れる可能性                |

## Q3 現在取り組んでいること、今後取り組んでいきたいこと

| 意見                                      |
|-----------------------------------------|
| 道路の草むしりやドブさらい                           |
| 子どもが参加しやすい行事の実施                         |
| 未就学児のいる家庭や、高齢者単身世帯・高齢者夫婦のみ世帯への声掛けを行っている |
| 乗合タクシーで買い物に行っている                        |
| いきいき百歳体操と老人クラブとのタイアップ                   |
| 外国人世帯との協働                               |
| 病院の送迎問題                                 |

### 3 現状からみえる課題の整理

統計データや市民・社協支部役員アンケート、社協支部懇談会の実施からみえる本市の「地域福祉」に関わる課題を、次のとおり整理しました。

#### 課題1 高齢者単身世帯・高齢者夫婦のみ世帯の増加

本市の総人口は減少傾向にある中、総人口に占める高齢者割合が増加を続けています。高齢化率は平成12年の17.0%から令和2年の29.7%と12.7ポイント増加し、国勢調査の結果をみると平成12年から令和2年の間で高齢者世帯割合が約1割増加しています。社協支部懇談会でも高齢者単身世帯や高齢者夫婦のみ世帯が増えているという意見が多く、地域住民からも大きな問題として認識されています。

高齢化に伴う身体能力の低下により外出する頻度も減り、近隣住民とのつながりや地域活動への参加も減少するといったケースが増えています。孤立しがちな高齢者単身世帯や高齢者夫婦のみ世帯に対して、必要な支援を届けるための体制づくりが重要です。

#### 課題2 ごみに関する問題

身体的・体力的な問題から高齢者がごみ出しやごみステーションの清掃を行えないという意見が社協支部懇談会から聞かれました。また、市民アンケートでも地域の中で問題と思うことについて「ごみ出しやごみ捨てマナーの乱れ」が29.4%と2番目に多い結果が出ました。ごみ収集日以外の日にごみを出す、ごみの分別が出来ていないなど、ごみ出しのマナーの問題が指摘されました。

高齢者以外にも、外国籍の方の場合は言語の問題などによりごみ出しに関するルールを理解していないことで生まれるトラブルも増えています。今後も高齢者や外国籍の方は増加すると見込まれており、ごみの問題はますます深刻化することが考えられます。

この問題の解決のためには、地域の支え合いを構築する取組や住民同士が意見交換する機会の提供、ボランティアによるごみ出しのお手伝いといった支援活動が必要になると考えられます。

#### 課題3 空き家の増加

全国的に空き家の増加が大きな問題となっていますが、本市においても空き家に関する問題が増加しています。平成31年3月に策定された「羽生市空家等対策計画」の空家実態調査では、市内の空家等の数が602件という結果でした。空き家が発生する最も多い原因は、自宅に住んでいた高齢者が老人ホームやグループホームといった介護施設等に転居することです。管理され

なくなった空き家は、敷地内に生えている草木が近隣住民の私有地まで伸びてしまうことで住民間トラブルの原因になるケースや、生い茂った草木が道路にはみ出すことで視界不良になり、交通事故の原因になるといった問題を引き起こします。

少子化や核家族化などの影響により、高齢者単身世帯や高齢者夫婦のみ世帯が増加し、空き家は今後増えていくと考えられます。管理することができない空き家の所有者等に対し、適正に管理するように助言・指導といった適正管理の推進や、空き家を地域住民の「集いの場」として活用するといった取組が今後求められます。

#### 課題4 人と人の「つながり」の希薄化

高齢者単身世帯や高齢者夫婦のみ世帯が増加していることに加えて、少子化や核家族化などにより世代の二極化が進み、地域住民同士の「つながり」が希薄になっていることが市民アンケートや社協支部懇談会等での意見から課題として挙げられます。これは、働き方やライフスタイルの多様化により近所付き合いが減少していること、さらに新型コロナウイルスの影響による地域の行事・イベントの中止のため、住民同士が「つながり」を持つ機会が減少していることが原因として考えられます。

この課題の解決のためには、ボランティア活動や趣味等のサークル活動といった地域のコミュニティを活性化させる取組が必要です。誰もが参加しやすい交流の場や居場所づくりを促進することで、地域住民同士の意見の交流が図られ「つながり」の強化推進に寄与します。

#### 課題5 自治会役員の担い手不足

地域の見守り活動といった支援を必要とする人たちへのサポート活動は年々その重要性を増していますが、そのような活動を支える自治会役員の高齢化や会員加入率の減少、担い手不足が各地区の課題となっています。「羽生市自治会連合会だより」の自治会加入率をみると、平成17年度の82.0%から令和3年度の71.1%と、10.9ポイント減少していることが判明しました。

市民アンケートでは、今後、地域活動やボランティア活動などの各種の支援活動に対して参加意向のある市民は5割超となっている反面、仕事との両立・時間の確保が困難といった理由から参加できていないという現状があります。

地域の助け合い、支え合いの体制づくりを進めるためにも、「身近で」「気軽に」参加できる支援活動を促進し、若い世代が参加しやすい交流・連携の場づくりが必要です。また、現在地域で行われている様々な活動が継続され、活動の輪を広げていくことができるよう後継者を育て、次世代の担い手に活動を継承していくための仕組みづくりが重要です。

## 第3章 計画の目指す方向

### 1 計画の基本理念

羽生市では、総合振興計画に基づき「市民参加、市民参画、市民協働」を進め、「次世代に引き継ぐ、次世代に誇れるまちづくり」をまちづくりの基本理念としています。また、将来都市像を「誰もが幸せを感じる、住み続けたいまち 羽生」とし、保健福祉分野政策に「元気で助け合えるまちをつくる」を掲げています。

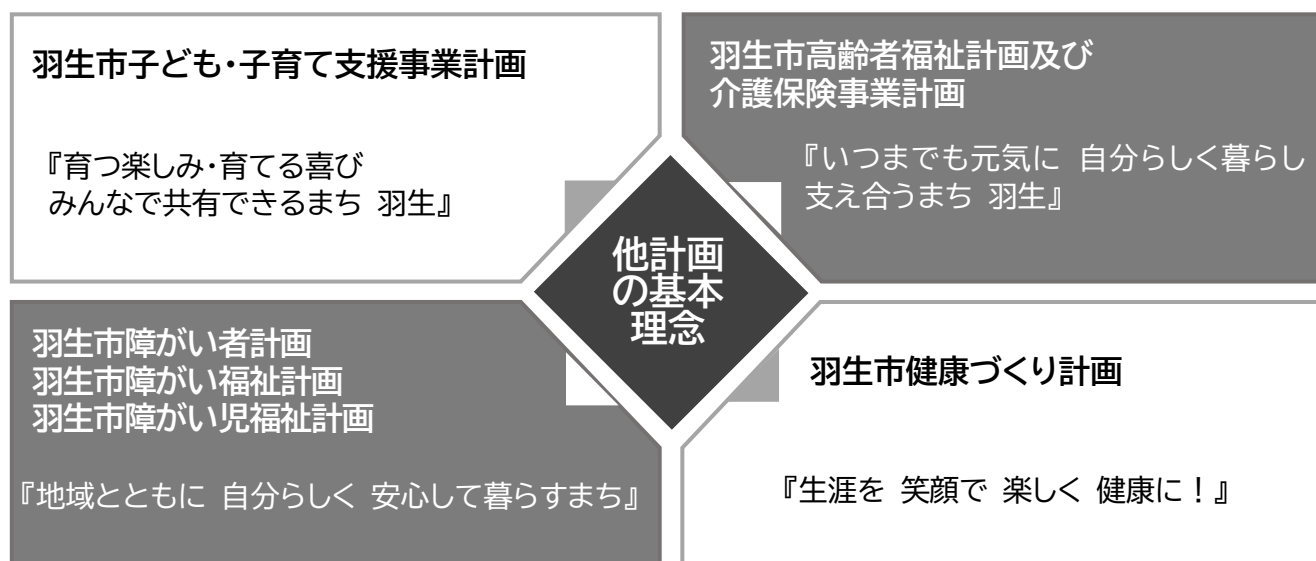
そこで、共助を中心とした地域における助け合い、支え合いにより、誰もが安心して暮らしやすく、健康で希望に満ちた地域をつくるため、本計画における基本理念を次のとおりとします。



## 基本理念

### 生きいきと 笑顔でつながる 地域の輪

#### <本計画に関連する他の福祉計画の基本理念>





## 2 計画の基本目標

本計画の基本理念を具体化していくために、4つの基本目標を設定し、施策・事業による取組を推進します。

### 基本目標 1 意識啓発と担い手づくり

地域福祉を進めるうえで基本となる、地域福祉の意識づけと地域の担い手の育成を進めます。

### 基本目標 2 助け合い・支え合いの 仕組みづくり

地域福祉活動を活発化するため、近所付き合いや交流を促し、助け合い・支え合いの仕組みづくりを進めます。

### 基本目標 3 安全・安心に暮らせる 環境づくり

いつまでも住み続けたい地域とするため、安全・安心に暮らせる環境づくりを進めます。

### 基本目標 4 サービスを適切に受けら れる体制づくり

家族や地域の力で解決できないことがあるときに、必要な人が必要なときに適切にサービスを受けられる体制づくりを進めます。

### 3 地域福祉推進の視点

#### (1) 自助、共助、公助の視点

地域で暮らす誰もが、住み慣れた地域社会の中で、安心して生きがいのある生活を送るためには、地域の実情に合った連携の仕組みをつくり、より良い解決策を模索することが重要です。そのためには、自らが地域における生活課題を発見し、自らの能力を発揮することでその解決に取り組むとともに、地域での支え合いや助け合いといったつながりや仕組みを築いていくことが必要です。

よって、本計画においては、地域福祉の推進における視点である「自助」、「共助」、「公助」を次のとおりとします。

「自助」「共助」「公助」と地域福祉計画の関係図



## （２）市民、地域、行政の役割

地域福祉を推進し、基本理念を実現するためには「自助」、「共助」、「公助」の果たす役割が重要です。本計画の推進にあたっては、市民、地域、行政が、それぞれの役割を協働して取り組む必要があります。

### ①市民の役割（自助）

市民の役割とは、市民の一人ひとりが、自発的に自身の生活課題を解決する取組を「自助」と言います。具体的には、自ら健康に注意を払い、介護予防活動に取り組むことや健康維持のために検診（健診）を受けること、自分や家族に必要な情報を自分自身で集めること、地域の人とつながりを持つことです。

自分自身の健康管理等はもちろん、あいさつや声掛けなどを積極的に行い、地域の輪を広げ、身の回りの人達が困っていることはないか気に掛けることも大切です。

### ②地域の役割（共助）

地域の役割とは、隣近所の住民同士や友人、地域のクラブ活動などの仲間といった、個人的な関係性を持つ人同士との助け合いや、自治会や民生委員・児童委員、ボランティア団体、NPO法人※、社会福祉協議会など、地域で活動する団体との支え合いにより生活課題を解決することが求められます。

近所の高齢者単身世帯への声かけや近隣住民の相談に乗ること、地域で活動する団体による見守り活動など、公的サービスだけでは対応しきれない課題について各種団体が「共助」の取組を推進し、幅広い様々な形態の地域福祉活動を展開していくことが求められます。

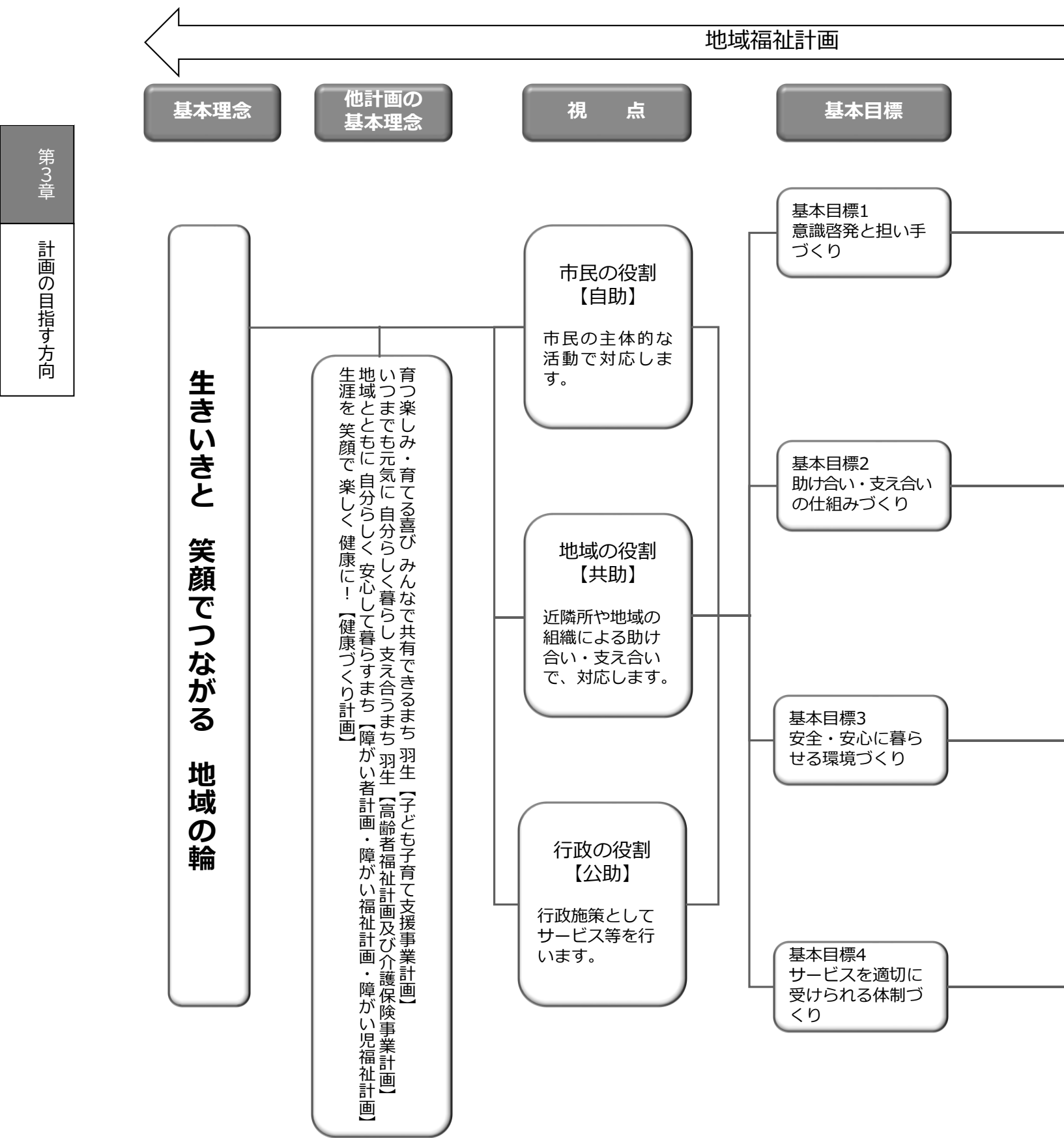
### ③行政の役割（公助）

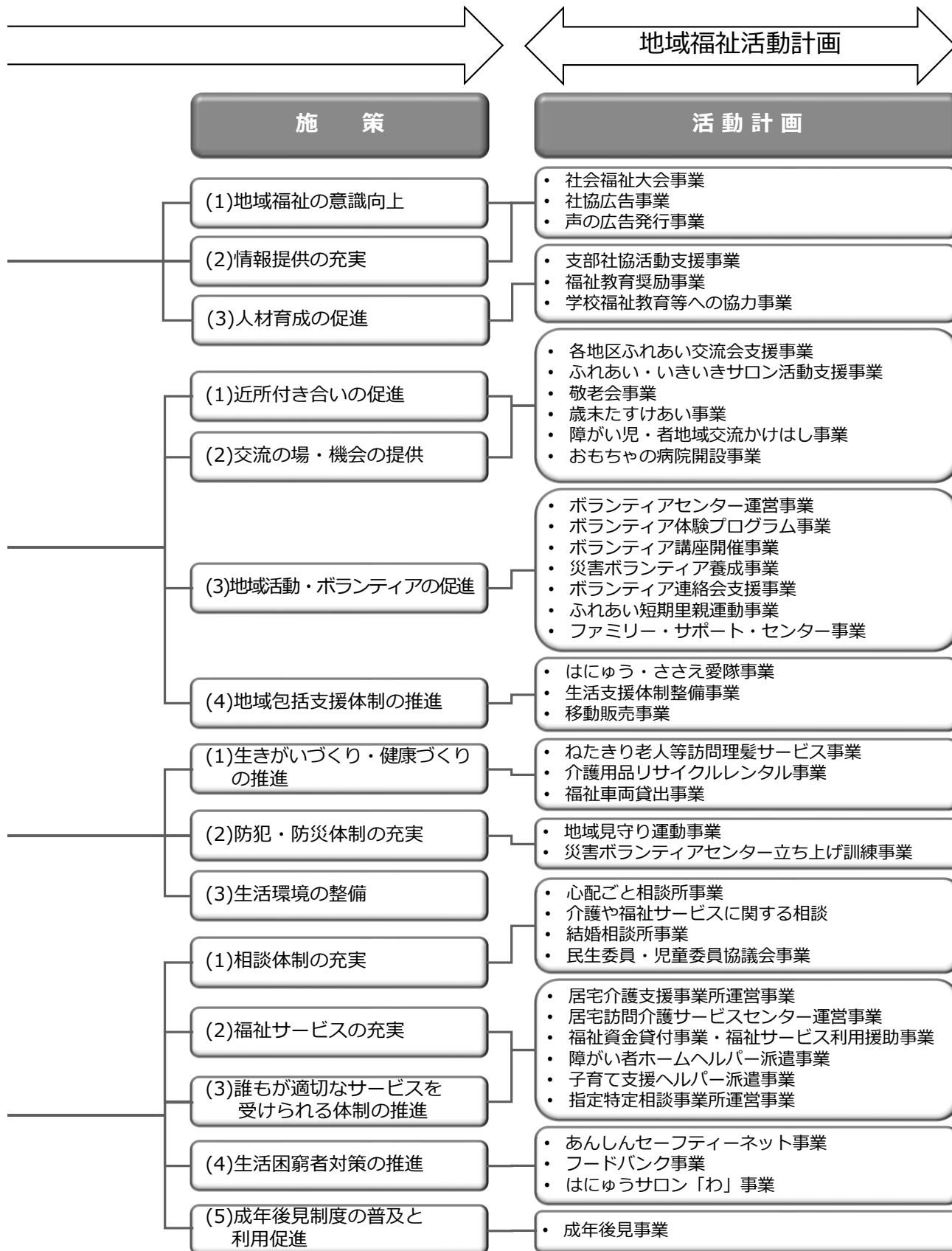
行政の役割とは、市民や地域活動団体、関係団体等の自主的な活動を促し、地域福祉の向上を図るとともに、福祉施策の総合的な推進の役割を担っています。

本計画の基本理念を達成していくために、地域に暮らすすべての人、ボランティア団体やNPO法人、民間事業者が、それぞれの役割を担いながら協働して問題を解決するための仕組みづくりを推進していけるように、相互の連携強化に取り組めます。

※NPO法人：特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、営利を目的とせず、10人以上の構成員がいること、政治活動や宗教活動を主たる目的としないことなどの条件を満たしている団体

## 4 施策の体系





# 第4章 施策の展開

## 基本目標 1 意識啓発と担い手づくり

### (1) 地域福祉の意識向上

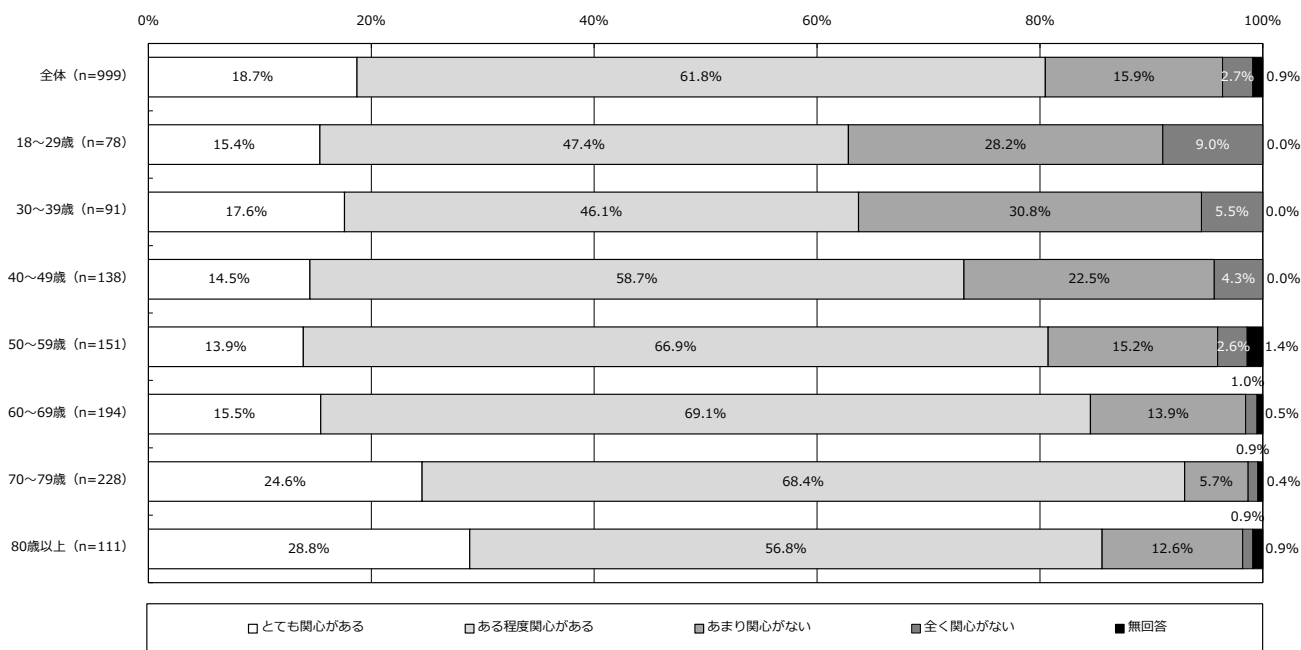
国内全体の人口減少や少子高齢化、核家族化など社会全体の変化が進む中、本市においてもこれらの現象が統計データにも表れています。こういった社会構成の変化にともない、地域の住民同士の交流は減少し、地域福祉に対する意識の低下が進んでいます。

「福祉への関心の有無」について市民アンケートの結果を年代別にみると、「福祉への関心がある」と回答したのは「70～79 歳」が9割超で最も多く、「18～29 歳」及び「30～39 歳」といった若い世代では約6割にとどまりました。

また、福祉を充実していくために必要な取組については「交通の利便性の確保をすすめる」、「安心して子どもを産み育てられる子育て環境の充実」、「自宅での生活を支援する在宅福祉サービスの充実」がそれぞれ約4割と、市民アンケートで多く寄せられました。

社会構造の変化により考え方やライフスタイルが多様化していく中、地域福祉活動を充実していくためには、地域住民が地域のためにできることを考え、チャレンジしていくための啓発活動が必要です。特に若い世代を中心に家族、友人、隣近所などお互いを思いあい、協力しあう心を育むための取組が重要です。

＜市民アンケート＞年代別にみた「福祉への関心の有無」



## 各主体が行う取組・施策

|    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市民 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ボランティア活動や地域活動に興味、関心を持ちましょう。</li> <li>・ 自分が地域のためにできることを考え、チャレンジしてみましょう。</li> <li>・ 家族、友人、隣近所などお互いを思いあい、協力しあう心を持ちましょう。</li> </ul>                                                                                                                         |
| 地域 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市や社会福祉協議会などが開催する各種講座などへの参加を呼びかけましょう。</li> <li>・ 様々な講座や活動を通じて、地域住民の地域福祉に関する意識の向上に努めましょう。</li> <li>・ 地域住民が地域福祉に関して正しい知識を得られるように、地域での活動を通じて啓発に努めましょう。</li> </ul>                                                                                           |
| 行政 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小中学校や地域において、各種講座・研修や福祉体験学習を推進します。また、人権についての知識をわかりやすく学べる機会の確保に努めます。</li> <li>・ 高齢者との昔遊びや、障がい者スポーツ大会の学生ボランティアなどを通じて、福祉教育や人権教育を推進します。</li> <li>・ 地域福祉の意識向上に向け、講演会や高齢者大学、生涯学習出前講座などの研修会を実施します。</li> <li>・ 市広報誌や各種講座・イベント等を通じて情報提供し、普及啓発活動を推進します。</li> </ul> |

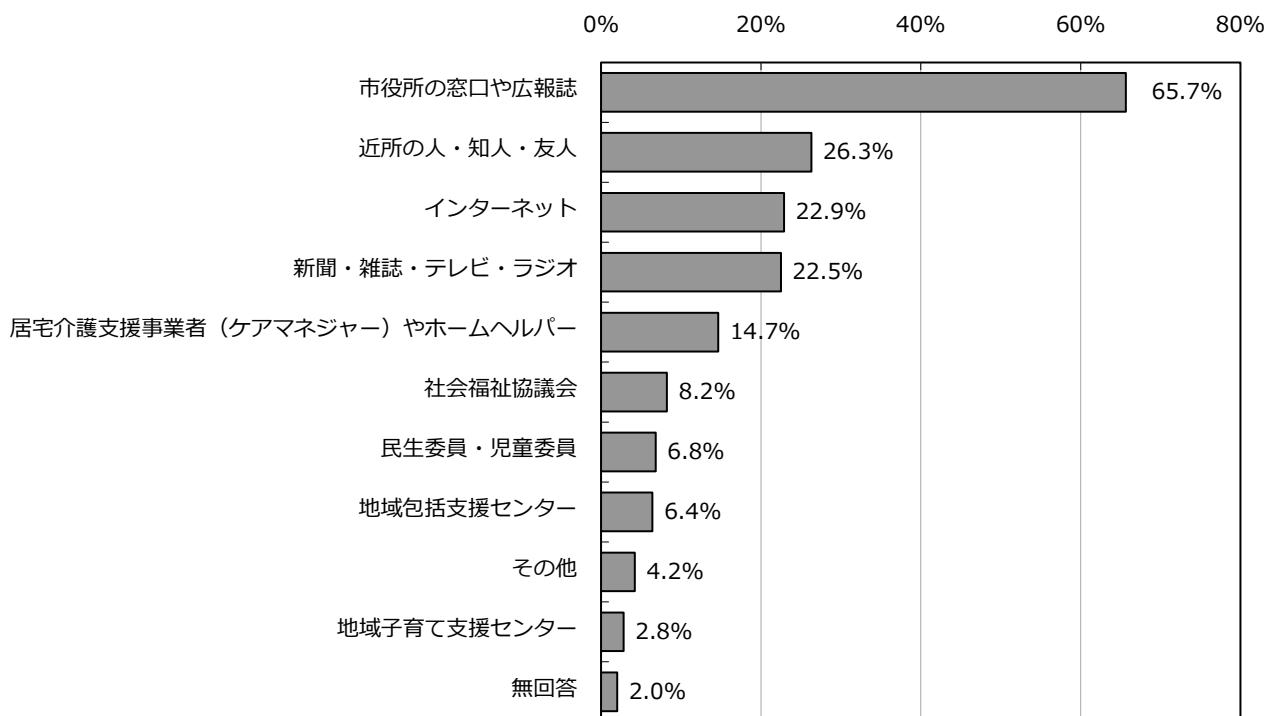
## （２）情報提供の充実

地域の課題を地域住民が自らの課題として主体的に捉え、その課題を解決するためには、必要な情報を広く共有できる取組が求められます。

市民アンケートの結果によると、自分に必要な福祉サービスに関する情報を『入手できている』と回答した割合は約５割でしたが、「今のところ情報を得る必要が無い」という回答は約４割となっています。さらに、情報の入手先は「市役所の窓口や広報」が約６割で、次いで「近所の人・知人・友人」が約２割となっています。「インターネット」から情報を得ている人も増加しており、IT分野における情報発信の重要性も高まっています。

このため、市及び市社会福祉協議会の広報誌やホームページといった様々な情報媒体を通じた情報発信や、障がいのある人にも合わせた情報提供を進めることで、必要な情報を必要とする人に、確実に届けることが求められます。今後も積極的に市民へ情報発信を行い、世代や障がい、ライフスタイルに合わせた情報媒体の活用が重要になります。

＜市民アンケート＞「福祉サービス」に関する情報の主な入手先





## 各主体が行う取組・施策

|    |                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市民 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市の広報誌やホームページなどから必要な情報を収集しましょう。</li> <li>・自分にあったサービスを主体的に選択し、福祉に関する情報を有効に活用しましょう。</li> <li>・地域の人へ自分が知っている各種サービスの情報を伝えましょう。</li> </ul>                                                                                                            |
| 地域 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・自分の団体の活動や地域における福祉のサービスに関する情報を伝えましょう。</li> <li>・サークルや趣味の活動といった交流の場で、地域の情報を交換・共有しましょう。</li> <li>・地域住民に地域活動の情報をわかりやすく伝えましょう。</li> </ul>                                                                                                            |
| 行政 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市広報誌や市ホームページ、市のメール配信サービス※<sup>1</sup>、SNSを活用し、わかりやすい情報提供を関係部署・機関が連携して進めます。</li> <li>・「声の広報※<sup>2</sup>」を活用し、目の不自由な方にも情報をわかりやすく提供するなど、情報のユニバーサルデザイン※<sup>3</sup>に一層配慮します。</li> <li>・市広報誌や市ホームページで生涯学習出前講座の活用についてわかりやすく伝え、活用の推進を図ります。</li> </ul> |

※1 メール配信サービス：災害などの緊急時やイベント情報等、行政情報などをメールで配信するサービスです。

※2 声の広報：「広報はにゅう」「ぎかいだより」「社協だより」を音訳・録音したものを、社会福祉協議会で配布します。

※3 ユニバーサルデザイン：年齢や障がいの有無などに関わらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるように設計された製品・情報・環境のデザインのこと。

## 《地域福祉活動計画》

市社会福祉協議会では、地域福祉計画における4つの基本目標、15の施策に基づき各事業を展開します。その活動指針となる地域福祉活動計画は、令和4年度から8年度までの5か年計画であり、今後の事業の方向性を示します。

語句の説明 前 進：事業実施に向け調査・検討を行います  
 継 続：継続して事業を行います  
 推 進：更なる事業の推進を行ないます  
 見直し：事業の内容を見直します  
 廃 止：事業を廃止します  
 実 施：新規事業を実施します

### 社会福祉協議会の地域福祉活動計画

地域福祉活動を推進するにあたり市民の協力は必要不可欠であるため、市民に対し広く福祉活動の意義や重要性の周知と適切な情報提供を行い、意識啓発を行います。

## ①社会福祉大会事業

|         |    |
|---------|----|
| 5年間の方向性 | 継続 |
|---------|----|

誰もが安心して暮らせる地域づくりのため、社会福祉に貢献された方の各種表彰やボランティア体験発表を行うとともに、福祉に関する情報提供を目的とした講演会などを行います。

|           |                                                                                                |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業概要      | 地域福祉の発展に功績のあった方、社会福祉に対し多額の寄付を寄せられた方を表彰し、感謝の意を表します。                                             |
| 取組状況      | 社会福祉の発展に貢献された方への表彰や、地域福祉活動のためのボランティア活動発表及び福祉に関する啓発を目的とした講演会を行いました。                             |
| 課題及び今後の方針 | 市民の寄付意識の啓発を行い、市社会福祉協議会に高額な寄付を寄せられた方への感謝状対象者を増やします。また、活発なボランティア活動の推進と、福祉施策の情報提供を目的とした講演会を開催します。 |

### <感謝状等の受賞件数>

| 第2期実績値            | 第3期計画値   |          |          |          |          |
|-------------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| R2年度              | R4年度     | R5年度     | R6年度     | R7年度     | R8年度     |
| 表彰状 7件<br>感謝状 13件 | 各賞合計 35件 | 各賞合計 25件 | 各賞合計 25件 | 各賞合計 35件 | 各賞合計 30件 |

## ②社協広報事業

5年間の方向性

継続

市民の地域活動を広く紹介するとともに、社会福祉協議会事業の周知を行います。

|           |                                                                                                                                                                                                                     |
|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業概要      | <p>【社協だよりの発行】</p> <p>市民活動や市社会福祉協議会事業を広く紹介し、市民により必要とされる情報を提供するため、全戸配布を行います。</p> <p>【市社会福祉協議会ホームページの利便性の向上】</p> <p>市社会福祉協議会のPRと住民の生活向上のため福祉サービス情報を提供します。</p>                                                          |
| 取組状況      | <p>社協だよりは、市社会福祉協議会事業や市民活動を広く紹介するとともに、読みやすい紙面づくりに努めました。（社協だより 年間4回発行、18,100部発行）</p> <p>パンフレットは、市社会福祉協議会が実施している福祉サービスの周知と市社会福祉協議会のPRのため、社協支部懇談会等で活用し情報提供に努めました。</p> <p>市社会福祉協議会のPRと市民生活向上のため、ホームページのリニューアルを行いました。</p> |
| 課題及び今後の方針 | <p>読みやすく見やすい紙面づくりのため、社協だよりのカラー印刷を検討します。ホームページのさらなる活用を進めるため、使いやすいレイアウトづくりを進めます。</p>                                                                                                                                  |

<社協だよりを[よく読んでいる]割合の向上>

| 第2期実績値 | 第3期計画値 |      |      |      |       |
|--------|--------|------|------|------|-------|
| R3年度※  | R4年度   | R5年度 | R6年度 | R7年度 | R8年度  |
| 23.1%  | —      | —    | —    | —    | 60.0% |

※市民アンケート調査（地域福祉計画策定時）結果より

### ③声の広報発行事業

5年間の方向性

継続

ボランティアの協力により「広報はにゅう」「ぎかいだより」「社協だより」を音訳し、目の不自由な方に対し配布します。また、市と連携し市ホームページにも掲載します。

|           |                                                                                                                                                      |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業概要      | 朗読ボランティアの協力により、広報はにゅう等を音訳し視覚障がい者等に配布します。活動の担い手の育成により、安定的、効果的な事業運営を図ります。                                                                              |
| 取組状況      | 市民ニーズや生活状況に応じた対応を進めました。録音方式をカセットテープからCDに移行させるため、音訳講習会、研修会を実施しました。<br>ボランティアグループの育成のため、朗読ボランティア養成講座1回、ガイドヘルプボランティア養成講座1回、点字講習会1回、音訳講習会2回、研修会2回実施しました。 |
| 課題及び今後の方針 | 朗読ボランティア養成のため、専門的技術の向上と、より高度な知識の習得のための講座を行います。                                                                                                       |

#### <音訳の利用者数>

| 第2期実績値       | 第3期計画値        |               |               |               |               |
|--------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| R2年度         | R4年度          | R5年度          | R6年度          | R7年度          | R8年度          |
| 利用者9名<br>3施設 | 利用者10名<br>3施設 | 利用者10名<br>3施設 | 利用者10名<br>3施設 | 利用者10名<br>3施設 | 利用者10名<br>3施設 |

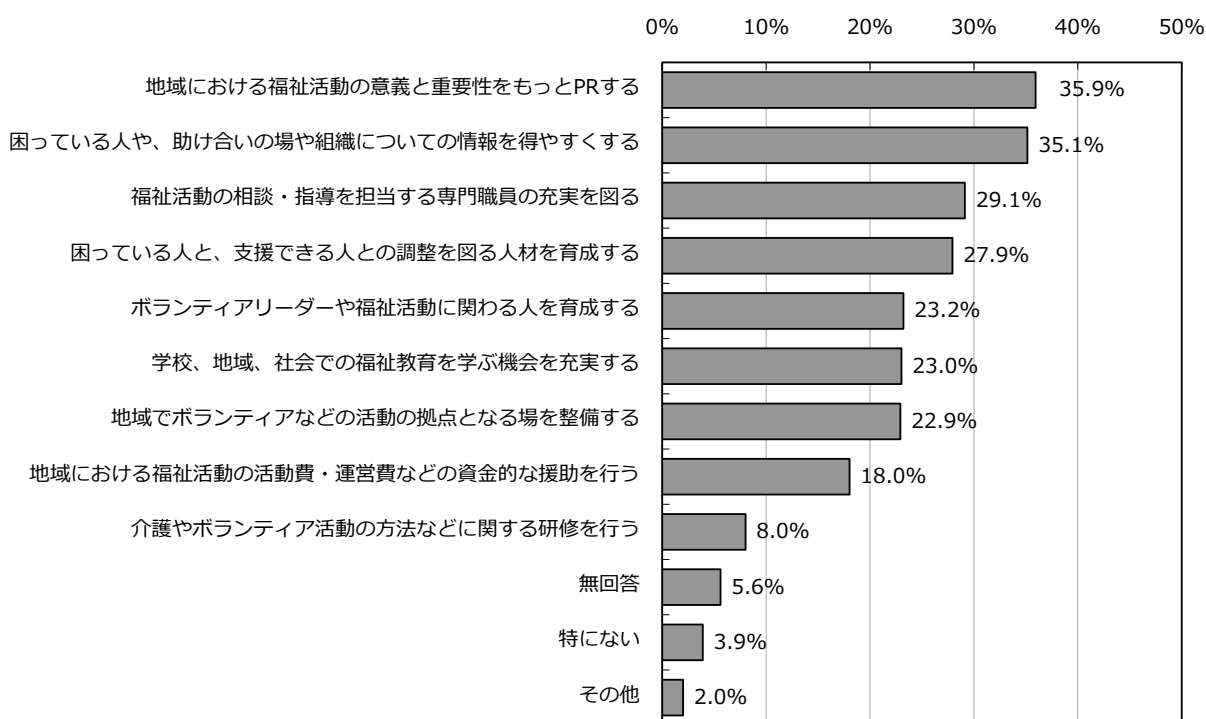
### （３）人材育成の促進

地域住民の広い世代に地域福祉への関心を持ってもらうためには、地域福祉の担い手を育成する必要があります。

市の人口ピラミッドをみると、男女共に「70～74 歳」の世代が最も多く、次いで「45～49 歳」の世代が多くなっています。また、市民アンケートの結果をみると、地域における助け合いを活発にするために重要なことについて、「困っている人と、支援できる人との調整を図る人材を育成する」という回答が約3割、「ボランティアリーダーや福祉活動に関わる人を育成する」という回答が約2割となっています。

地域福祉の担い手育成を促進するため、若い世代はもちろん、元気な高齢者や中高年世代への地域福祉活動への参加を奨励することによって、地域活動を推進するリーダーや、地域福祉を推進するコーディネーター※となる人材の育成を推進することが必要となります。

#### ＜市民アンケート＞「地域における助け合い、支え合い活動を活発にするために重要なこと」



※コーディネーター：問題の解決にあたって必要な機関、関係者等の連絡、調整等を図り、一つにまとめてあげる人のことです。

## 各主体が行う取組・施策

|    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市民 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域福祉活動を進める地域の団体や市の活動に関する理解を深め、積極的に活動に参加しましょう。</li> <li>・地域福祉について、住民、地域、行政にとっての改善施策を一緒に考えましょう。</li> </ul>                                                                                                                                                    |
| 地域 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・それぞれの世代の生活や価値観に合わせた参加しやすい講座やレクリエーションの場を提供しましょう。</li> <li>・意欲のある次世代の活動の場や活動報告する機会、活躍の場を設けて、次世代リーダーを育成しましょう。</li> </ul>                                                                                                                                       |
| 行政 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防サポーター※<sup>1</sup>や認知症サポーター※<sup>2</sup>、傾聴ボランティア※<sup>3</sup>などの育成を行います。</li> <li>・地域福祉を支えるリーダーやコーディネーターの育成講座を、市社会福祉協議会と連携し開催します。</li> <li>・福祉教育を通じ思いやりの心を育むとともに、学生のボランティア体験、社会人に対する各種分野でのボランティア養成講座など、世代間や分野間につながりや連続性を持たせて、効果的な人材育成を進めます。</li> </ul> |

※1 介護予防サポーター：地域の高齢者の健康づくりや、介護予防に取り組むボランティアです。

※2 認知症サポーター：認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者として日常生活の中での支援をしていただく方です。認知症サポーター養成講座を受講した方を「認知症サポーター」と称します。

※3 傾聴ボランティア：話し相手がほしい、不安や寂しさを誰かに聴いてほしいと思っている人の気持ちに寄り添って、まるごと受け止めて「聴く」心のケアのボランティアです。

## 社会福祉協議会の地域福祉活動計画

広く地域活動への参加を促し、活動を率先して行うリーダーの育成を進めます。

### ①支部社協活動支援事業

5年間の方向性

継続

地域の特性に応じた社会福祉の増進のため、支部社協の地域福祉活動を支援します。

|           |                                                                                                                                                                                               |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業概要      | <p>【支部長会議】</p> <p>支部社協における社会福祉事業の効率的運営と組織的活動を促進することにより、地域の特性に応じた福祉活動の推進を目的に開催します。</p> <p>【社協支部懇談会】</p> <p>社会福祉協議会事業に対する理解と関心を深めていただくとともに、円滑な支部運営の支援や地域における課題について意見交換を行うため、支部への訪問活動を実施します。</p> |
| 取組状況      | <p>支部長会議において、支部社協間の情報交換を行い、密接な連絡調整を図り連携を深めました。</p> <p>社協支部懇談会は、市内9地区において市社会福祉協議会事業のPRを行うとともに、地域における課題についての意見交換を行いました。</p>                                                                     |
| 課題及び今後の方針 | <p>地域の特性を踏まえ、さらに支部社協との連携を深めます。</p>                                                                                                                                                            |

#### <支部懇談会開催回数>

| 第2期実績値 | 第3期計画値 |      |      |      |      |
|--------|--------|------|------|------|------|
| R2年度   | R4年度   | R5年度 | R6年度 | R7年度 | R8年度 |
| 1回     | 2回     | 2回   | 2回   | 2回   | 2回   |

## ②福祉教育奨励事業

5年間の方向性

継続

小・中学校及び高等学校等の児童・生徒を対象に、社会福祉への理解と関心を高め、社会奉仕・社会連帯の精神を養い、福祉体験・交流活動を行うことを支援します。

|           |                                                                         |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------|
| 事業概要      | 小・中学校・高等学校及び短期大学が行う社会福祉の啓発を目的とした福祉教育に対し、補助事業を行います。                      |
| 取組状況      | 小・中学校及び高等学校等におけるより効率的な補助の活用を進めるため、補助方法を検討しました。                          |
| 課題及び今後の方針 | ボランティアとの出会いや関わりを通して、多様な立場の人と認め合い、共に生きていく力、人の気持ちに共感できる力を育むことができるよう支援します。 |

### <実施校割合>

| 第2期実績値 | 第3期計画値 |       |       |       |       |
|--------|--------|-------|-------|-------|-------|
| R2年度   | R4年度   | R5年度  | R6年度  | R7年度  | R8年度  |
| 89.5%  | 90.0%  | 90.0% | 90.0% | 90.0% | 90.0% |



### ③学校福祉教育等への協力事業

5年間の方向性

継続

市内の小・中学校・高等学校などへの福祉体験学習指導・ボランティア派遣・福祉器具の貸出しを行います。

|           |                                                       |
|-----------|-------------------------------------------------------|
| 事業概要      | 小・中学校・高等学校などの福祉教育実施のため、市民やボランティアの協力により、効果的な支援を行います。   |
| 取組状況      | 充実した福祉教育実施のため、福祉機器の整備や体験学習を指導するボランティアとの適切な連絡調整を行いました。 |
| 課題及び今後の方針 | 指導するボランティアの高齢化により、指導者の担い手不足となっているため、継続的な育成を行います。      |

#### <実施回数>

| 第2期実績値       | 第3期計画値       |              |              |              |              |
|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| R2年度         | R4年度         | R5年度         | R6年度         | R7年度         | R8年度         |
| 講師派遣 3件      | 講師派遣 3件      | 講師派遣 3件      | 講師派遣 3件      | 講師派遣 3件      | 講師派遣 3件      |
| ボランティア派遣 2件  | ボランティア派遣 3件  | ボランティア派遣 3件  | ボランティア派遣 3件  | ボランティア派遣 3件  | ボランティア派遣 3件  |
| 福祉体験用具貸出 10件 | 福祉体験用具貸出 10件 | 福祉体験用具貸出 10件 | 福祉体験用具貸出 11件 | 福祉体験用具貸出 11件 | 福祉体験用具貸出 12件 |

## 基本目標 2 助け合い・支え合いの仕組みづくり

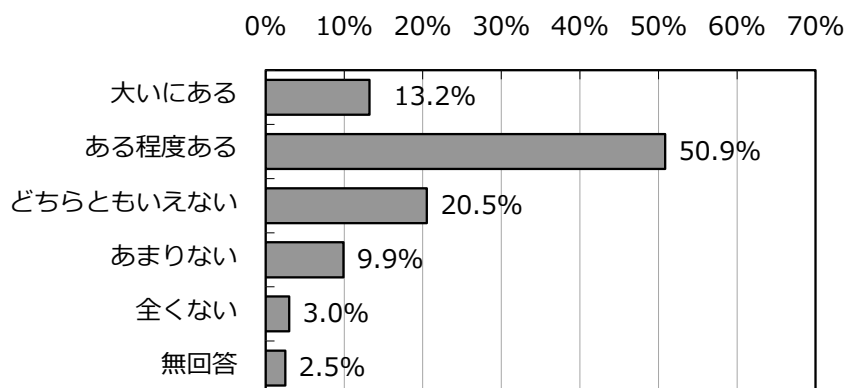
### (1) 近所付き合いの促進

少子高齢化、核家族やひとり暮らし世帯の増加、ライフスタイルの多様化にともない、かつての地域ぐるみの付き合いは減少し、人と人との「つながり」の希薄化が見受けられます。

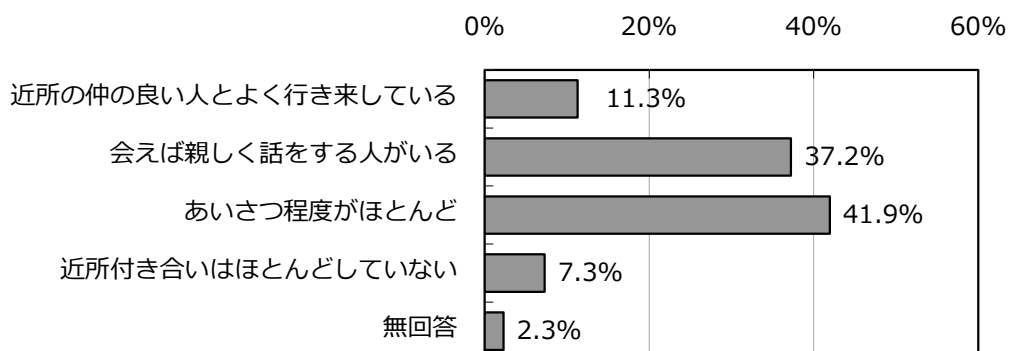
市民アンケートの結果をみると、今住んでいる地域への愛着については約6割が『愛着がある』と答えており、さらに「これからも羽生市に住み続けたいと思うか」というアンケートでは約7割が『住み続けたい』と答えています。しかし、ふだんの近所付き合いについては、「あいさつ程度がほとんど」が約4割となっています。また、社協支部懇談会では高齢者単身世帯が増加している反面、高齢者同士がつながりを持つために集まれる場所が少ないという意見が挙げられました。

地域住民が安心して住み慣れた地域で暮らしていくためには、「地域住民が無理なくできる助け合い・支え合いの取組と仕組みづくり」を推進する必要があります。

#### <市民アンケート> 「今住んでいる地域への愛着」



#### <市民アンケート> 「近所の人と、どの程度の付き合いがあるか」



## 各主体が行う取組・施策

|    |                                                                                                                                                                                                                                    |
|----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市民 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・近所の人と困ったことを相談し合える関係を築きましょう。</li> <li>・地域で悩んでいる人や困っている人がいたら相談にのり、地域や関係機関・団体等の相談窓口を紹介しましょう。</li> </ul>                                                                                       |
| 地域 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の中で住民が孤立しないよう、日ごろから見守りや交流といった活動をすすめて、地域活動の中で気軽に相談できる機会を作りましょう</li> <li>・各団体の特性を活用した相談などの対応を行いましょう。</li> </ul>                                                                            |
| 行政 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・交流機会を提供するとともに、市広報誌や市ホームページにおいて近所付き合いの大切さについて啓発します。</li> <li>・地域の見守りや身近な相談窓口として、民生委員・児童委員の活動を支援します。</li> <li>・地域住民の地域活動への自主的な参加・協力を促すため、自治会活動などの周知・啓発活動を支援します。また、各地区の地域活動を支援します。</li> </ul> |

## （２）交流の場・機会の提供

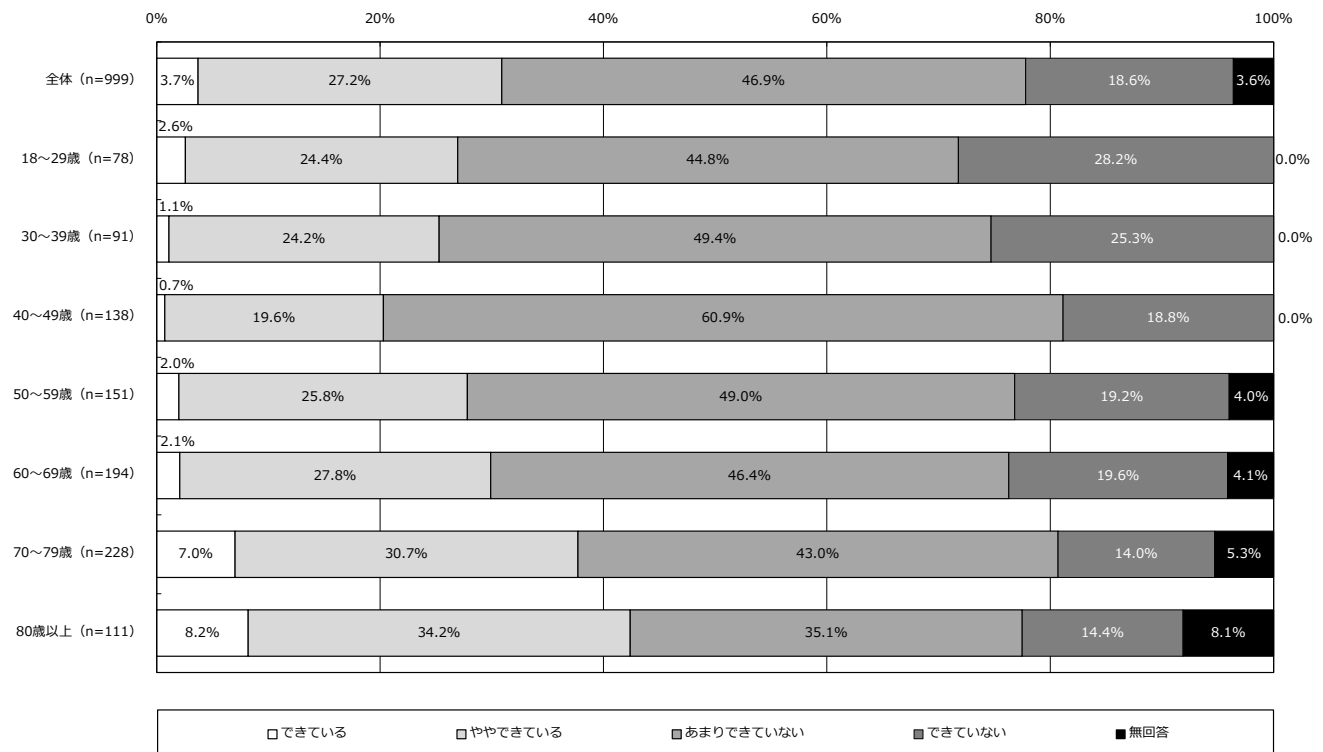
少子高齢化の進行や本市に住み始めて日の浅い住民の増加などにより、地域内における住民同士のコミュニケーションが少なくなっているという意見があります。

市民アンケートの結果をみると、地域の問題として、「世代間の交流が少ない」、「隣近所との交流が少ない」等の地域交流に関するものが上位に挙げられています。また、コミュニティや地域の課題などの情報共有については「情報共有が出来ている」という回答は約３割となっており、住民間の情報共有が進んでいないことが伺えます。

社協支部懇談会では自治会等のコミュニケーションを取りたがらない人が増えているという意見や世代間等のコミュニケーションを取る機会が少ないという意見も挙げられています。

住民同士の相互交流を推進することでお互いの近況を把握し、困りごとなどの共有が可能になります。地域の行事や気軽に人が集まれるサロン活動などによって住民同士の相互交流を活性化し、住民間・世代間のコミュニケーションの機会を創出することが必要になります。

＜市民アンケート＞「地域の課題などで、情報共有ができていると思うか」



## 各主体が行う取組・施策

|    |                                                                                                                                                                                                                                               |
|----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市民 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域のイベントや行事などを通じて、地域の中の活動組織や福祉団体との関わりを増やしましょう。</li> <li>・福祉教育や啓発イベント、交流の場などでの考える機会を通じて、互いに多様性を理解し、個を尊重し、地域の輪を広げましょう。</li> </ul>                                                                        |
| 地域 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・現役世代の男性や若い世代、育児中の女性、親子連れなどが安心して集える、様々な交流の場づくりに取り組みましょう。</li> <li>・社会参加が不得意な人のつながりづくりを絶やさないような仕組みづくりを構築しましょう。</li> </ul>                                                                               |
| 行政 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市のイベントや行事と同様に各地域で行っているイベントなどに関する情報を収集し、市民が参加しやすくなるよう、生涯学習カレンダーなどを市広報誌や、市ホームページなどにおいてお知らせします。</li> <li>・母子愛育会による三世代交流や市民体育祭、ふれあい交流事業などを通じて世代間の交流の場を提供します。</li> <li>・公民館事業の充実を図り、交流の場を提供します。</li> </ul> |

## 社会福祉協議会の地域福祉活動計画

助け合い・支え合いの仕組みづくりのために、近所付き合いを親密にし、住民が地域において役割を持ち、社会参加のきっかけづくりと仲間づくりを行い、地域全体の活性化を図ります。

### ①各地区ふれあい交流会支援事業

5年間の方向性

継続

地域住民が仲間をつくり、お互いの交流の場を目的として実施される支部社協主催の交流会活動を支援します。

|           |                                                                                                    |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業概要      | 地域住民の交流活動の活性化を目的として、支部社協に対し、事業実施のための支援を行うとともに、支部社協間の取組に対する情報共有を図ります。                               |
| 取組状況      | 支部社協役員の協力により、地域ボランティアとともに会食を通じて仲間をつくり、お互いの交流の場を目的として、支部社協ごとに特色ある交流会を実施しました。生活用品の配布をしながら訪問活動も行いました。 |
| 課題及び今後の方針 | 住民同士の「つながり」をもつ機会が減少しないよう、さらに地区の交流活動が活発になるよう、支部社協の活動を支援します。                                         |

#### <参加者数>

| 第2期実績値          | 第3期計画値          |                 |                 |                 |                 |
|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| R2年度            | R4年度            | R5年度            | R6年度            | R7年度            | R8年度            |
| 9支部<br>4,862名参加 | 9支部<br>4,900名参加 | 9支部<br>4,900名参加 | 9支部<br>5,000名参加 | 9支部<br>5,100名参加 | 9支部<br>5,200名参加 |

## ②ふれあい・いきいきサロン活動支援事業

5年間の方向性

見直し

仲間づくりの活動として、地域を拠点に、住民が集まり自主的に運営する「ふれあい・いきいきサロン」活動を支援します。

|           |                                                                                                       |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業概要      | 地域住民が自主的に取り組むサロン活動に対し、運営費の補助及び傷害保険加入などの支援を行います。また、サロン間の情報共有と活動の普及を目的として、先駆的な活動者の発表を行います。              |
| 取組状況      | 社協だより等で地域における活動の推進を積極的にPRしました。<br>サロン活動の魅力や効果、必要性を確認し、コミュニケーション豊かな地域づくりを推進することを目的として、サロン活動発表会を実施しました。 |
| 課題及び今後の方針 | サロン実施のための新たな方向性を検討します。サロンを地域の居場所である生活支援活動拠点へ移行するための検討をします。                                            |

### <サロン数>

| 第2期実績値 | 第3期計画値 |      |      |      |      |
|--------|--------|------|------|------|------|
| R2年度   | R4年度   | R5年度 | R6年度 | R7年度 | R8年度 |
| 34ヶ所   | 35ヶ所   | 35ヶ所 | 35ヶ所 | 35ヶ所 | 35ヶ所 |

### ③敬老会事業

5年間の方向性

見直し

長寿のお祝いや、敬老模範家庭の表彰、高齢者が集う場の提供を行います。

|           |                                                                                                         |
|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業概要      | 支部社協が主催する式典に対し、高齢者が進んで参加するような企画、実施の支援を行います。                                                             |
| 取組状況      | 市内10会場の式典・アトラクション及び、75歳以上の方への記念品の贈呈を行いました。<br>米寿、九十九歳以上、金婚、ダイヤモンド婚、プラチナ婚夫婦の方々に記念品を、敬老模範家庭に表彰状の贈呈を行いました。 |
| 課題及び今後の方針 | 実施内容について市と見直し協議を行います。                                                                                   |

#### <実施ヶ所>

| 区分  | 第2期 ※R3年度見込み |       |      |            |            |
|-----|--------------|-------|------|------------|------------|
| 年度  | H29年度        | H30年度 | R元年度 | R2年度       | R3年度       |
| 実績値 | 10ヶ所         | 10ヶ所  | 10ヶ所 | 新型コロナのため中止 | 新型コロナのため中止 |

※実施内容の見直しのため、計画策定後、計画値の表記を変更します。

### ④歳末たすけあい事業

5年間の方向性

継続

共同募金の一環として歳末期に、地域交流を目的として、歳末たすけあい事業を実施します。

|           |                                                             |
|-----------|-------------------------------------------------------------|
| 事業概要      | 歳末の時期に、支部社協が行う地域交流活動の支援を行います。                               |
| 取組状況      | 地域のふれあいの場作りを目的とした活動を支援するため、各地区において実施し、歳末期の見守り運動の強化につながりました。 |
| 課題及び今後の方針 | 地域特性を踏まえ、さらなる支部社協と地域の関係機関との連携を深めます。                         |

#### <参加者数>

| 第2期実績値 | 第3期計画値 |        |        |        |        |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| R2年度   | R4年度   | R5年度   | R6年度   | R7年度   | R8年度   |
| 2,969名 | 3,000名 | 3,100名 | 3,200名 | 3,300名 | 3,400名 |



## ⑤障がい児・者地域交流かけはし事業

5年間の方向性

継続

障がいのある子どもたちが、住み慣れた地域でその人らしい自立した生活が送れるよう、地域（当事者、住民、市社会福祉協議会）で楽しくふれあえる場づくりを一緒に手掛けることを目的に実施します。

|           |                                                                            |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------|
| 事業概要      | 障がいのある方たちや、そのご家族への理解を深めるため、当事者・住民・市社会福祉協議会の協働により、地域住民が楽しく交流できるような事業を実施します。 |
| 取組状況      | 当事者の意見やアイデアを活かしながら、皆で楽しくふれあえる場づくりを、参加者たちとともに一緒に手掛けました。                     |
| 課題及び今後の方針 | 誰もが参加しやすい環境づくりを行い、参加者とともに創意工夫を行い、楽しみやすい活動を実施します。                           |

### <参加者数>

| 第2期実績値 | 第3期計画値 |      |      |      |      |
|--------|--------|------|------|------|------|
| R2年度   | R4年度   | R5年度 | R6年度 | R7年度 | R8年度 |
| 37名    | 150名   | 160名 | 170名 | 180名 | 190名 |

## ⑥おもちゃの病院開設事業

5年間の方向性

継続

おもちゃの修理を通し世代を超えて地域の人たちが交流し、ふれあいを深めるため、おもちゃの病院の開設を支援します。

|           |                                                     |
|-----------|-----------------------------------------------------|
| 事業概要      | 住民同士の交流を促進するため、定期的な病院開設を行うとともに、市や地域のイベント等への参加を進めます。 |
| 取組状況      | 世代間の交流機会の提供ため病院開設を進め、活発なボランティアの活動のための拠点の確保を行いました。   |
| 課題及び今後の方針 | 効率的な活動方法を検討し、活動の場の確保や広報活動を行います。                     |

### <開催回数>

| 第2期実績値            | 第3期計画値 |      |      |      |      |
|-------------------|--------|------|------|------|------|
| R2年度              | R4年度   | R5年度 | R6年度 | R7年度 | R8年度 |
| 12回開催<br>(161個修理) | 12回    | 12回  | 12回  | 12回  | 12回  |

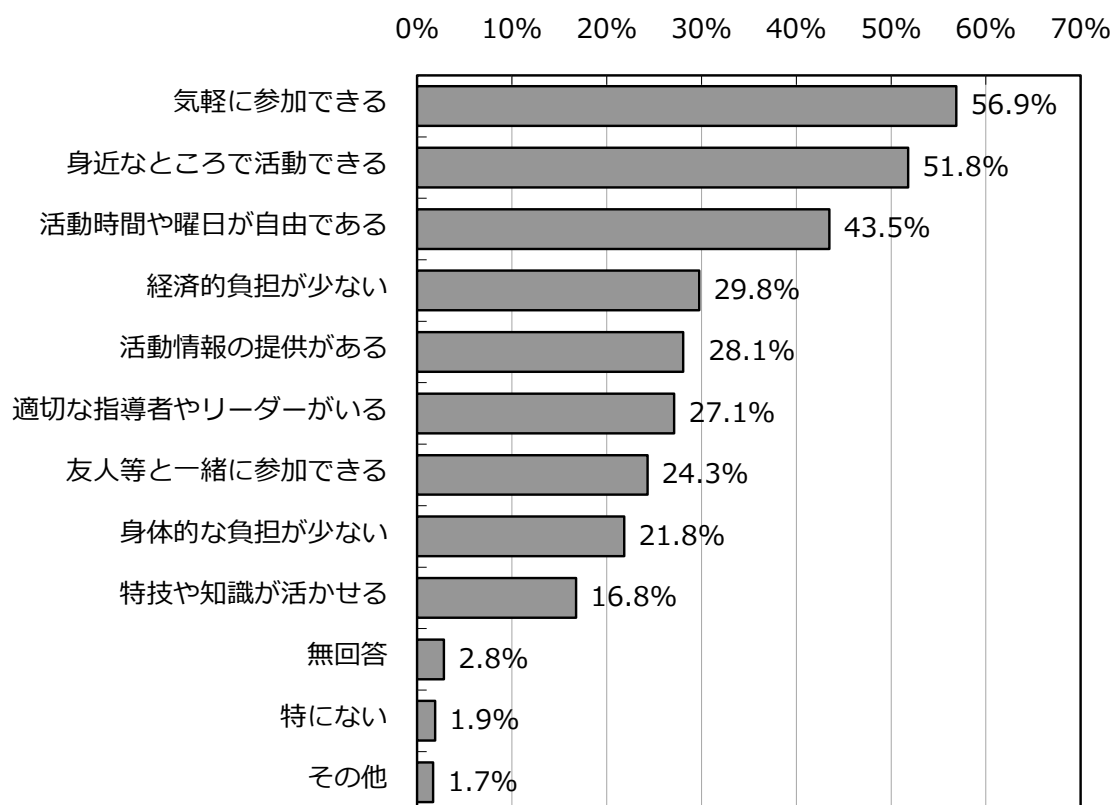
### （３）地域活動・ボランティアの促進

地域福祉を推進するためには、ボランティアやNPO法人などと協働して地域で抱える課題解決に取り組む必要があります。しかし、ボランティア活動などに参加する方が様々な理由から減少しているという実態があります。

市民アンケートの結果によると、「地域活動やボランティア活動に継続的に取り組んでいる」という回答は約１割にとどまり、前回アンケートと比較すると２割近く減少しました。活動に参加できない理由として「勤務などの都合で機会がない」「時間がない」が多く挙げられており、前回アンケートと同様の結果となっています。その一方で、どのような条件であれば参加・活動したいかという「身近なところで活動できる」「気軽に参加できる」という回答が上位に挙げられています。

これらのことから、地域住民が地域活動やボランティア活動に取り組みやすい事業活動の展開や参加へのきっかけづくりが必要です。

＜市民アンケート＞「どのような条件であれば参加・活動したいか」



## 各主体が行う取組・施策

|    |                                                                                                                                                                                          |
|----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市民 | <ul style="list-style-type: none"><li>・市民一人ひとりが、ボランティアや地域活動への意識と関心を高めましょう。</li><li>・地域で困っている人たちを少しでもお手伝いできるようにしましょう。</li></ul>                                                           |
| 地域 | <ul style="list-style-type: none"><li>・地域のボランティアに関する情報が伝わるような工夫をしましょう。</li><li>・ボランティア活動ができる場を増やし、ボランティアを必要とする人たちの声が聞こえてくる環境を整備しましょう。</li><li>・高齢者でもボランティア活動を行えるような取組を支援しましょう。</li></ul> |
| 行政 | <ul style="list-style-type: none"><li>・市広報誌や市ホームページにおいてボランティア団体などの活動内容を紹介します。</li><li>・市社会福祉協議会を中心として、ボランティア団体などの活動を支援し、連携を進めます。</li></ul>                                               |

## 社会福祉協議会の地域福祉活動計画

多くの市民がボランティアに取り組めるよう、ボランティアに対する理解促進と活動支援を行うとともに、将来のボランティア活動を担う人材を育成します。

### ①ボランティアセンター運営事業

5年間の方向性

継続

ボランティア事業の企画・調整を行い、市民の福祉ボランティア活動を支援します。

|           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業概要      | <p>ボランティアセンターとして、ボランティアを必要とする人と、ボランティア活動をする人を効率的に結び付けられるようなコーディネートを行います。ボランティア活動コーディネートとして、ボランティア活動に関する相談や情報収集、活動希望者への活動紹介を行います。</p> <p>また、市民に対し社協だよりやホームページ等を通じ、ボランティア活動に関する情報提供を行うとともに、将来のボランティア活動を担う人材を育成します。</p>                                                                                                                   |
| 取組状況      | <p>より効率的なコーディネートを行うため、ボランティア情報の提供や担い手の育成、相談及び福祉ニーズに対する連絡調整を行いました。また、円滑なセンター運営のため、他市町村との情報共有を行いました。</p> <p>ボランティア事業の企画・調整を行うとともに、施設での労力奉仕、在宅の方への支援活動などを中心にボランティア活動の推進を支援しました。</p> <p>社協だよりやホームページを活用し、ボランティアに関する情報を、適宜、提供しました。</p> <p>万一の事故に備え、安心して活動が行えるよう、ボランティア活動保険の加入を促進しました。</p> <p>ボランティア活動のための拠点となるような場所と設備を確保するための検討を行いました。</p> |
| 課題及び今後の方針 | <p>多様なボランティアの活動分野を検討し、ボランティア活動の裾野を広げます。</p> <p>さらに多くの市民が活発な活動ができるよう、ボランティア活動の啓発や、ボランティア活動保険の加入を促進します。</p>                                                                                                                                                                                                                              |

#### <ボランティア登録者数等>

| 第2期実績値     | 第3期計画値 |       |       |       |       |
|------------|--------|-------|-------|-------|-------|
| R2年度       | R4年度   | R5年度  | R6年度  | R7年度  | R8年度  |
| 団体 45 グループ | 45 団体  | 46 団体 | 47 団体 | 48 団体 | 50 団体 |
| 個人 43 名    | 45 名   | 45 名  | 45 名  | 45 名  | 50 名  |

## ②ボランティア体験プログラム事業

5年間の方向性

継続

小・中学生及び高校生、社会人等を対象として、夏休みを利用したボランティア体験を実施します。

|           |                                                                                       |
|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業概要      | 将来のボランティア活動の担い手の育成のため、有意義な体験ができるよう、多種多様なプログラムを企画し開催します。                               |
| 取組状況      | 夏休み期間を利用して、小・中学生、高校生、社会人等を対象として実施しました。誰もが参加しやすいように、魅力的で興味を引くようなメニューの開発をし、内容の充実を図りました。 |
| 課題及び今後の方針 | 多くの方が参加しやすいように、新しいメニューを開発し、さらに内容の充実を図ります。                                             |

### <参加者数>

| 第2期実績値 | 第3期計画値 |      |      |      |      |
|--------|--------|------|------|------|------|
| R2年度   | R4年度   | R5年度 | R6年度 | R7年度 | R8年度 |
| 161名   | 330名   | 330名 | 350名 | 350名 | 350名 |

## ③ボランティア講座開催事業

5年間の方向性

継続

地域で活動するボランティアの育成を目的とし、ボランティア養成講座を開催します。

|           |                                                                |
|-----------|----------------------------------------------------------------|
| 事業概要      | 地域におけるボランティア活動の担い手育成のため、地域ニーズや目的に合わせた講座を企画し、実施します。             |
| 取組状況      | ボランティア活動の普及・啓発や、地域福祉活動の担い手を発掘するため、地域ニーズに応じ養成講座を企画・開催しました。      |
| 課題及び今後の方針 | ボランティア活動の普及・啓発を行い、将来の地域福祉活動の担い手を育成するため、住民ニーズに応じ必要な講座を企画・開催します。 |

### <講座開催数>

| 第2期実績値     | 第3期計画値 |      |      |      |      |
|------------|--------|------|------|------|------|
| R2年度       | R4年度   | R5年度 | R6年度 | R7年度 | R8年度 |
| 新型コロナのため中止 | 1回     | 1回   | 1回   | 1回   | 1回   |

## ④災害ボランティア養成事業

5年間の方向性

継続

災害ボランティア活動に求められる知識と技術を習得し、日ごろから地域防災を推進するとともに、災害時にボランティアとして活躍できる人材を育成します。

|           |                                                                                              |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業概要      | ボランティア登録制度を実施し、災害時に派遣を行います。                                                                  |
| 取組状況      | 万が一の大規模災害時の備えとして、市内ボランティアの意識向上やスキルアップを図るとともに、災害ボランティアセンターの啓発のため、毎年災害ボランティアセンター立ち上げ訓練を実施しました。 |
| 課題及び今後の方針 | 登録者を増加させるため、災害ボランティアセンター立ち上げ訓練実施後に、参加者に対し登録を促します。                                            |

### <登録者数>

| 第2期実績値 | 第3期計画値 |      |      |      |      |
|--------|--------|------|------|------|------|
| R2年度   | R4年度   | R5年度 | R6年度 | R7年度 | R8年度 |
| 28名    | 30名    | 30名  | 35名  | 35名  | 40名  |

## ⑤ボランティア連絡会支援事業

5年間の方向性

継続

ボランティアグループの情報交換、交流を目的として、連絡会活動の支援を行います。

|           |                                                                                                      |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業概要      | ボランティアグループの情報共有と活動者相互の交流のため、活発な連絡会活動を支援します。                                                          |
| 取組状況      | 活発なボランティア活動を進めるため、連絡会に対する情報提供やアドバイスをを行いました。                                                          |
| 課題及び今後の方針 | 会員の高齢化や活動環境の変化に対応するため、連絡会会員相互の連携をより推進するとともに、それぞれのグループが、これからの活動に必要な知識や技術の習得のため、専門性を活かした研修会を定期的を開催します。 |

### <加入団体数>

| 第2期実績値 | 第3期計画値 |        |        |        |        |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| R2年度   | R4年度   | R5年度   | R6年度   | R7年度   | R8年度   |
| 10グループ | 11グループ | 12グループ | 13グループ | 14グループ | 15グループ |

## ⑥ふれあい短期里親運動事業

5年間の方向性

見直し

児童養護施設等で生活する子どもたちを対象に、家庭でのあたたかな生活を知ってもらうことを目的として実施します。

|           |                                                                                               |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業概要      | 里親と里子の適切な連絡調整を図り、ボランティアである里親活動のコーディネートを行います。                                                  |
| 取組状況      | 施設で生活する子どもを対象に、家庭でのあたたかな生活を知ってもらうことを目的として、夏期と冬期に日帰りから2泊3日で実施しました。                             |
| 課題及び今後の方針 | 児童養護施設等に配置されている里親支援専門員と連携・協力しながら活動の普及啓発を行います。また、里親の高齢化が進み、新たな協力者を得ることが難しい状況のため、事業の実施内容を検討します。 |

### <里親数>

| 第2期実績値     | 第3期計画値 |      |      |      |      |
|------------|--------|------|------|------|------|
| R2年度       | R4年度   | R5年度 | R6年度 | R7年度 | R8年度 |
| 新型コロナのため中止 | 12世帯   | 12世帯 | 13世帯 | 13世帯 | 14世帯 |



## ⑦ファミリー・サポート・センター事業

5年間の方向性

継続

育児の援助を行いたい方と、援助を受けたい方を会員として、会員間による育児の相互援助活動を実施します。

|           |                                                                |
|-----------|----------------------------------------------------------------|
| 事業概要      | 会員間の適切な連絡調整を図り、活動を支援します。また、会員の募集を行います。                         |
| 取組状況      | 効率的な会員間による育児の相互援助活動の実施のため、移動サービス専用自動車保険に加入するなどの支援を行いました。       |
| 課題及び今後の方針 | 援助活動の担い手である協力会員の確保を行います。<br>対象年齢を拡大させ、あわせて活動区域の拡大のための見直しを行います。 |

### <会員数計>

| 第2期実績値                                        | 第3期計画値 |       |       |       |       |
|-----------------------------------------------|--------|-------|-------|-------|-------|
| R2年度                                          | R4年度   | R5年度  | R6年度  | R7年度  | R8年度  |
| 依頼会員 94 人<br>協力会員 79 人<br>両方会員 11 人<br>79 件実施 | 190 名  | 200 名 | 210 名 | 220 名 | 230 名 |

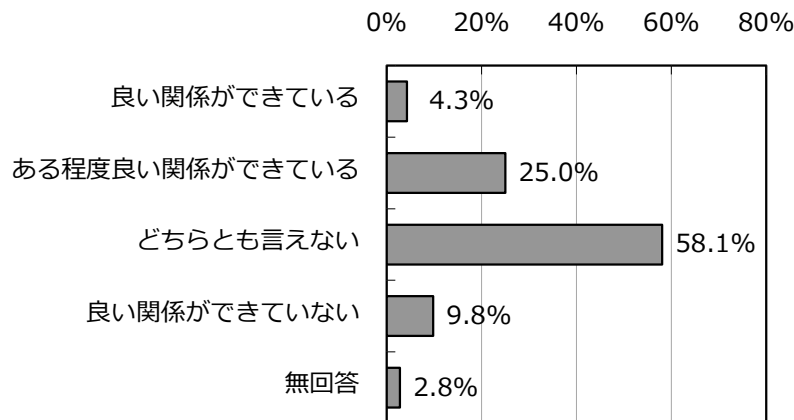
#### （４）地域包括支援体制の推進

個人や世帯が抱える生きづらさやリスクといった課題（介護離職、社会的孤立、ダブルケア・8050 問題等）が多様化・複雑化・複合化しています。これらの課題は、誰にでも起こりうる社会的なリスクですが、個別性が極めて高く、対象者ごとに各制度の下で対応しています。

地域包括ケアシステム※は、高齢者の地域における「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」の5つのサービスを一体的に提供できるケア体制の構築を目指すものですが、この考え方を高齢者以外の福祉の分野にも応用し、分野を超えて地域の生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制づくりが求められます。

このため、住民同士や、自治会等の各種関係機関、さらに行政によって、地域の困りごとを抱えている人を把握するために、見回りや声掛けといった取組を実施し、支援を必要とする人へ、必要な支援が適切に受けられるような体制づくりが重要です。

＜市民アンケート＞住民と市役所との「結びつき」について、どのように思うか



※地域包括ケアシステム：住み慣れた地域で、医療、介護、予防、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが適切に提供され、自分らしく生きていける社会的な仕組みのこと。

## 各主体が行う取組・施策

|    |                                                                                                                                                                                                               |
|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市民 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・身近に悩みを抱えている人がいないか声を掛けて聞いてみましょう。</li> <li>・悩みや困り事を抱える人がいたら、その人にとって必要な福祉サービスを教えてあげましょう。</li> </ul>                                                                      |
| 地域 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者や外出できない人へ、定期的に声かけ訪問を行い、生活改善のための各サービス機関につなぎましょう。</li> <li>・気軽に相談できるコミュニティなどを通じて地域の困り事について情報共有を行い、地域全体で支援する取組を構築しましょう。</li> </ul>                                    |
| 行政 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者の地域包括ケアシステムから発展させ、すべての世代でも活用できる方法について検討します。</li> <li>・県内先進地の事例を参考にして、総合的な相談支援体制について検討します。</li> <li>・対象者やその対象者を支える家族等への相談支援体制を分野横断的に対応するために各課と連携を行っています。</li> </ul> |

## 社会福祉協議会の地域福祉活動計画

地域で困りごとを抱えている人のニーズに気付き、すべての世代に必要な支援が適切に受けられるように、地域や各種機関での情報共有を行い、課題解決を行う仕組みづくりを行います。

### ①はにゅう・ささえ愛隊事業

5年間の方向性

継続

元気なボランティア（協力会員）が、支援の必要な方（利用会員）を支えることで、住民相互による地域福祉の推進を図ることを目的に相互援助活動を実施します。

|           |                                                           |
|-----------|-----------------------------------------------------------|
| 事業概要      | 会員間の適切な連絡調整を進め、活発な活動を支援します。また、会員の募集や協力会員のスキルアップ講座を行います。   |
| 取組状況      | 住民相互の助け合い・支え合い活動によって、協力会員自身の健康維持や生きがいづくりとなるよう活動の促進を図りました。 |
| 課題及び今後の方針 | 市民に対し広く事業の周知を行い、協力会員の確保を促進します。また、地域内における会員相互の活動を推進します。    |

#### <協力会員数>

| 第2期実績値 | 第3期計画値 |      |      |      |      |
|--------|--------|------|------|------|------|
| R2年度   | R4年度   | R5年度 | R6年度 | R7年度 | R8年度 |
| 76人    | 80人    | 90人  | 100人 | 110人 | 120人 |

## ②生活支援体制整備事業

5年間の方向性

継続

高齢者等の生活を支援するため、住民同士が困りごとを解決し、地域資源を発見、開発していくための協議体活動を支援するとともに、住民が気軽に集える生活支援活動拠点を整備します。

|           |                                                                                                                                             |
|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業概要      | 日常生活上の支援が必要な高齢者が、住み慣れた地域で生きがいを持って生活を継続していくため、住民同士が困りごとを解決し、地域資源を発見、開発していくよう支援します。また、地域活動の担い手となるボランティアの育成とスキルアップのため研修や情報提供を行います。             |
| 取組状況      | 地域住民同士の助け合いや支え合い活動を推進し、多様な事業主体による生活支援の提供体制の構築を進めました。地域のニーズを的確にキャッチし、必要に応じて関係機関と連携し、問題解決に向けて調整を図りました。                                        |
| 課題及び今後の方針 | 近隣住民のつながりの希薄化や地域活動の減少により、増加する孤立しがちな高齢者等のため、誰でも気軽に立ち寄れ、困りごとを相談できる地域の居場所づくりを支援します。また、住民に対し生活支援体制整備事業の目的と必要性の周知を行うとともに、活動の担い手となる人材の育成と確保を行います。 |

### <第2層協議体及び拠点数>

| 第2期実績値          | 第3期計画値 |      |      |      |      |
|-----------------|--------|------|------|------|------|
| R2年度            | R4年度   | R5年度 | R6年度 | R7年度 | R8年度 |
| 第2層協議体<br>4ヶ所   | 5ヶ所    | 5ヶ所  | 6ヶ所  | 6ヶ所  | 6ヶ所  |
| 生活支援活動拠点<br>7ヶ所 | 8ヶ所    | 9ヶ所  | 10ヶ所 | 11ヶ所 | 12ヶ所 |

### ③移動販売事業

5年間の方向性

前進

食料品等の移動販売を実施し、地域の高齢者等のつながりづくりを進めます。

|           |                                                                                                   |
|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業概要      | 市内の巡回による食料品等の移動販売を実施することで、買い物難民の解消と、閉じこもりがちな高齢者等の外出の機会を増やし、より豊かな地域のつながりづくりを進めます。                  |
| 取組状況      | R 2年度は試験的に実施（12/14～18 の5日間）。R 3年度は実施時期を延長し（11/8～12/8 のうち12日間）、販売地域を拡大することで、事業のPRとニーズの掘り起こしを図りました。 |
| 課題及び今後の方針 | ヒト、モノ（移動販売車）、カネの確保と実施事業者の選定を進めます。R 4年度より年間を通して実施を目指します。                                           |

#### <販売ヶ所数>

| 第2期実績値 | 第3期計画値 |       |       |       |       |
|--------|--------|-------|-------|-------|-------|
| R 2年度  | R 4年度  | R 5年度 | R 6年度 | R 7年度 | R 8年度 |
| 20ヶ所   | 23ヶ所   | 26ヶ所  | 29ヶ所  | 29ヶ所  | 32ヶ所  |

## 基本目標3 安全・安心に暮らせる環境づくり

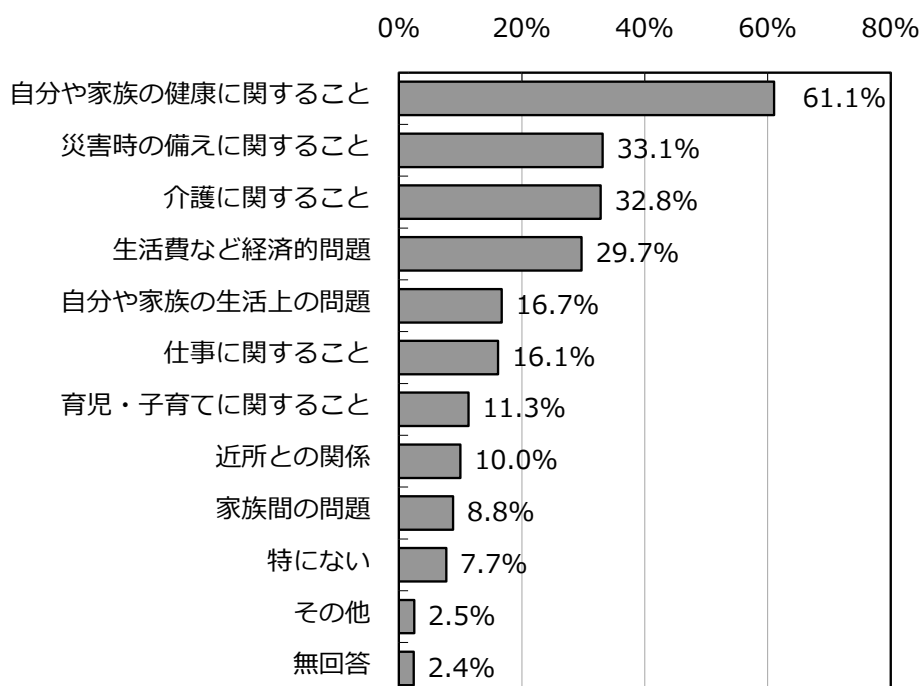
### (1) 生きがいつくり・健康づくりの推進

高齢化により体力が衰え、生活に対する意欲が減退し、人との繋がりや交流が減ることで閉じこもりになるケースが増えています。また、高齢者に限らず、閉じこもりになった人は運動不足により身体機能が低下し、外出する頻度も減るため社会的に孤立し、生きがいのない生活に陥ることがあります。このため、団塊の世代を中心として、生きがいつくり及び健康づくりを支援することが重要です。

市民アンケートの結果によると、毎日の暮らしの中で感じている悩みや不安については、「自分や家族の健康に関すること」が6割で、次いで「災害時の備えに関すること」が3割となっており、健康に関する項目への関心が高くなっています。

これらのことから、地域社会の中で役割を持っていきたいと生活できるような社会参加の機会を提供することにより、元気で健康的に過ごせる環境づくりをしていくことが必要です。

＜市民アンケート＞「毎日の暮らしの中で、感じている悩みや不安」



| 各主体が行う取組・施策 |                                                                                                                                                                                                                               |
|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市民          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民や友人との交流を図り、自分の生きがいを持ちましょう。</li> <li>・健康や介護予防等に関する正しい知識を持ち、体力維持のため活動的な生活を送りましょう。</li> </ul>                                                                                        |
| 地域          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の団体や事業者など様々な関係者と連携し、住民が気軽に交流できる場をつくりましょう。</li> <li>・地域ぐるみで健康づくりや介護予防、生きがいづくりなどを通じた交流に取り組みましょう。</li> <li>・世代間の交流を深めるための事業を行うサロン、サークル団体等を支援しましょう。</li> </ul>                          |
| 行政          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・何歳になっても学べる環境づくりを進め、地域社会で活躍できる生涯学習を推進します。</li> <li>・各種健診、健康教室、保健指導などにより、市民の健康づくりを支援します。</li> <li>・健康づくりを市民に普及する団体の養成支援を行います。</li> <li>・健康保持や体力増進につながるスポーツ・レクリエーション活動を推進します。</li> </ul> |



## 社会福祉協議会の地域福祉活動計画

住み慣れた地域で安全・安心に暮らしていくために、住民の生活実態に対応した福祉サービスを実施する環境づくりを行います。

### ①ねたきり老人等訪問理髪サービス事業

5年間の方向性

継続

ねたきりの高齢者等へ訪問により理髪を行うサービスに対し補助を行います。

|           |                                                                    |
|-----------|--------------------------------------------------------------------|
| 事業概要      | 理髪店、理容店による訪問理髪サービスに対し、1回につき2,500円の補助（年4回を上限）を行い、生活における衛生面の向上を図ります。 |
| 取組状況      | 理髪店、理容店に対し実施協力の理解を求め、安定的、効率的な事業運営を行いました。                           |
| 課題及び今後の方針 | 協力できる理髪店、理容店が減少したため、実施協力店舗の拡充に努め、利用者の増加を図ります。                      |

#### <利用者数>

| 第2期実績値 | 第3期計画値 |      |      |      |      |
|--------|--------|------|------|------|------|
| R2年度   | R4年度   | R5年度 | R6年度 | R7年度 | R8年度 |
| 10名    | 8件     | 10件  | 12件  | 14件  | 16件  |

## ②介護用品リサイクルレンタル事業

5年間の方向性

継続

在宅で介護の必要な高齢者、障がい者を対象として、ケガや病気等で一時的に介護用品を必要とされている方に、車イスの貸出しを行います。

|           |                                                            |
|-----------|------------------------------------------------------------|
| 事業概要      | 市民が使用していた介護用品のうち、不要になった介護用品を受け入れ、整備して貸出しを行います。             |
| 取組状況      | 在宅の寝たきり高齢者、障がい者を対象として、より自立した生活が送れることを目的として、車イスの貸出しを実施しました。 |
| 課題及び今後の方針 | 車イスの整備を進め、貸し出しできる車イスを確保します。                                |

### <貸出台数>

| 第2期実績値 | 第3期計画値 |      |      |      |      |
|--------|--------|------|------|------|------|
| R2年度   | R4年度   | R5年度 | R6年度 | R7年度 | R8年度 |
| 55台    | 70台    | 75台  | 80台  | 85台  | 90台  |

## ③福祉車両貸出事業

5年間の方向性

継続

高齢者や障がい者の社会参加促進のため、福祉車両の貸出しを行います。

|           |                                                                                                            |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業概要      | 高齢者や障がい者の社会参加を目的として、福祉車両の貸出しを行います。                                                                         |
| 取組状況      | 貸出利用件数を増やすため、社協だよりに記事を掲載したり、事務所などに広告を掲示したりするなどサービス周知を行い、利用促進に努め、安定的、効率的な事業運営を進めました。また、利用料負担についての見直しを行いました。 |
| 課題及び今後の方針 | サービスの周知を行うとともに、利便性を高めます。安全な利用のため車両の整備を進めます。                                                                |

### <貸出件数>

| 第2期実績値 | 第3期計画値 |      |      |      |      |
|--------|--------|------|------|------|------|
| R2年度   | R4年度   | R5年度 | R6年度 | R7年度 | R8年度 |
| 147件   | 160件   | 170件 | 180件 | 190件 | 200件 |

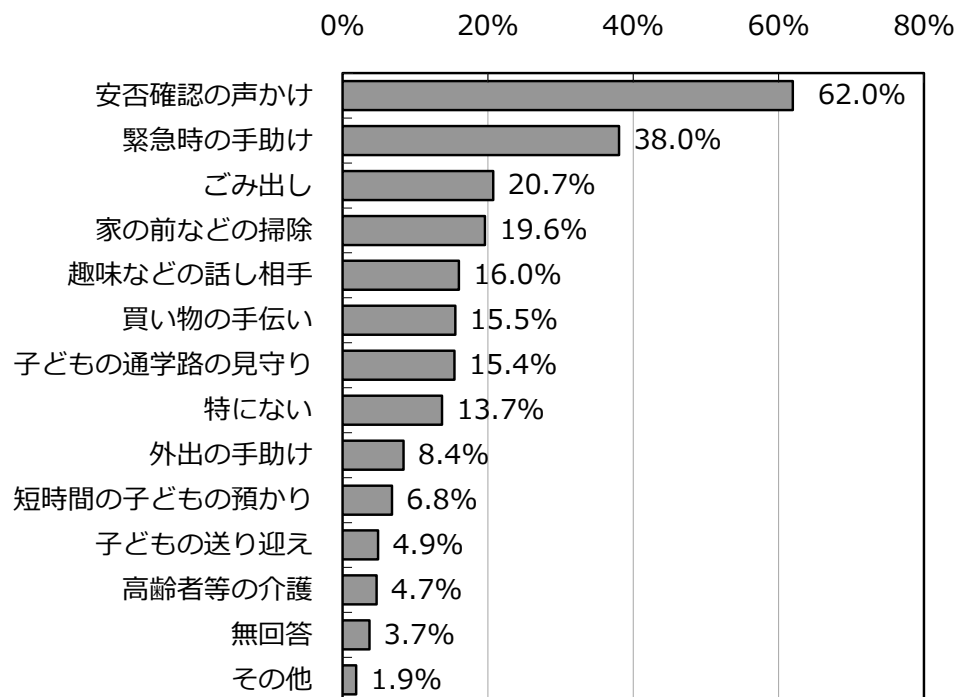
## （２）防犯・防災体制の充実

本市の刑法犯罪認知件数は年々減少傾向にあるものの、高齢者を中心とする振り込め詐欺の被害が後を絶ちません。また、地震、台風、豪雨などの自然災害があったときに、どう対処すればいいかわからないという意見もあり、ふだんの生活における安全・安心を求める意識が高まっています。

統計データによると、本市の刑法犯罪認知件数は、平成27年度の655件から令和元年度の455件と200件減少しました。また、市民アンケートの結果によると、「緊急時の対応体制がわからない」という回答が約3割となっており、困っている家庭があった場合にできる手助けは、「安否確認の声かけ」が約6割、「緊急時の手助け」が約4割となっています。さらに、災害発生時に必要なことについては「一人で避難できない高齢者などの支援計画を地域のみんなで考える」という回答が約5割と最も多く、「地域での自主防災組織づくり」「地域での定期的な防災訓練」「福祉サービス事業者や行政との連携」がそれぞれ約4割となっており、緊急時に対応するための体制整備が求められています。

これからも地域住民が安心して暮らしていくために、日常における防犯活動や見守りが重要となります。そして、災害などの問題が発生したときも、地域の住民同士が協力し合って対応できる地域力を高めることが重要です。

＜市民アンケート＞「隣近所で困っている家庭があった場合、どのような手助けができると思うか」



---

## 【再犯防止の推進】

平成 28 年 12 月に成立・施行された再犯の防止等の推進に関する法律「再犯防止推進法」において、再犯の防止等に関する施策を実施等する責務が、国だけでなく地方公共団体にもあることが明記されました。

### <法的根拠>

#### 【再犯防止推進法】

第 8 条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

近年では、罪を犯した高齢者や障がい者が再犯で捕まるケースが多くみられ、再犯防止の取組が重要になっています。一度罪を犯した人が再び罪を犯す理由として、貧困や孤独、疾病、障がい等に起因する問題が、犯罪という形で表出していると考えられます。

特に高齢者や障がい者が起こす犯罪は、万引き・無銭飲食・自転車の無断使用といったケースが多く、福祉を中心とした支援により、犯罪の原因となる問題の解消につながることが期待できます。

本市でも、罪を犯した人が、円滑に社会の一員として復帰することができるように、関係行政機関が相互に緊密な連携をしつつ、地方公共団体・民間団体その他の関係者との緊密な連携協力を確保し、再犯の防止等の取組を推進します。

すべての人が共に歩める「誰一人取り残さない」社会を実現するため、再犯の防止等に関する取組を分かりやすく効果的に広報するなどして、地域住民の理解と関心を得ることが重要です。

## 各主体が行う取組・施策

|    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市民 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市の広報誌や各種講座、ホームページなどを通じて、防犯や防災に対する意識を高めましょう。</li> <li>・家族全員で防災訓練に積極的に参加しましょう。</li> <li>・日ごろから支援が必要な人に気を配り、災害時には地域の人と協力して助け合いましょう。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                         |
| 地域 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域による見守り活動を促進し、高齢者や子どもの犯罪被害等の防止に努めましょう。</li> <li>・地域で防犯や防災に向けた取組を推進し、避難所を多くの人に知ってもらいましょう。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                |
| 行政 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災に関する講演会や防災教育を行い、住民の継続的な意識啓発を図ります。また、自主防災組織等の地域が主体となった防災訓練を支援します。</li> <li>・各家庭の実情に応じた避難行動計画「マイ・タイムライン」を、市ホームページなどを通じて周知します。</li> <li>・防犯に関する情報を市広報誌やメール配信サービスなどを通じて周知し、自主防犯パトロールや見守り活動を支援します。</li> <li>・地域などと連携して交通安全教育を推進します。</li> <li>・犯罪や非行をした人の立ち直りを支える羽生地区保護司会等の活動を支援します。</li> <li>・更生についての理解を深め、地域での再犯を防止するため「社会を明るくする運動」を支援します。</li> </ul> |

## 社会福祉協議会の地域福祉活動計画

災害などの緊急時に的確に対応するため、自治会、民生委員・児童委員協議会、福祉関係や行政とともに、日ごろからの要援護者を見守る体制づくりを進めます。

### ①地域見守り運動事業

5年間の方向性

継続

自治会役員、民生委員・児童委員、福祉関係者、行政との連携、協力により、地域の高齢者宅等を見守ります。

|           |                                                                                                                                                                           |
|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業概要      | <p>【日常的な見守り運動】</p> <p>自治会役員、民生委員・児童委員、福祉関係者、行政との連携、強化を図り、必要に応じた適切な援助の確保を支援します。</p> <p>【歳末介護用品の支給】</p> <p>在宅生活を送る要援護者を対象に、福祉関係事業者の協力により、歳末期に介護用品の支給を行い、安否確認と生活相談を行います。</p> |
| 取組状況      | 自治会役員や民生委員・児童委員による、日常的な地域の見守り活動を推進しました。                                                                                                                                   |
| 課題及び今後の方針 | 対象者の的確な支援のため、自治会や民生委員・児童委員、地域包括支援センターなどと、より密接な連携を図ります。                                                                                                                    |

#### <介護用品配布者数>

| 第2期実績値 | 第3期計画値 |      |      |      |      |
|--------|--------|------|------|------|------|
| R2年度   | R4年度   | R5年度 | R6年度 | R7年度 | R8年度 |
| 804名   | 750名   | 750名 | 750名 | 800名 | 820名 |

## ②災害ボランティアセンター立ち上げ訓練事業

5年間の方向性

継続

災害時に多くのボランティアの活動拠点となる災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練を行います。

|           |                                                                                        |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業概要      | 大規模災害時の備えとして、市民へ災害ボランティアセンターの周知啓発を行うとともに、市民、ボランティア、職員のスキルアップを図ります。                     |
| 取組状況      | 立ち上げ訓練を通じて、市内で活動するボランティアの意識向上やスキルアップを図るとともに、災害発生後におけるボランティアの役割を確認し、重要性についての意識啓発を行いました。 |
| 課題及び今後の方針 | 災害ボランティアセンター活動に必要とされる資材の確保のため、市内企業との協定を進めます。                                           |

### <訓練参加者数>

| 第2期実績値 | 第3期計画値 |      |      |      |      |
|--------|--------|------|------|------|------|
| R元年度※  | R4年度   | R5年度 | R6年度 | R7年度 | R8年度 |
| 108名   | 100名   | 100名 | 110名 | 110名 | 110名 |

※令和2年度は新型コロナウイルスの影響により訓練中止

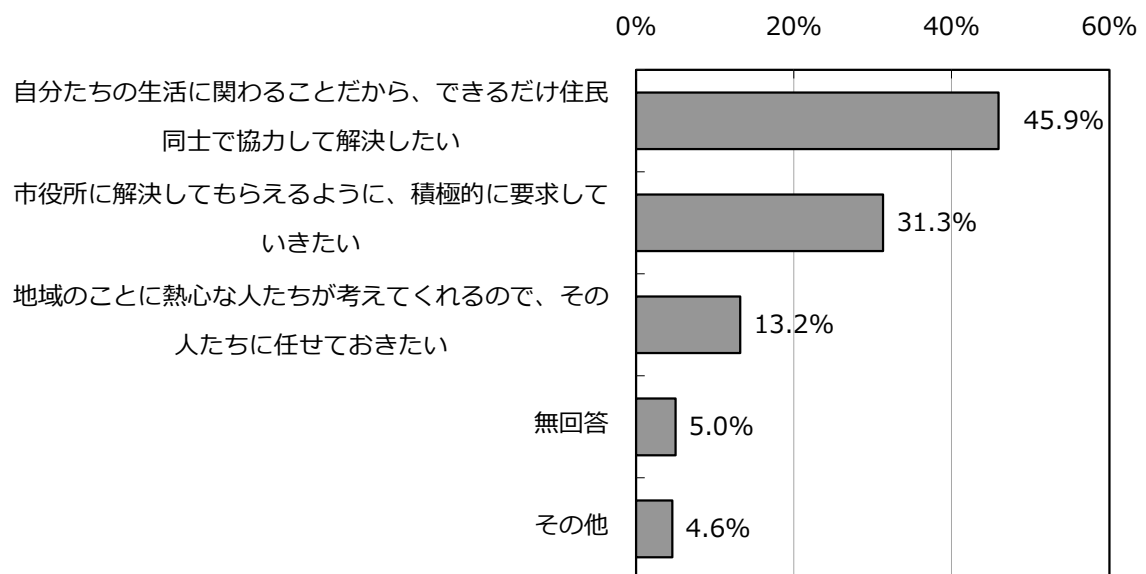
### （３）生活環境の整備

すべての住民が住み慣れた地域で安全・安心に、そして気持ちよく暮らしていくためには、日常生活におけるルールを地域住民の皆が理解する必要があります。そのうえで公共施設等におけるバリアフリー化や公共交通機関の整備といったインフラの改善が求められます。

社協支部懇談会では、ごみ出しに関するルールを守らない住人がいることや免許返納後の移動手段がないことに不安を感じているという意見がありました。その一方で、市民アンケートでは、日常生活の問題に対する解決方法については「自分たちの生活に関わることから、できるだけ住民同士で協力して解決したい」という回答が約５割となっており、次いで「市役所に解決してもらえるように、積極的に要求していきたい」が多くなっています。

これらのことから、地域で生活するうえで、基本的なマナーの意識づけが重要となっています。また、あいあいバスの運行や日常生活におけるルールの周知といった活動を促進し、快適に暮らせるための施策を今後も引き続き充実することが必要です。

<市民アンケート>「日常生活の問題に対する解決方法について」





## 各主体が行う取組・施策

|    |                                                                                                                                                                                                                                                   |
|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市民 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・決められたごみ出しのルールを守り、犬の散歩時にはふんを拾いましょう。</li> <li>・地域住民が相互に尊重し合う関係を築くため、地域内の規則に従い、マナーを守って生活しましょう。</li> </ul>                                                                                                    |
| 地域 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域内のルールを知らない人には丁寧に教えてあげましょう。</li> <li>・公共施設等で改善が必要と感じる場面がある場合は、自治会などを通じて市へ相談しましょう。</li> </ul>                                                                                                             |
| 行政 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみの出し方やペットの飼い方など日常生活でのルールやマナーをあらゆる機会を通じて周知します。</li> <li>・道に放置された犬のふんを黄色いチョークで囲み、見つけた日時を書くことで、飼い主に回収を促す「イエローチョーク作戦」を推進します。</li> <li>・道路や公共施設などのバリアフリー※化を促進するとともに、あいあいバスの運行及びのりあいタクシーの実証運行を行います。</li> </ul> |

※バリアフリー：高齢者や障がいのある人にとって障壁となる部分を取り除くことです。段差をなくしたり、点字ブロックやスロープをつけたりします。

## 基本目標 4 サービスを適切に受けられる体制づくり

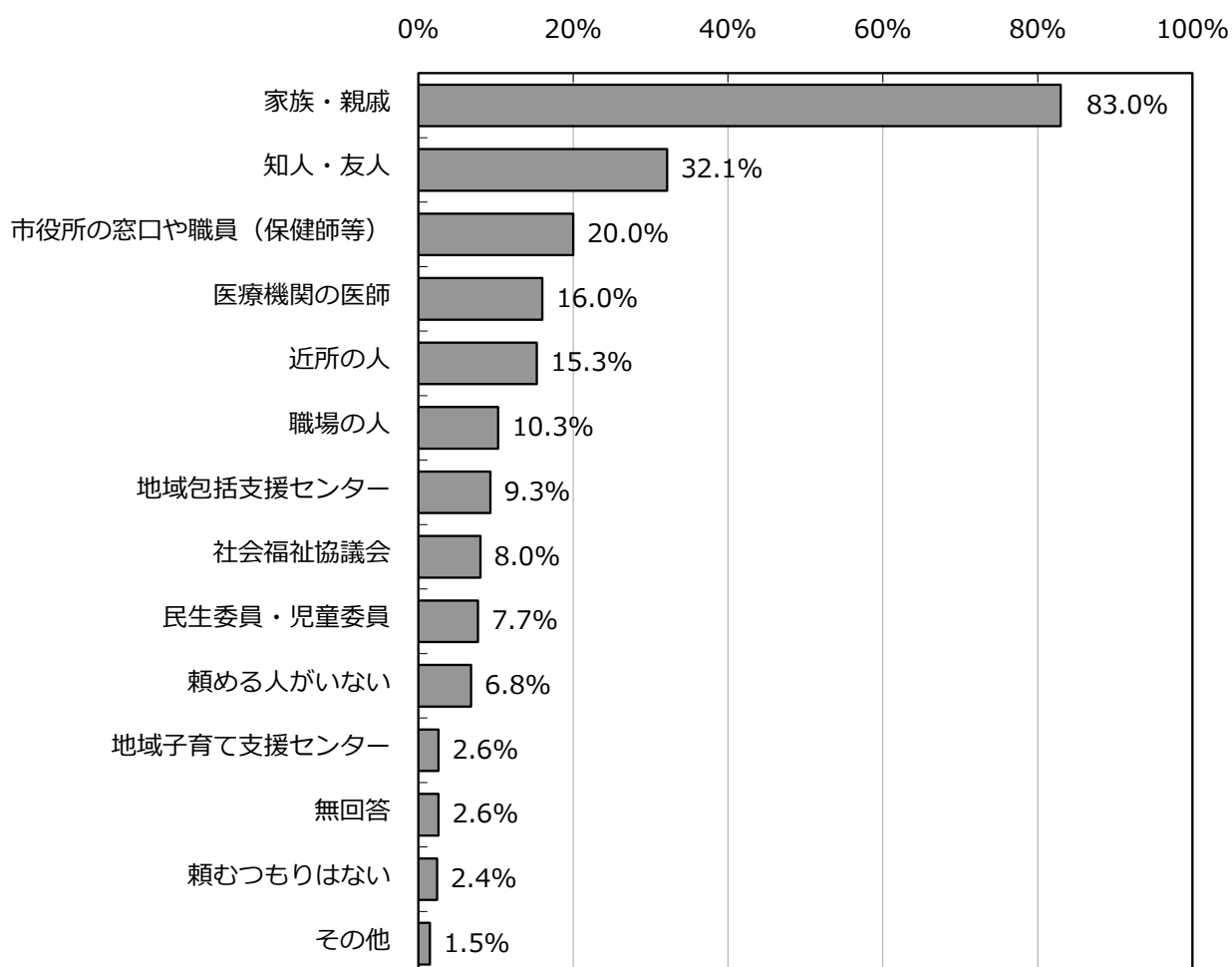
### (1) 相談体制の充実

いつまでも安心して住み慣れた地域で暮らしていくために、誰もが身近なところで相談でき、適切な支援を受けられることが大切です。

市民アンケートの結果をみると、相談や助けが必要なときに頼みたい人は、「家族・親族」が約8割と最も多く、次いで「知人・友人」が約3割となっています。民生委員・児童委員による相談対応を実施していますが、相談相手としては1割以下の回答となっています。また、福祉の充実のために必要と考える取組として、「人が集まり、気軽に相談できる場を充実させる」が約3割となっており、相談体制の充実に対する市民ニーズの高さが伺えます。

生活困窮者、ひとり親家庭、引きこもりなど様々な理由から困難を抱える方がいますが、こういった方は地域から孤立していることが多く、行政の相談窓口で待っているだけでは支援につながりません。こうした困難を抱える市民を早期に発見し、相談者ごとに多様化・複雑化・複合化する課題に対応するためには、包括的な相談支援体制を充実していくことが重要です。

＜市民アンケート＞暮らしの中で相談や助けが必要なときに頼みたい人



## 各主体が行う取組・施策

|    |                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市民 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市などの公的な相談窓口に関する適切な知識を持ちましょう。</li> <li>・家族、友人、隣近所などお互いを思いあい、相談し合える関係を築きましょう。</li> </ul>                                                                                                                                                          |
| 地域 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談窓口や機関の周知や、地域住民が気軽に相談できる体制、環境づくりを進め、地域内での身近な相談窓口（民生委員・児童委員）についての情報を広めましょう。</li> <li>・地域で困っている住民がいたときは、適切な福祉の相談サービスにつなげましょう。</li> <li>・地域で困っている人を発見し、地域団体や福祉団体で解決に向けた取組を行いましょう。</li> </ul>                                                      |
| 行政 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市広報誌や市ホームページを通じて、各種相談窓口をお知らせします。</li> <li>・市の相談体制を充実するために、職員のスキルアップと庁内の連携を図るとともに、より専門的な相談機関との連携を強化します。</li> <li>・ケアラーからの相談に対応するために、職員への研修を行います。</li> <li>・ヤングケアラーは、本人の自覚がなく、潜在化しやすいことから、地域、学校関係、関係事業所と協力することで早期に発見し、相談できる支援体制を推進します。</li> </ul> |

## 【ヤングケアラーへの支援】

国の実態調査によると、「世話をしている家族がいる」と回答した中学生がおよそ 17 人に 1 人いることが分かりました。埼玉県では、この実態調査の結果を踏まえて、全国初のケアラー支援に関する条例を令和 2 年 3 月 31 日に公布・施行しました。埼玉県はこの条例の中で「ケアラー」を高年齢、身体上又は精神上の障がい又は疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する者、と決めました。「ヤングケアラー」はケアラーのうち、18 歳未満の者としています。

### <ヤングケアラーの例>

- 障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。
- 家族に代わり、幼い兄弟姉妹の世話をしている。
- 障がいや病気のある親、兄弟姉妹の世話や見守りをしている。
- 目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている。
- 日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている。
- 家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている。
- アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。
- がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている。
- 障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている。
- 障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。

本市においても、ヤングケアラーへの支援を強化することはもちろん、地域住民同士で、地域内の子どもが困りごとや不安なことがないか、子ども自身が周りの大人たちに相談や助けを求めやすい体制を整える必要があります。ヤングケアラーに関する問題は、地域内で話し合う機会を持ち、解決策や支援について考え、取り組みを進めていくことが求められています。

行政、市民、関係機関、民間支援団体等の多様な主体が相互に連携を図ることで、ヤングケアラーが孤立することのないよう社会全体で支える仕組みを作ることが重要です。

## 社会福祉協議会の地域福祉活動計画

適切な福祉サービスを、安定的に提供する体制づくりを進めます。

### ①心配ごと相談所事業

5年間の方向性

継続

住民により身近な相談窓口として、心配ごと相談所を開設し、生活上の様々な相談に応じるとともに、適切な助言を行い、必要に応じて専門機関との連携を行います。

|           |                                                                                   |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 事業概要      | 来談者のニーズに応じ、より専門的な窓口につなぐことができるよう、関係機関との連携を強化します。適切な相談を行うため、相談技術と知識の向上を目的とし研修を行います。 |
| 取組状況      | 生活上のさまざまな相談に応じ適切な助言、指導を行いました。住民の身近な相談窓口として環境を整えました。                               |
| 課題及び今後の方針 | 相談員の相談技術の向上と、関係機関との連携をより密にします。                                                    |

#### <相談件数>

| 第2期実績値 | 第3期計画値 |      |      |      |      |
|--------|--------|------|------|------|------|
| R2年度   | R4年度   | R5年度 | R6年度 | R7年度 | R8年度 |
| 45件    | 50件    | 50件  | 55件  | 55件  | 55件  |

### ②介護や福祉サービスに関する相談

5年間の方向性

継続

住民により身近な社会福祉協議会として、介護や福祉に関する生活上の様々な相談に応じ適切な助言とともに、必要な専門機関との連携を行います。

|           |                                                                                    |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業概要      | 市民のさまざまな生活上の課題に対し、適切な相談を行うため、相談技術と知識の向上を目的とし研修を行います。                               |
| 取組状況      | 住民により身近な社会福祉協議会として、介護技術と福祉サービスの情報の提供を行うとともに、専門機関との適切な連携を行いました。                     |
| 課題及び今後の方針 | 認知症の人や障がいのある方、難病疾患の方といった介護を必要とする方、子育てをしながら介護を担う方など、さまざまな相談に対し、総合的な相談支援を行う体制を構築します。 |

### ③結婚相談所事業

5年間の方向性

継続

結婚を希望される方のため、出会いの場の提供、相談、お見合いを行います。定期的に結婚についての相談会を実施し、登録制により相談員による紹介や出会いのパーティーの情報を提供します。

|           |                                                                                                                                                                                                                                                  |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業概要      | 登録人数の拡充のため、来談者の状況に合わせた相談体制の整備を図るとともに、関係機関の協力により事業のPRを図ります。<br>出会いの場を提供するため、参加しやすく楽しめる多彩なカップリングパーティーを開催します。                                                                                                                                       |
| 取組状況      | 結婚相談会及びカップリングパーティーを開催し、結婚を希望する方々に出会いの場を提供しました。担当の結婚相談員の連絡先を登録者には必ず伝え、相互の相談体制を密接にしました。また、相談所事業がより充実したものとなるよう登録料を徴収することとしました。<br>関係機関へ事業を周知し、パーティーへの参加や登録の呼びかけを行い、登録者には、パーティー参加を積極的に促しました。<br>多くの方に参加しやすく楽しめるような内容を企画し実施したことにより、毎回、多くのカップルが誕生しました。 |
| 課題及び今後の方針 | 周辺市町村と協働し、パーティーの広域開催を計画し、より多くの出会いの機会を設けます。相談員の相談機能の強化のため、必要に応じ研修会を開催します。                                                                                                                                                                         |

#### <登録者数>

| 第2期実績値 | 第3期計画値 |      |      |      |      |
|--------|--------|------|------|------|------|
| R2年度   | R4年度   | R5年度 | R6年度 | R7年度 | R8年度 |
| 93名    | 110名   | 115名 | 120名 | 125名 | 130名 |

## ④民生委員・児童委員協議会事業

5年間の方向性

継続

民生委員・児童委員や主任児童委員が地域福祉の担い手として十分に実践活動を行うことができるよう、研修会の開催や、関係機関との連絡調整、組織運営のための部会、委員会を開催します。

|           |                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業概要      | <p>【民生委員・児童委員協議会活動の支援】</p> <p>地域の福祉問題の分析や世帯への援助方法の検討などを行う民生委員・児童委員協議会活動を推進します。</p> <p>【福祉部会活動の支援】</p> <p>民生委員・児童委員が、より専門的な福祉課題に対応できるよう男女共同参画推進部会、生活福祉、障がい者福祉、高齢者福祉、児童福祉の各部会の活動を行います。</p> <p>【協議会活動の支援】</p> <p>市民の最も身近な相談役としての民生委員・児童委員の活動のため、総会・役員会・研修等を開催します。</p> |
| 取組状況      | <p>民生委員・児童委員活動状況及び民生委員・児童委員協議会4地区（中央、西部、南部、東部）の定例会や活動状況の把握に努め、円滑な活動の支援を行いました。</p> <p>民生委員・児童委員の知識と専門性向上のため、毎年各部会において研修会及び視察研修を実施しました。</p>                                                                                                                          |
| 課題及び今後の方針 | <p>民生委員・児童委員の知識と専門性の向上と、資質向上を目的として、定期的に多様な研修会を開催します。また、民生委員・児童委員の認知度を上げるため、住民に対しその役割と重要性を周知します。</p>                                                                                                                                                                |

### <民生委員・児童委員制度の認知度>

| 第2期実績値 | 第3期計画値 |      |      |      |      |
|--------|--------|------|------|------|------|
| R3年度※  | R4年度   | R5年度 | R6年度 | R7年度 | R8年度 |
| 73.1%  | —      | —    | —    | —    | 90%  |

※市民アンケート調査（地域福祉計画策定時）結果より

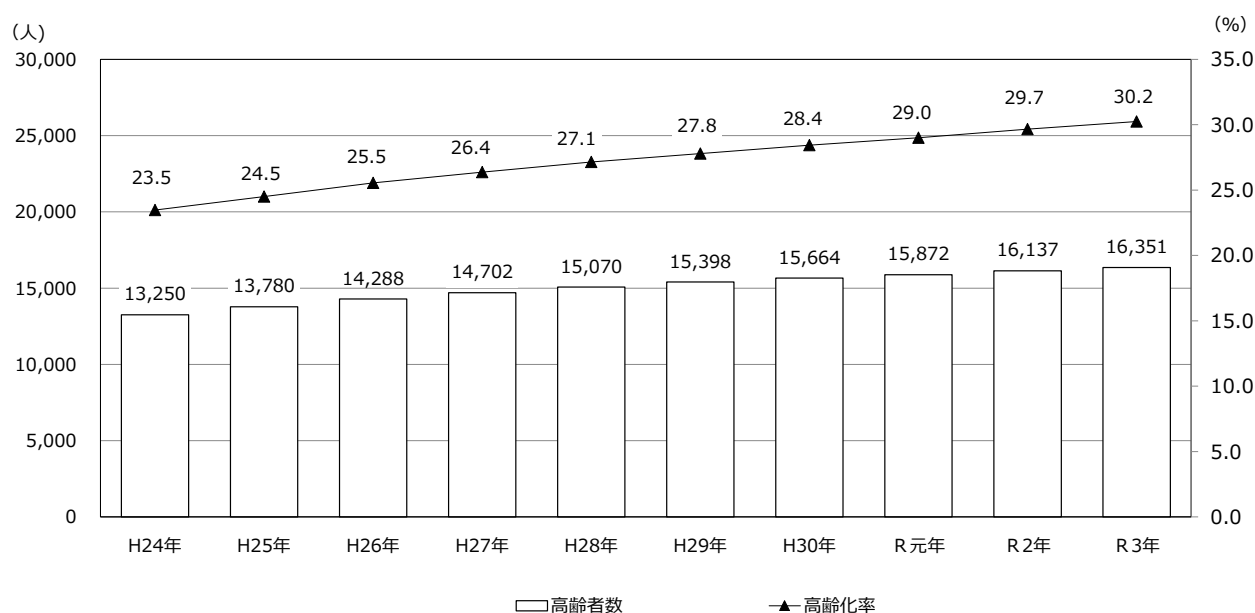
## （２）福祉サービスの充実

高齢者や要介護（要支援）認定者、障がい者といった支援を必要とする人が増加する傾向にある中で、すべての人が住み慣れた地域で安心して生活するためには、福祉サービスの充実が求められます。

統計データをみると、本市の高齢者数及び高齢化率は、平成24年度では13,250人、23.5%でしたが、令和3年度では16,351人、30.2%と増加しています。高齢者は加齢に伴い病気にかかりやすく、要介護や要支援となる割合も高くなるため、医療・介護の両方を必要とすることが多くなります。

高齢者のみならず、障がいのある人もない人も「誰もが」地域で安心して暮らせるよう、各種福祉サービスの質・量の充実が求められます。

＜統計データ＞高齢者数及び高齢化率の推移



出典：住民基本台帳（各年10月1日時点）



## 各主体が行う取組・施策

|    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市民 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・自ら福祉サービスに関する情報を収集し、講習会等に積極的に参加して地域福祉に関する関心と理解を深めましょう。</li> <li>・自治会や民生委員・児童委員などの団体による地域での福祉活動について知りましょう。</li> </ul>                                                                                                                                                 |
| 地域 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域における支援ニーズの把握に努めつつ、適切な相談対応や、福祉サービスを選択できる体制の充実を図りましょう。</li> <li>・ふだんの地域交流を通じて、一人ひとりが抱えている困難や課題の実態把握に努めましょう。</li> </ul>                                                                                                                                              |
| 行政 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、サービス提供体制を充実します。</li> <li>・障がい者計画及び障がい福祉計画に基づき、サービス提供体制を充実します。</li> <li>・子ども・子育て支援事業計画に基づき、サービス提供体制を充実します。</li> <li>・市社会福祉協議会や地域包括支援センター、福祉サービス事業所などとの連携を図り、サービスの質の向上を図ります。</li> <li>・ケアラーの一時的な休息の確保やヤングケアラーの悩みなどの解消に向けたサービスを提供します。</li> </ul> |

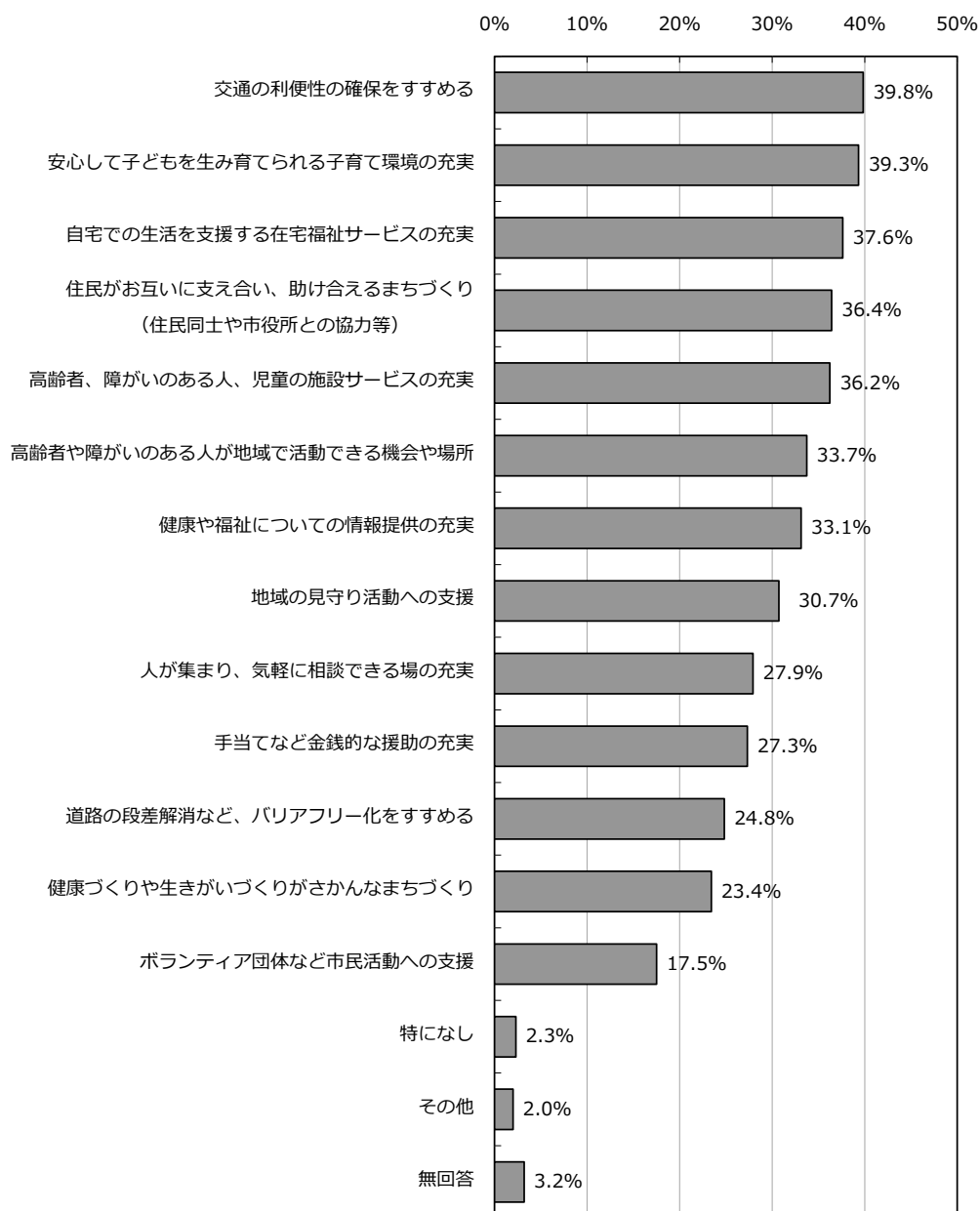
### （３）誰もが適切なサービスを受けられる体制の推進

すべての人の人権が尊重される社会の構築を実現するためには、各種の福祉サービス事業の推進を図るとともに、多様化・複雑化・複合化する問題に対して適切な福祉サービスを受けられるような支援体制の整備が必要です。

市民アンケートの結果をみると、福祉の充実のために重要な取組については「交通の利便性の確保をすすめる」が最も高く、次いで「安心して子どもを生み育てられる子育て環境の充実」となっています。

誰もが適切なサービスを受けられる体制を整えるとともに、支援を必要とする人が必要な支援を受け易くするために、市や社会福祉協議会、その他福祉事業所が連携することも重要です。

＜市民アンケート＞「福祉をより充実していくために、あなたが重要と考える取組」



## 各主体が行う取組・施策

|    |                                                                                                                                                                                                |
|----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市民 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉サービスの活用方法やサービスを受けるための手続きについて、関係窓口や市のホームページ等で確認しましょう。</li> <li>・各種サービスの種類やそのサービスを受けるための手続き等について、情報の探し方や手続き方法が分からない人がいたら教えてあげましょう。</li> </ul>          |
| 地域 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の現状と課題を、地域住民や福祉団体などと共有・整理し、課題解決や適切なサポートを受けられるような仕組みづくりを支援しましょう。</li> <li>・地域住民を行政や福祉団体等が主催する講習会や勉強会へ参加を促すことで、各団体が実施している福祉サービスの情報を共有しましょう。</li> </ul> |
| 行政 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会、民生委員・児童委員、各団体、福祉サービス提供事業者、医療機関などと連携してサービス提供を受けられる体制を推進します。</li> </ul>                                                                              |

## 社会福祉協議会の地域福祉活動計画

適切な福祉サービスを、安定的に提供する体制づくりを行います。

### ①居宅介護支援事業所運営事業

5年間の方向性

継続

要介護者に対し、その能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう介護サービス計画を作成し、要支援者に対しては介護予防サービス計画を作成し、適切なサービスの調整を行います。また、行政の委託を受け、要介護認定にかかる認定調査を行い、介護認定審査会に提出する調査票を作成します。

|           |                                                                                                 |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業概要      | 要支援者及び要介護者の、心身の特性を踏まえて、その能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう援助し、また、家族の介護負担の軽減等を図るため、適切なサービスのコーディネートを行います。 |
| 取組状況      | 継続的な事業所運営のため、専門職員の確保と必要な財源の確保を行いました。                                                            |
| 課題及び今後の方針 | 新規の利用者を増やし、予防と介護、両方の計画数を増やしていきます。                                                               |

#### <作成件数>

| 第2期実績値    | 第3期計画値     |            |            |            |            |
|-----------|------------|------------|------------|------------|------------|
| R2年度      | R4年度       | R5年度       | R6年度       | R7年度       | R8年度       |
| 計画 329 件  | 計画 360 件   | 計画 420 件   | 計画 480 件   | 計画 540 件   | 計画 600 件   |
| 予防計画 57 件 | 予防計画 120 件 | 予防計画 144 件 | 予防計画 168 件 | 予防計画 204 件 | 予防計画 240 件 |

## ②居宅訪問介護サービスセンター運営事業

5年間の方向性

継続

介護保険適用者に対し、居宅において安心して在宅生活が送れるようにホームヘルパーを派遣し、身体介護、家事援助等の必要な支援を行います。また、要支援者に対しても、介護予防を目的としてホームヘルパーを派遣します。

|           |                                                                                     |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業概要      | 介護保険適用者である要介護者であって、居宅において介護を必要とする対象者について、ホームヘルパーを派遣し、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の支援を行います。 |
| 取組状況      | 継続的な事業所運営のため、専門職員の確保と必要な財源の確保を行いました。                                                |
| 課題及び今後の方針 | 登録ヘルパーの高齢化と登録者数の減少により、利用者へのサービス提供体制を維持することが困難になりつつあるため、人材の確保を行います。                  |

### <サービス実施回数>

| 第2期実績値 | 第3期計画値 |        |        |        |        |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| R2年度   | R4年度   | R5年度   | R6年度   | R7年度   | R8年度   |
| 2,512回 | 2,750回 | 2,750回 | 3,025回 | 3,025回 | 3,200回 |

## ③羽生市福祉資金貸付事業

5年間の方向性

継続

世帯の緊急な出費に対する生活の安定を図るため、資金の貸付と自立更生を行います。

|           |                                                                                                           |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業概要      | 世帯の緊急の出費に対する生活の安定を図るため、資金の貸付を行います。<br>資金の貸付だけではなく、自立支援機関や民生委員をはじめとした関係機関との連携により、相談者の状況に合わせた効率的な生活相談を行います。 |
| 取組状況      | 借受者に対し、貸付状況の確認及び償還督促のため通知を発送し、生活状況の確認を行い、必要に応じ適切な支援へとつなげました。                                              |
| 課題及び今後の方針 | 関係機関と連携し、適切な生活相談を行い、借受者の生活改善を支援します。事業の継続的な実施のため、償還の促進により貸付原資の確保を図ります。                                     |

### <貸付滞納者件数>

| 第2期実績値             | 第3期計画値 |      |      |      |      |
|--------------------|--------|------|------|------|------|
| R2年度               | R4年度   | R5年度 | R6年度 | R7年度 | R8年度 |
| 貸付 21 件<br>滞納 80 件 | 75 件   | 75 件 | 70 件 | 70 件 | 65 件 |

#### ④生活福祉資金等貸付事業

5年間の方向性

継続

要支援者の経済的自立及び生活意欲の助長促進のため、資金の貸付事務を行います。

|           |                                                                                                             |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業概要      | 県社会福祉協議会の委託により要支援者の経済的自立及び生活意欲の助長促進のため、資金の貸付事務を行いました。利用者の状況に合わせた相談体制の整備と県社会福祉協議会との連携強化を図り、借受者の自立した生活を支援します。 |
| 取組状況      | 県社会福祉協議会や自立支援機関等との連携を推進しました。特に、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入減や離職となってしまった世帯を対象に、特例貸付の事務を行い、相談者の生活を下支えしました。           |
| 課題及び今後の方針 | 借受者の経済的自立及び生活意欲の助長促進のため、県社会福祉協議会や自立支援機関等との連携をさらに強化します。                                                      |

##### <貸付件数>

| 第2期実績値              | 第3期計画値 |      |      |      |      |
|---------------------|--------|------|------|------|------|
| R2年度                | R4年度   | R5年度 | R6年度 | R7年度 | R8年度 |
| 本則 16件<br>特例 1,219件 | 16件    | 16件  | 18件  | 18件  | 20件  |

## ⑤福祉サービス利用援助事業（安心サポートねっと）

5年間の方向性

継続

判断能力の不十分な高齢者や知的障がい、精神障がいのある方などが、安心して生活が送れるように、福祉サービス利用援助や日常的金銭管理の支援や相談を行います。

|           |                                                                                                    |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業概要      | 日常生活に不安のある要支援者の生活の状況に合わせた支援相談体制を整備することで、自立した生活のための支援を行います。                                         |
| 取組状況      | 利用者数に応じた生活支援員を委嘱し、資質の向上を図るため研修等を実施しました。また、関係機関との連携協力により、事業の利用促進を図りました。                             |
| 課題及び今後の方針 | 要支援者の自立支援の担い手である生活支援員を確保するとともに、必要に応じた研修を実施することにより、適切な支援体制を構築します。<br>社会福祉協議会が行う法人後見事業との効果的な連携を図ります。 |

### <利用者数・生活支援員の確保>

| 第2期実績値     | 第3期計画値 |      |      |      |      |
|------------|--------|------|------|------|------|
| R2年度       | R4年度   | R5年度 | R6年度 | R7年度 | R8年度 |
| 利用者 31 人   | 30 人   | 30 人 | 35 人 | 35 人 | 35 人 |
| 生活支援員 11 名 | 12 名   | 12 名 | 13 名 | 13 名 | 13 名 |

## ⑥障がい者ホームヘルパー派遣事業

5年間の方向性

継続

障害者総合支援法に基づき、障がいのある方が居宅において自立した日常生活または社会生活を営むことができるようホームヘルパーを派遣し、身体介護、家事援助を行います。

|           |                                                                                          |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業概要      | 障がい者の在宅生活を支援することを目的として、障害者総合支援法にもとづきホームヘルパーを派遣し、居宅における入浴、排泄、食事等の身体介護、その他日常生活上の家事援助を行います。 |
| 取組状況      | 継続的な事業所運営のため、専門職員の確保と必要な財源の確保を行いました。                                                     |
| 課題及び今後の方針 | 登録ヘルパーの高齢化と登録者数の減少により、利用者へのサービス提供体制を維持することが困難になりつつあるため、人材の確保を行います。                       |

### <サービス実施回数>

| 第2期実績値 | 第3期計画値 |        |        |        |        |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| R2年度   | R4年度   | R5年度   | R6年度   | R7年度   | R8年度   |
| 1,695回 | 1,700回 | 1,700回 | 1,750回 | 1,800回 | 1,830回 |

## ⑦子育て支援ヘルパー派遣事業

5年間の方向性

継続

日中、子育ての手助けを受けられない産前・産後のご家族を対象に、家事の支援を行います。

|           |                                                                              |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------|
| 事業概要      | 妊産婦の属する世帯に対し、家事等の支援を行うことを目的として、ヘルパーを派遣し、食事の支度、洗濯、掃除等を行います。                   |
| 取組状況      | 市民に対し、事業の周知を行うことにより効果的な利用促進を図りました。また、効率的なサービス提供ができるよう相談体制を整備し、関係機関と連携を行いました。 |
| 課題及び今後の方針 | 市民へサービスの周知を行い、利用者の増加を図ります。<br>関係機関との連携を進め、適切な支援体制を構築します。<br>ヘルパーの確保を図ります。    |

### <利用者数>

| 第2期実績値 | 第3期計画値 |      |      |      |      |
|--------|--------|------|------|------|------|
| R2年度   | R4年度   | R5年度 | R6年度 | R7年度 | R8年度 |
| 4件     | 5件     | 5件   | 5件   | 5件   | 5件   |



## ⑧指定特定相談支援事業所運営事業

5年間の方向性

継続

障がいのある方の意思及び人格を尊重し、本人の希望や目的に合わせた適切な計画相談を行います。

|           |                                                                                             |
|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業概要      | 障がい者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な計画相談支援を行い、地域において自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、サービス等利用計画を適切に提供します。 |
| 取組状況      | 関係機関との連携を進め、障がい者の権利擁護のために必要な援助を行いました。また、障がい者支援センターや市などとの連携を進め、適切な支援体制の構築を行いました。             |
| 課題及び今後の方針 | 適切な支援体制の構築のため、相談支援専門員の確保を行います。                                                              |

### <計画作成件数>

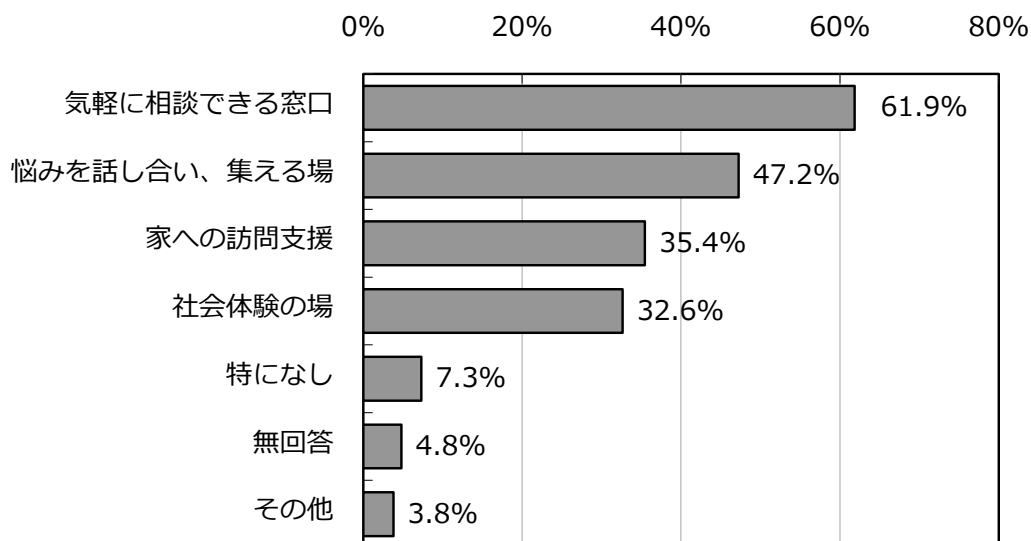
| 第2期実績値 | 第3期計画値 |      |      |      |      |
|--------|--------|------|------|------|------|
| R2年度   | R4年度   | R5年度 | R6年度 | R7年度 | R8年度 |
| 32件    | 40件    | 45件  | 50件  | 55件  | 60件  |

#### （４）生活困窮者対策の推進

本市における生活保護世帯は、全世帯数の約１％で推移しており、全国や県と比較すると低い数値となっています。しかし、近所づきあいが希薄化する中において、閉じこもりがちな高齢者世帯や生活困窮者世帯などは、安否の確認がしにくいという意見も見受けられます。生活保護に至る前の段階で、自立相談支援事業の実施や住宅を確保する給付金の支給等を行う自立支援策の強化が重要です。

生活困窮者世帯等の早期発見・早期支援等に向けて、民生委員・児童委員など関係機関との連携のもと、見守り体制等の強化と相談等支援体制の充実が望まれます。

＜市民アンケート＞「ひきこもり状態の人」に対して必要な支援について



## 各主体が行う取組・施策

|    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市民 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市の広報誌やホームページ等を確認し、日々の生活で困ったことがあったときには周りの方に相談してみましょう。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                |
| 地域 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域に生活に困っているような方がいた場合、声をかけてみましょう。</li> <li>・地域に困っている方がいた場合、市の関係機関への相談について促してみましょう。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                   |
| 行政 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活の困りごとや不安を抱えている場合は、支援員が相談を受けて、どのような支援が必要かを相談者と一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、自立に向けた支援を行います。</li> <li>・働きたくても働けないなどの方に対する就労支援として、福祉事務所とハローワークの連携を強化します。</li> <li>・市社会福祉協議会と連携し、生活困窮者への支援を推進します。</li> <li>・子ども、障がい者や高齢者などに対する虐待・差別、DVを予防するとともに、その早期発見や問題解決を図るために、相談・支援体制の充実、各課との連携及び啓発の強化を図ります。</li> </ul> |

## 社会福祉協議会の地域福祉活動計画

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対して自立相談支援を行います。

### ①あんしんセーフティーネット事業

5年間の方向性

継続

制度の狭間の問題や生活困窮等の新たな福祉課題に対して、社会福祉法人が柔軟に対応し、利用可能な制度や支援機関への橋渡し、ひっ迫した状況にある場合には経済的援助を行います。

|           |                                                                           |
|-----------|---------------------------------------------------------------------------|
| 事業概要      | 市内社会福祉法人4法人（西熊会、幸生会、あゆみ会、さきたま会）が地域の生活困窮者の相談機関となり、市社会福祉協議会と協働して経済的援助を行います。 |
| 取組状況      | 生活困窮者の早期把握や、見守りのための地域ネットワークをより一層強固にしました。                                  |
| 課題及び今後の方針 | サービスの周知を行い、関係機関との連携を進め、適切な支援体制を構築します。                                     |

#### <利用者数>

| 第2期実績値 | 第3期計画値 |      |      |      |      |
|--------|--------|------|------|------|------|
| R2年度   | R4年度   | R5年度 | R6年度 | R7年度 | R8年度 |
| 11件    | 10件    | 10件  | 10件  | 10件  | 10件  |

## ②フードバンク事業

5年間の方向性

継続

賞味期限の近いものや、商品として流通が難しい包装等の規格外食品を、食べ物に困っている方へ支援します。

|           |                                                                                           |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業概要      | 食べることに困っている方へ、NPO法人や市内企業の協力により、緊急支援として食料を配布します。                                           |
| 取組状況      | 継続的な事業運営のため、食品と必要な財源の確保を行いました。また、フードドライブを公民館において実施し、家庭で不要となった食品を、多くの市民に持ち寄っていただきました。      |
| 課題及び今後の方針 | 食料支援だけでなく、関係機関との連携により適切な相談支援につなげる体制づくりに努めます。<br>公民館を主な会場としたフードドライブ活動を実施することにより食料の確保を図ります。 |

### <利用者件数>

| 第2期実績値 | 第3期計画値 |      |      |      |      |
|--------|--------|------|------|------|------|
| R2年度   | R4年度   | R5年度 | R6年度 | R7年度 | R8年度 |
| 183件   | 200件   | 200件 | 200件 | 200件 | 200件 |

### ③はにゅうサロン“わ”事業

5年間の方向性

見直し

社会的に孤立しがちな生活困窮者等が集える居場所を提供するとともに、相談や情報交換などを通して、就労などの自立に向けた支援をします。

|           |                                                                   |
|-----------|-------------------------------------------------------------------|
| 事業概要      | 社会的に孤立しがちな生活困窮者及び生活保護者等が集える居場所を提供し、社会性の乏しい生活からの脱却と就労等の自立の助長を図ります。 |
| 取組状況      | 関係機関と連携し、地域住民が抱える生活課題を早期発見し、相談・支援につなげる機能を強化しました。                  |
| 課題及び今後の方針 | 事業の内容を見直し、社会状況にあった取組を検討します。                                       |

#### <実績値>

| 区分   | 第2期 ※R3年度見込み                             |                                         |                   |            |            |
|------|------------------------------------------|-----------------------------------------|-------------------|------------|------------|
| 年度   | H29年度                                    | H30年度                                   | R元年度              | R2年度       | R3年度       |
| 利用者等 | 「わ」 12回<br>139名参加<br>ティーサロン12回<br>100名参加 | 「わ」 12回<br>140名参加<br>ティーサロン12回<br>91名参加 | 「わ」 10回<br>114名参加 | 新型コロナのため中止 | 新型コロナのため中止 |

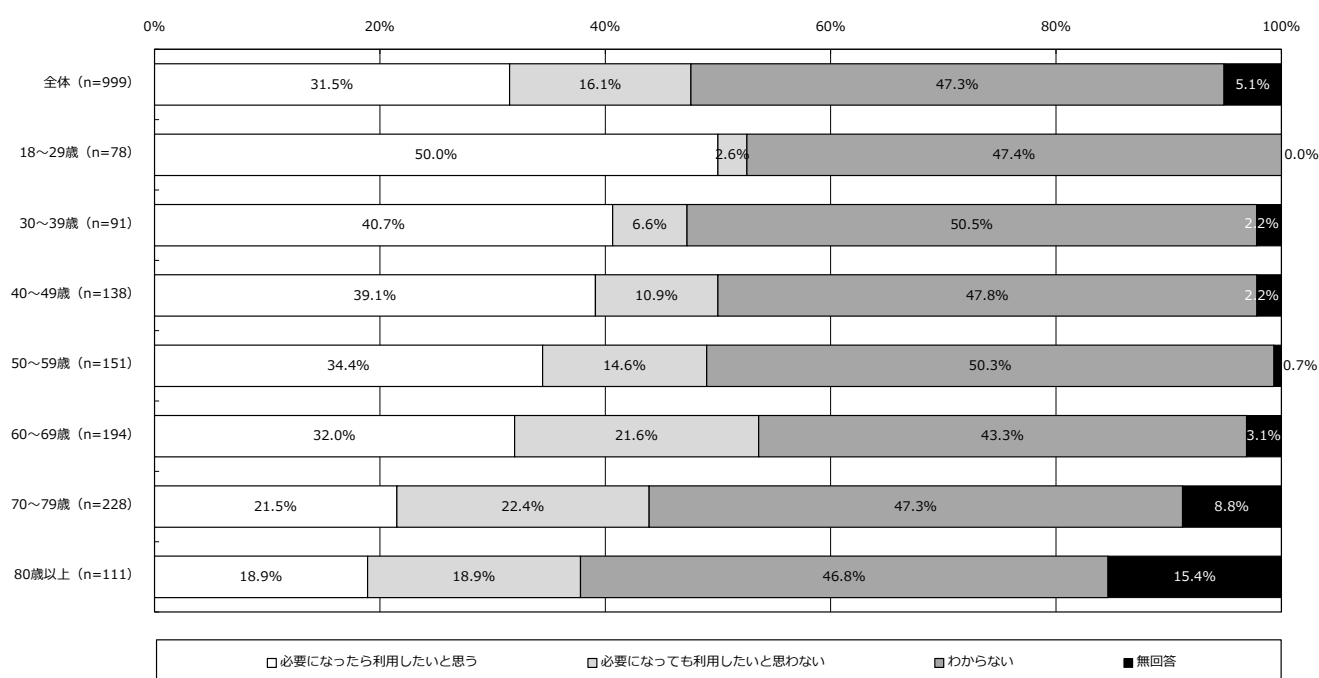
※実施内容の見直しのため、計画策定後、計画値の表記を変更します。

## （５）成年後見制度の普及と利用促進

成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がい等から、物事を判断する能力が十分でない人の権利を守るため、成年後見人等を選任して、本人の暮らしや財産を法的に支援する権利擁護制度です。判断能力が不十分であっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくために、成年後見制度は重要な役割を果たします。そのため、本市においては「成年後見制度の利用の促進に関する法律」14条に位置づけた施策計画として推進していきます。

今回の地域福祉計画における市民アンケートの結果では、18歳～29歳の若い世代は『成年後見制度』を「必要になったら利用したいと思う」と回答している割合が約5割に対し、80歳以上の高齢世代は「必要になったら利用したいと思う」と回答した割合が2割以下でした。そのため、「成年後見制度」自体の認知度を上げていく必要があります。

＜市民アンケート＞「成年後見制度」を利用したいと思うか



## 【成年後見制度】



出典：厚生労働省資料

### ★権利擁護支援のための「地域連携ネットワーク」

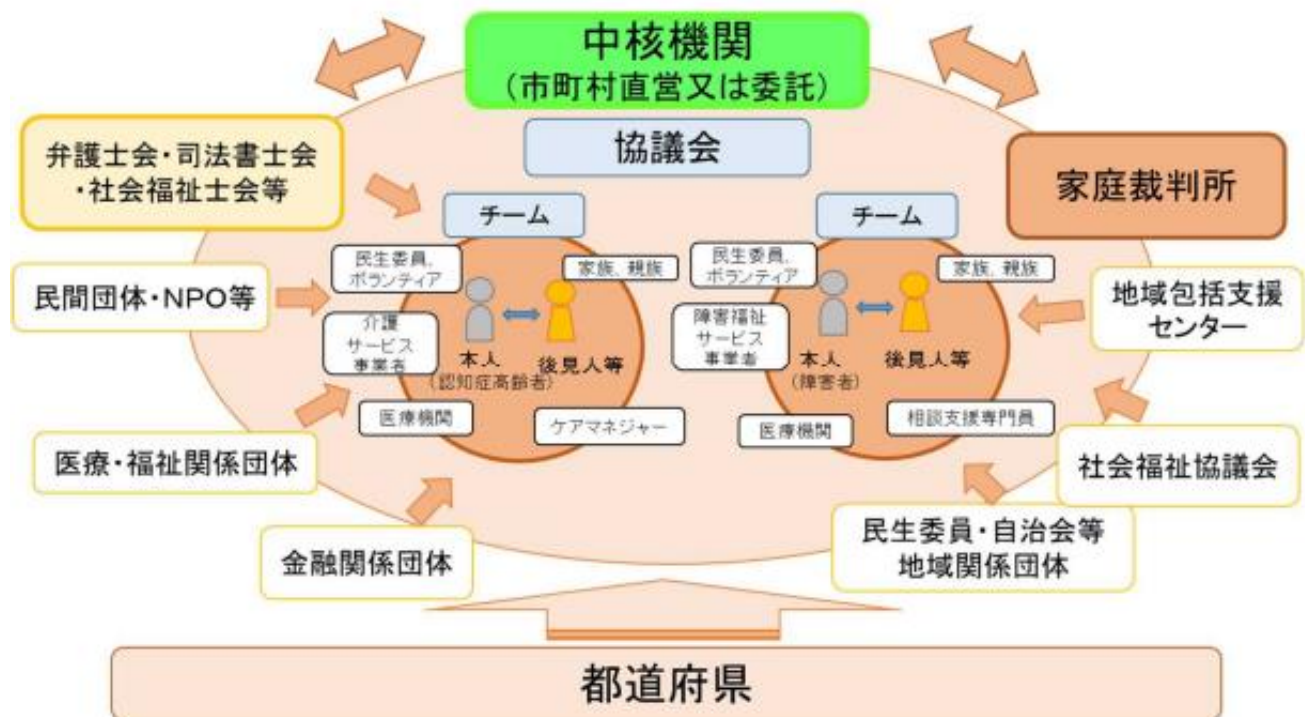
誰もが住み慣れた地域で、地域の人々と支え合いながら、人としての尊厳を失うことなくその人らしい生活を継続していくためには、権利擁護支援の必要な人を早期に発見し、適切に必要な支援につなげるための地域連携ネットワークを構築する必要があります。

地域連携ネットワークの役割は、「権利擁護支援の必要な人の発見・支援」・「早期の段階からの相談・対応体制の整備」・「意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度利用の運用に資する支援体制の構築」であり、地域における既存の保健・医療・介護といった地域の福祉関係者や法律の専門家、そして行政などが連携することが必要です。

本市では、地域連携ネットワークを構成する各機関の体制づくりに取り組むとともに、身近な相談機関である地域包括支援センター等の関係機関との情報交換や情報の共有化を図り、既存の支援の仕組みを活用したネットワークの推進を図っていきます。そして、その地域連携ネットワークを活かし、①広報機能、②相談機能、③成年後見制度利用促進機能、④後見人支援機能を有した成年後見制度の総合相談窓口を担う機関としての「中核機関」の整備を進め、権利擁護支援の推進を図っていきます。



## 【地域連携ネットワーク】



出典：厚生労働省資料

### ◆ 「チーム」

チームとは、地域内で協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行う仕組みです。

### ◆ 「協議会」

協議会とは、「チーム」に対し法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、各地域において、専門職団体や関係機関が連携体制を強化し、各専門職団体や各関係機関が自発的に協力する体制作りを進める合議体です。

### ◆ 「中核機関」

中核機関とは、専門職による専門的助言等の支援の確保や、協議会の事務局など、地域連携ネットワークのコーディネーターとしての役割を担う機関です。

## ★権利擁護支援の推進に向けて

本市は権利擁護支援の推進に向けて、地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき下記①～④の機能について段階的・計画的に整備します。

高齢者や障がいのある人の状況、成年後見に関する国の動向などを踏まえ、本市においても、成年後見を必要とする人が適切に利用できるよう、国の成年後見制度利用促進基本計画を考慮して、地域連携ネットワーク及び中核機関の整備をこれから進めていきます。

### ① 「広報機能」

障がいのある人や認知症などにより判断能力が衰えた人、加齢等による判断能力の低下に不安を抱く人のために、財産管理や身上保護に関する法律行為をサポートする成年後見制度について広く周知を行います。成年後見制度による支援が必要な市民が制度を利用できるように制度の普及・啓発に取り組みます。

### ② 「相談機能」

成年後見制度に関して早期の段階からの相談を受けることで、親族からの申立に関する相談支援、後見候補者の相談など行うことが可能となります。相談しやすい環境を整えることで早期段階からの相談を受け入れ、個々の事情に応じて最も適切な権利擁護ができるよう、関係機関が連携する体制を整備します。

### ③ 「成年後見制度の利用促進機能」

成年後見制度の利用促進を図るため、受任者調整（マッチング）の支援・担い手の育成や活動（市民後見人や法人後見の担い手などの育成等）の促進・日常生活自立支援事業等関連事業からのスムーズな移行を行います。

### ④ 「後見人支援機能」

必要に応じて、日常的なケアの専門職等によるサポートに加え、関係機関との有機的連携により既存の支援の仕組みを活用しながら見守り体制を構築し、後見人支援に取り組みます。

## 各主体が行う取組・施策

|    |                                                                                                                                                                                                                               |
|----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市民 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・成年後見制度に関心をもち、市の広報誌やホームページ等でこの制度に関連する情報を知りましょう。</li> <li>・自分自身や家族など、身近な人が制度利用を必要とする場合は、窓口相談し、制度を活用しましょう。</li> </ul>                                                                    |
| 地域 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、自立した日常生活又は社会生活を営むことが難しい人がいないか周囲に気を配り、必要な人が成年後見制度を利用できるよう、適切な支援につなげましょう。</li> <li>・自治会、民生委員、NPO法人、福祉団体などの地域連携ネットワークを構築し、本人の意思や状況を継続的に把握して必要な対応を行いましょう。</li> </ul> |
| 行政 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・成年後見制度について、広報などでお知らせします。</li> <li>・成年後見制度に関する研修会や講座を開催します。</li> <li>・専門職団体の協力を得て、成年後見制度の利用に関する相談に対応する体制を構築します。</li> <li>・必要に応じて市民後見人の育成について検討します。</li> </ul>                          |

## 社会福祉協議会の地域福祉活動計画

第2期羽生市地域福祉計画及び地域福祉活動計画において「実施に向け検討」とされていた成年後見事業を実施いたしました。

社会福祉協議会では、住民が住みなれた地域でいつまで暮らしていくことができるよう、成年後見人等としての相談機能を強化するとともに、広く住民に周知・啓発し、成年後見制度の利用促進を行います。

### ①成年後見事業

|         |    |
|---------|----|
| 5年間の方向性 | 推進 |
|---------|----|

判断能力が十分でなくとも、地域で安心して暮らすことができるよう、成年後見制度の活用 of 支援を行い、被成年後見人等の財産管理・身上保護などを行います。

|           |                                                                                                               |
|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業概要      | 認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な方々の、財産管理、介護などのサービスや施設への入所に関する契約などを代行又は支援するとともに、経済的な理由で制度を利用することが難しい方の利用支援を行います。 |
| 取組状況      | 法人後見事業を開始しました。                                                                                                |
| 課題及び今後の方針 | 定期的な運営委員会の開催により、関係機関との連携を図るとともに、情報と知識の習得により適切な事業運営を進めます。<br>日常生活自立支援事業からのスムーズな移行体制を構築します。                     |

#### <受任件数>

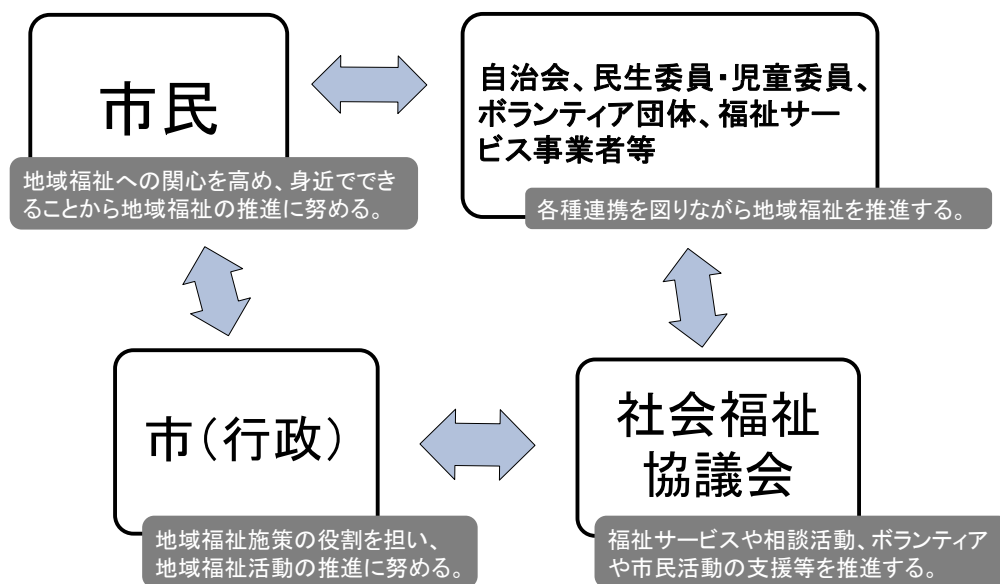
| 第2期実績値 | 第3期計画値 |      |      |      |      |
|--------|--------|------|------|------|------|
| R2年度   | R4年度   | R5年度 | R6年度 | R7年度 | R8年度 |
| 0件     | 2件     | 4件   | 6件   | 8件   | 10件  |

## 第5章 計画の推進

### 1 計画の推進体制と進捗評価

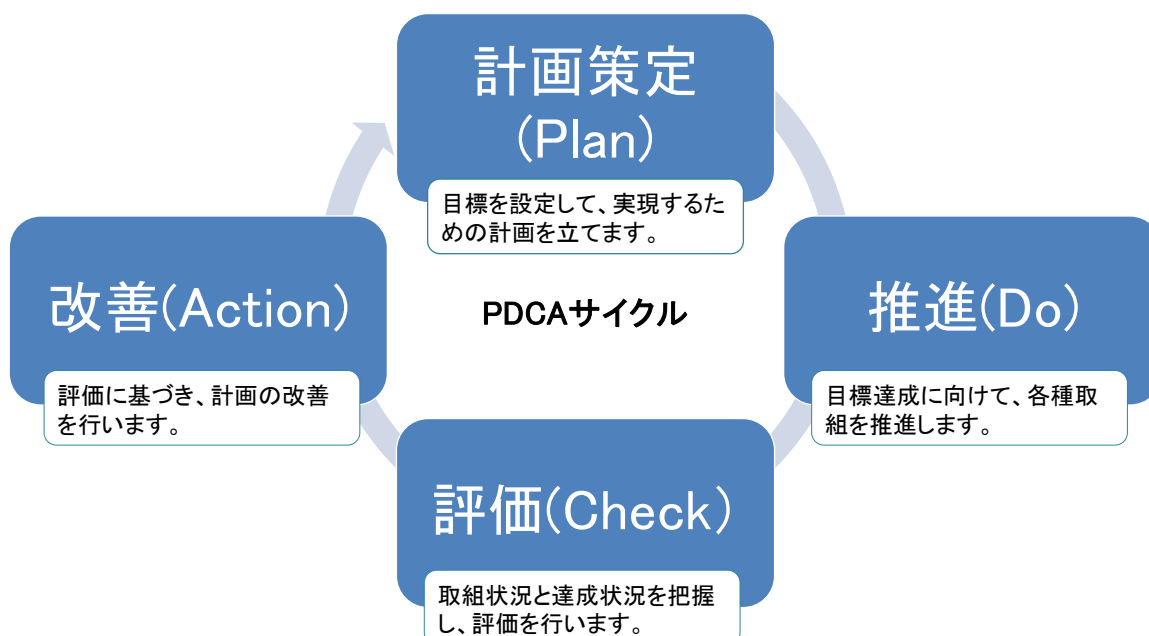
#### (1) 計画の推進体制

本計画は、地域住民、自治会、関係機関、各種団体・事業者及び市（行政）や市社会福祉協議会などが連携して、地域課題を地域の中で解決していくまちづくりを進める計画です。



#### (2) 進捗評価

本計画の施策・事業の実施にあたり、それらの進捗評価が重要です。計画に基づいて実施された様々な取組の実績を評価した上で、計画について必要な見直しを行うため、PDCAサイクルを推進し、事業の報告や評価・改善を行います。



# 資料編

## 1 策定体制

| 現状の把握と課題抽出                                                                                                                         |                                                                                    |                                                                                                                   |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 基礎調査                                                                                                                               | アンケート調査                                                                            | 支部社協懇談会                                                                                                           |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民基本台帳</li> <li>・国立社会保障・人口問題研究所</li> <li>・統計はにゅう</li> <li>・国勢調査</li> </ul> <p>など各種資料より</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民アンケート調査</li> <li>・支部役員アンケート調査</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内9地区で実施<br/>(羽生地区、新郷地区、須影地区、岩瀬地区、川俣地区、井泉地区、手子林地区、三田ヶ谷地区、村君地区)</li> </ul> |

計画の「骨子案・素案」作成

「羽生市地域福祉計画及び地域福祉活動計画庁内検討委員会」

計画策定にあたり、庁内の関係各課で検討を行い、  
また連携を図ることを目的として設置

羽生市地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会

計画策定にあたり、関係者等の幅広い参画を得て、  
その意見を反映させることを目的として設置

パブリックコメントの実施

**第3期羽生市地域福祉計画及び地域福祉活動計画**

## 2 策定委員会要綱及び名簿

### (1) 羽生市地域福祉計画策定委員会設置要綱

平成23年4月1日

告示第41号

#### (趣旨)

第1条 この要綱は、羽生市附属機関設置条例(令和2年条例第1号)第4条の規定に基づき、羽生市地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

#### (組織)

第2条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 福祉団体関係者
- (3) 保健医療関係者
- (4) 地域団体関係者
- (5) 公募による市民

#### (任期)

第3条 委員の任期は、計画が終了するまでとする。

#### (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員長は委員の互選によってこれを定め、副委員長は委員長の指名するところによる。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、市民福祉部社会福祉課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年1月23日告示甲第2号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年3月13日告示甲第16号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。



## (2) 羽生市地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会委員名簿

(敬称略・五十音順)

| No. | 区分      | 所属               | 氏名     | 備考   |
|-----|---------|------------------|--------|------|
| 1   | 識見を有する者 | 群馬医療福祉大学大学院 特任教授 | 稲葉 一洋  | 委員長  |
| 2   | 福祉団体関係者 | 北埼玉障がい者生活支援センター  | 太田 和美  |      |
| 3   | 福祉団体関係者 | 羽生市ボランティア連絡会     | 小久保 雅夫 |      |
| 4   | 福祉団体関係者 | 羽生市福祉関連法人連絡会     | 櫻井 義彦  |      |
| 5   | 福祉団体関係者 | 羽生市民生委員児童委員協議会   | 鈴木 康夫  | 副委員長 |
| 6   | 福祉団体関係者 | 羽生市福祉関連法人連絡会     | 瀬山 和代  |      |
| 7   | 福祉団体関係者 | 羽生市社会福祉協議会       | 高柳 好雄  |      |
| 8   | 地域団体関係者 | 羽生市 PTA 連合会      | 田邊 弘栄  |      |
| 9   | 地域団体関係者 | 羽生市老人クラブ連合会      | 出井 武男  |      |
| 10  | 地域団体関係者 | 羽生市自治会連合会        | 長谷川 光男 |      |
| 11  | 公募による市民 |                  | 浜本 由理  |      |
| 12  | 福祉団体関係者 | 羽生市わかくさ会         | 日高 美幸  |      |
| 13  | 福祉団体関係者 | 羽生市地域包括支援センター    | 松村 薫   |      |
| 14  | 公募による市民 |                  | 吉田 紀久恵 |      |

### 3 策定経過

| 年月日                     | 項目                   | 内容                                                                                      |
|-------------------------|----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和3年6月4日～<br>令和3年6月25日  | アンケート調査              | ・市在住の18歳以上の方2,000人（無作為抽出）に調査票を郵送配布（市民アンケート）<br>・社会福祉協議会の支部役員232人全員を対象に調査票を配布（支部役員アンケート） |
| 令和3年5月～6月               | 支部社協懇談会              | ・市内9地区で実施<br>・「地域で困っていること・地域の課題」「10年後に想定される課題」「現在取り組んでいること、今後取り組みたいこと」について              |
| 令和3年8月19日               | 第1回庁内検討委員会<br>（書面開催） | ・策定方針について<br>・アンケート調査報告<br>・支部社協懇談会報告<br>・計画「骨子案」の検討                                    |
| 令和3年8月24日               | 第1回策定委員会             | ・アンケート調査報告<br>・支部社協懇談会報告<br>・計画「骨子案」の検討                                                 |
| 令和3年10月26日              | 第2回策定委員会             | ・計画「素案」の検討                                                                              |
| 令和3年11月26日              | 第2回庁内検討委員会           | ・計画「素案」の検討                                                                              |
| 令和3年12月9日               | 第3回策定委員会             | ・計画「素案」の検討                                                                              |
| 令和4年1月25日～<br>令和4年2月24日 | パブリックコメント            | ・第3期羽生市地域福祉計画及び地域福祉活動計画（案）について市ホームページ等で意見の募集                                            |



第3期羽生市地域福祉計画・地域福祉活動計画

発行：令和4年3月 羽生市・羽生市社会福祉協議会

編集：社会福祉課・羽生市社会福祉協議会

〒348-8601 埼玉県羽生市東6丁目15番地

電話 048-561-1121